

◆大館市の地域防災力を高めるために

第1節 防災体制の整備

《計画の方針》

市及び防災関係機関は、地震発生後の混乱期に市民の生命を守り、被害の拡大を最小限にとどめるため、迅速な防災活動を開始する組織をあらかじめ整備しておく必要がある。さらに、地域間の応援協力体制や市民、自主防災組織、企業防災組織間の相互扶助体制の整備についても十分な計画が必要である。

このため、市及び防災関係機関は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図る防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していく。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 市の防災体制の整備	危機管理課、各課	
2 各種情報のバックアップ	各課	
3 初動体制の強化	各課	
4 防災関係機関の防災体制の整備		各機関
5 防災をめぐる社会構造の変化と対応	危機管理課	市民、自主防災組織
6 減災対策の推進	危機管理課、各課	

1 市の防災体制の整備

市は、職員に対し、災害時の応急対策活動を行えるよう日ごろから訓練等を通じて、災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、地域防災計画に基づく震災応急対策に関する活動要領（職員緊急マニュアル）等を整備し、さらに各課等に緊急マニュアルを策定させる。

また、市の各部等は災害時に他の部等とも円滑に連携が図れるよう、日ごろから情報交換を緊密に行っておくとともに、研修及び訓練を共同で行い各部等間の連携体制の強化を図る。

災害時においては、行政機能が低下または喪失した場合でも応急対策活動を行う一方、通常業務のうち、中断によって市民生活に重大な影響を及ぼす業務については、優先的に継続して行う必要がある。そのため、それらの業務を効率的に遂行する大館市業務継続計画（BCP地震編）を策定している。今後は、最新の

被害想定や本計画に基づき業務継続計画の改訂を行う。

2 各種情報のバックアップ

市は、災害発生後にも必要となる住民データ等の各種情報については、立地条件等を勘案の上、必要に応じて複数のバックアップデータを作成する。

また、庁舎外への保管を検討する。

3 初動体制の強化

(1) 各部等の配備・動員計画

各部長等は所管部等の非常配備体制別職員名簿を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、そのつど速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図る。

① 配備・動員計画の作成

各部等の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

- ア 非常配備体制別職員名簿
- イ 職員参集（予定・報告）表
- ウ 職員動員伝達系統表

② 報告

各部長等は、計画を作成もしくは修正したときは、随時総務部長に報告する。

(2) 災害時初動マニュアルの作成

組織としての活動要領（職員緊急マニュアル）及び各課緊急マニュアルに基づき、市職員一人ひとりが災害時初動マニュアルを作成し、参集段階からの各自の行動について習熟しておく。

4 防災関係機関の防災体制の整備

防災関係機関は、平常時からそれぞれの業務に対応した災害予防体制を整備し、災害時には自ら防災業務や活動を実施するとともに、市の防災活動に協力する。

5 防災をめぐる社会構造の変化と対応

(1) 地域防災力の強化

住民意識及び社会環境の変化により、近隣扶助の意識が低下傾向にあるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を含めた多くの住民参加による防災訓練の実施、防災思想の徹底等を図る。

(2) 女性参画の拡大

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、市避難所開設・運営マニュアルの見直しや、訓練、検証などに多様な視点を導入するとともに、避難所運営組織や避難所窓口への配置など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

6 減災対策の推進

市は、平成 18～27 年度を計画期間とする新大館市総合計画で、「利便性が高く安全な暮らしを支える快適生活都市」を将来都市像の一つとして掲げ、各種施策を推進することとしているほか、道路や上下水道などインフラ、ライフラインの整備を計画的に進めることにより、総合的な減災対策を推進する。

第2節 自主防災力を活かした 防災への取り組み

《計画の方針》

市民は、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、平常時より災害に対する備えを心掛けておくことが重要である。特に、過去の災害では、地震発生直後、自主防災組織や住民の協力により多くの人が救助されている事例が報告されている。

このため、市は、災害時における地域住民による相互扶助の重要性を、より多くの市民が自主的に考えることができるよう参加型の学習会や防災訓練等を実施する。また、住民の連帯意識に基づく自主防災組織、事業所における自衛消防組織の整備育成や、ボランティア団体等と連携し、その協力体制などを積極的に支援する。

なお、女性、高齢者、障害者等の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性等の参画促進に努める。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 自主防災組織の育成	消防本部	県、市民、自主防災組織
2 事業所の自衛消防組織	消防本部	事業所
3 各機関等との連携	消防本部	市民、自主防災組織、事業所、消防団、各機関

1 自主防災組織の育成

(1) 現況

本市における自主防災組織は、町内会による自治組織を主体とし、火災予防を主眼に設置、育成されてきたが、今後さらに突発的に発生する地震災害に備えて市民による地域自主防災体制の組織づくりを積極的に進める必要がある。

現在、市では、自主防災組織の結成促進に向けて、未組織の町内会等に結成を働きかけるとともに、育成強化のため、地域活動時における指導や、県主催のリーダー研修会への積極的な参加を促している。

また、これと併せて、各事業所における自衛消防組織の設置、特に消防法等の法令上設置義務の無い事業所等について、自衛防災組織の設置指導を図り、地域の一員である事業所等と一体となった自主防災体制の確立を推進す

る必要がある。

◆自主防災組織等の育成に関する資料

(資料 1－5)

(2) 育成計画

市は、自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていくため、次の対策を実施する。

① 普及啓発活動の実施

市消防本部は、防災講演会や各種研修会の開催、広報紙、市ホームページ、防災パンフレットの作成等を通じ、市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発し、地域防災活動への参加を促進する。

② 自主防災組織の編成

ア 自主防災組織は、地域既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用し、実行力のある組織体制の編成に努める。

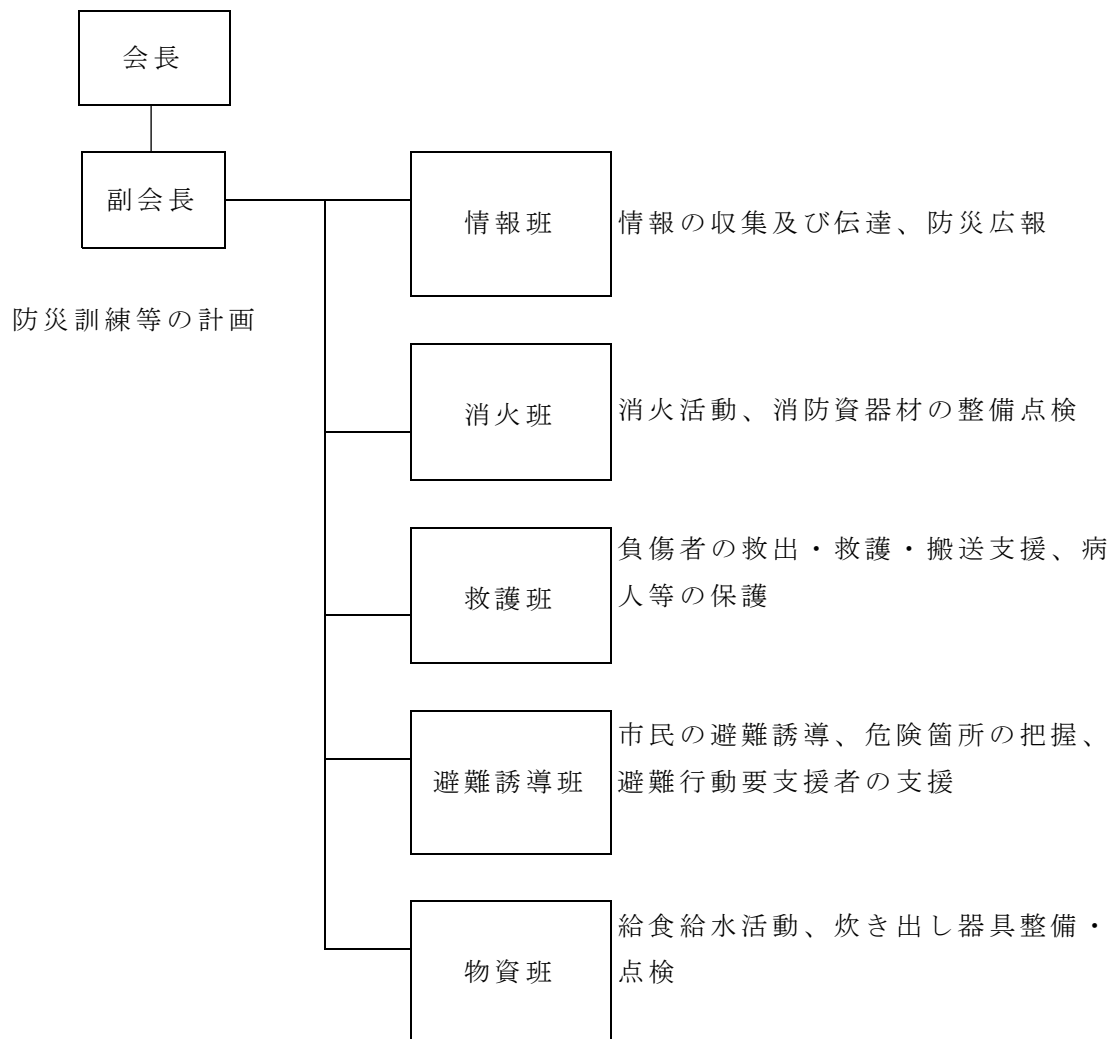
イ 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の防災組織を自主防災組織として位置付け育成する。

ウ 保育所、幼稚園、小・中・高等学校、大学等へ積極的に防災訓練等への参加を呼びかけ、自主防災組織との連携強化を図る。

エ 少年消防クラブ等の活動を助長するほか、小・中学生等への防災知識の普及及び啓発を通じ、将来の自主防災組織活動の素地を養成する。

オ 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の役員等に女性を複数登用するように努める。

カ 自主防災組織は、次に示す編成を基本とし、地域の実情に応じた組織編成とするものとする。



■ 図 2 - 2 - 1 自主防災組織系統図（例）

③ 組織の規約

自主防災組織を円滑、かつ効率よく運営していくためには、基本的な事項について統一的な自主防災組織規約を設けておく必要があるが、それぞれの地域の実情を踏まえた地域ごとの自主防災組織規約についても整備を働きかける。

◆ 自主防災組織等規約（作成例）

（資料 1 - 6）

④ 協力体制の整備及び活動支援

ア 市消防本部は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的とする連絡協議会組織を通じて、組織間の情報交換等を行うなど連携体制の強化に努める。

イ 市消防本部は、自主防災組織の参加を含む防災訓練計画を策定し、市民に積極的な参加を呼びかけ、その防災意識の高揚や防災技術の向上に努める。

る。

ウ 市消防本部は、コミュニティ助成事業などの助成金を活用し、自主防災組織の防災資機材の整備を支援する。

エ 市消防本部は、県と連携し計画的にリーダー研修会等を開催して、市民が率先して自助並びに共助による災害時避難行動を行う際に必要な技能、知識等の普及、啓発に努める。

オ 市消防本部は、県の自主防災アドバイザーを活用し、自主防災組織の活動の活性化を図る。

(3) 自主防災組織の活動

① 自主防災組織の役割

災害時には、隣近所や町内会等の班など地域に密着した地域の集まりの中で、お互いに助け合うことが大切である。自主防災組織は、市や防災関係機関と協力し、それぞれの地域特性に応じた住民避難計画の作成や防災訓練の実施を行うなど、地域力を最大限に活かした活動の推進に努め、市はこれを支援する。

② 自主防災組織に期待する活動内容

ア 平常時

- (ア) 避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- (イ) 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- (ウ) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- (エ) 火気使用設備及び器具等の点検
- (オ) 消火用資機材の整備・点検
- (カ) 防災用資機材、応急手当用医薬品等の備蓄及び管理
- (キ) 地域内の防災点検

イ 発災時

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 情報の収集・報告、命令指示等の伝達
- (ウ) 救護の実施及び協力
- (エ) 集団避難誘導の実施
- (オ) 炊き出し及び救援物資の分配に対する協力
- (カ) 避難行動要支援者の安全確保等

2 事業所の自衛消防組織

(1) 事業所の現況

市内の危険物取扱事業所は、大館市危険物安全協会を組織しており、また、ガス取扱事業所では、大館LPガス協議会の指導のもとに自主保安体制を確立することとしている。

（２）事業所の自衛消防組織の整備

事業所は、消防法第８条の規定により「消防計画」を作成するときは、従業員、利用者の安全を確保し、的確な防災活動が可能な計画とする。

また、事業所は、自主的な防災組織の編成に努めるとともに、周辺地域の自主防災組織と綿密な連携を取り、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。さらに、市は事業所等に対し、市が実施する防災事業等に積極的な協力と参加を求めるよう働きかける。

その具体的な活動内容については、次のとおりとする。

① 防火管理体制の強化

学校・病院・大規模小売店等多数の人が出入りする施設の施設管理者は、消防法第８条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、避難誘導、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防火体制については、建物全体の防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には全体の消防計画に従い、統括防火管理者が中心となった防火体制が取れるよう指導する。

（活動内容）

- ア 消防訓練
- イ 従業員の防災教育
- ウ 情報の収集・伝達方法の確立
- エ 火災その他の災害予防対策
- オ 避難対策
- カ 応急救護対策
- キ 地域の防災活動への協力

② 危険物施設及び高圧ガスの取扱事業所等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には、防災機関のみでは十分な対応が図れないことも考えられる。このため、市消防本部は、危険物施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

3 各機関等との連携

（１）自主防災組織、消防団及び自衛消防組織の連携

市消防本部は、自主防災組織と地元の消防団、事業所の自衛消防組織が、平常時から相互の協力体制が確保されるよう支援に努める。

また、自主防災組織と事業所の自衛消防組織との平常時及び震災

時における協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるよう努める。

（２）消防職団員及びＯＢとの連携

消防職団員及びＯＢは、専門知識や自主防災組織運営等に関するノウハウがあり、また、活動面においては豊富な実践経験がある。市消防本部は、これらを踏まえ消防職団員及びＯＢとの連携を図るよう努める。

第3節 企業防災の促進

《計画の方針》

震災時の企業活動の停止は、社会に与える影響は大きい。このため各企業は、震災時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に震災前に近づけられるよう、事前の備えの重要性を認識する必要がある。そのため、市は、企業の震災時における防災対策の推進を働きかける。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 企業の役割	危機管理課	企業（事業所）
2 企業への支援	危機管理課、消防本部	企業（事業所）

1 企業の役割

震災時における企業活動の低下・停止は、地域社会に大きな影響を与える。このため、市は、各企業が震災時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、震災時に主要な業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう要請する。また、防災体制の整備、防災訓練、事業所施設の耐震化や設備の転倒防止等の地震対策、さらには被害を想定した復旧計画の策定、計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進を働きかける。

＜事業継続とともに求められるもの＞

① 生命の安全確保と安否確認

第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。

② 二次災害の防止

製造業などにおける火災の防止、建築物・構造物周辺への倒壊防止、薬液の漏えい防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

③ 地域との協調・地域貢献

災害が発生した場合には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の早期復旧を目指すことが望まれる。

また、企業がその特色を生かして地元地域の早期復旧や災害救援業務に貢献できる場合には、市等との合意・協定の締結が社会的にも望まれる。

企業の社会貢献には次の項目が考えられるが、企業価値の向上という面でも可能な対応を行うことが望ましい。

ア 援助金の提供

イ 避難者への自社の敷地や建物の一部開放

ウ 保有する水・食料等の物資の提供

エ 地元地域の災害救援事業を支援するために必要とされる技術者の派遣

オ 社員のボランティア活動への参加

2 企業への支援

市は、各企業における防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取り組みに関する積極的な評価の実施などにより、企業の防災力の向上を支援する。

また、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練または研修などへの積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

（１）事業継続計画（ＢＣＰ）の策定への支援

企業の事業を継続するためには、重要業務を目標復旧時間までに必ず復旧させるための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定が重要であるため、市は企業から相談があったときは支援に努める。具体的な対応の策定は、重要な要素をいかに防御するか、または重要な要素が万一被災した場合にどのような対応をするかの二つの観点から実施することが必要であり、策定に当たっては、次の項目が特に重要とされている。

ア 指揮命令系統の明確化

イ 本社等重要拠点の機能の確保

ウ 対外的な情報発信及び情報共有

エ 情報システムのバックアップ

オ 製品・サービスの供給

（２）教育・訓練の実施への支援

市は、企業が行政機関や地域と連携して次のような訓練を行い、事業継続計画を継続的に改善するよう働きかける。

ア 基礎知識を与えるための教育

イ 幹部社員を対象とした机上訓練・意思決定のための訓練

ウ 避難訓練

エ 消防訓練

オ バックアップシステムの稼働訓練

カ 対策本部設営訓練 など

第4節 防災知識の普及啓発

《計画の方針》

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、市民一人ひとりの自覚と、平常時から地震防災に対する構えと心掛けが重要である。また、地震発生時には、初期消火など自らができる防災活動を始め、自主防災組織などの地域コミュニティ団体等による防災活動、さらに企業及び関連団体等による防災活動が、市及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施と相まって、被害の軽減に結び付く。

このため、市は、平常時から防災計画及び防災体制、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な広報を行い、さらに市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及に努める。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 各主体の防災教育	危機管理課、消防本部、各課	各機関
2 市民に対する防災知識の普及	危機管理課、消防本部	市民、各機関
3 防災に関する意識調査	危機管理課	各機関
4 情報収集	危機管理課	各機関

1 各主体の防災教育

(1) 防災関係職員に対する防災教育

市危機管理課及び防災関係機関は、応急対策を実施する防災関係職員に対し、災害に関する豊富な知識、適切な判断力及び柔軟な災害対応能力を養成するため、次のような防災教育・研修を実施する。

① 教育の方法

- ア 災害現場での実体験（視察や現地調査等の実施、避難所運営、災害ボランティアへの積極的な参加）
- イ 防災活動等に係る印刷物の配布
- ウ 防災訓練・図上演習の実施
- エ 庁内LANを通じた防災教育、情報提供

② 教育の内容

- ア 市地域防災計画の概要
- イ 防災関係法令の運用

- ウ 地震災害の特徴、災害史、災害教訓
- エ 防災知識と技術
- オ 危機管理
- カ 救命救急
- キ その他必要事項

③ 応急対策活動の習熟

市危機管理課及び防災関係機関は、被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災関係職員に対しては、作業の流れや必要な手続き、連絡先、配慮すべき事項等、現場での活動を具体的に想定した応急対策マニュアルを作成し、対策の周知徹底に努める。

④ 研修会及び講習会の開催

市危機管理課は、災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を体験した自治体担当者等を講師として招き、研修会、講演会の開催を図る。

（２）学校等における防災教育

学校等においては、幼児・児童・生徒等に対する防災教育の充実を図り、防災訓練等の実施により地震発生時の対応などの理解を深めることが必要である。（◎本章第 34 節「学校等教育施設の防災対策・防災教育」参照）

（３）防災上重要な施設の管理者等の教育

① 防災教育の現況

防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育は、消防法等関係法令に基づき講習会等を実施して、資質の向上に努める。

② 査察等を通じての現場指導

防災上重要な施設については、定期的に査察を実施して、施設の維持管理及び地震発生時における対処要領等について指導する。

③ 講習会等の実施

ア 防火管理者に対しては、講習会、研究会等を通じて、その職責を自覚させる。

イ 防災上重要な施設の管理者等に対しては、講習会、訓練等を通じて地震発生時における対処能力を向上させる。指導の内容は、主として施設の防災に関する計画、過去の地震災害事例、施設の構造、緊急時における連絡、通報体制とする。

④ 防災に関する指導書、パンフレット等を作成配布

（４）企業における防災教育

① 防災教育の現況

事業所における従業者等に対する防災教育は、消防訓練や講習会等を実施して、資質の向上に努めている。

② 消防による立入検査と是正措置

施設・設備の不備欠陥を早期に発見し、地震発生時の出火及び延焼拡大の危険要因を排除するため、消防による立入検査を通じて、次の事項を主眼とした事前指導を徹底する。

ア 防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、小規模な事業所についても、地震に対する事前対策と震災発生時の応急対策を効果的に行えるよう指導し、事業所における防火管理体制の確立を図る。

イ 消防用設備等の機能に不備が無いよう法定点検と自主点検の確実な実施について指導を強化する。

ウ 火を使用する設備・器具等の安全管理を徹底し、自主点検の励行を指導する。

エ 危険物・指定可燃物等の取り扱いと適正管理の指導を行う。

オ 事業所ごとに計画を立て、従業者等に対しての防災教育を実施するよう指導する。

カ 事業所の消防計画及び防災教育等の内容について、訓練、研修等の機会を通じて、実態に即した体制が確立されるよう助言、指導する。

③ 講習会・研修会等の実施

ア 防火管理者に対しては、講習会、研究会、連絡会等を通じて、その職責を自覚させる。

イ 事業所等の職員に対しては、講習会、訓練等を通じて地震発生時における対処能力を向上させる。指導の内容は、主として施設の防災に関する計画、過去の地震災害事例、施設の構造、緊急時における連絡、通報体制とする。

（５）地域コミュニティにおける防災教育の普及促進

市は、町内会、自主防災組織等の地域コミュニティに対し、防災に関する教育・研修などを通じて普及促進に努める。

2 市民に対する防災知識の普及

（１）防災知識普及の現況

日本海中部地震を契機として設定した「県民防災の日」（５月２６日）、「防災の日」（９月１日）等を中心に、防災意識の啓発及び防災訓練を実施して、防災知識の普及に努めている。

（２）被災者に対する知識

防災知識の普及・啓発は、地震等の被災事例、発生のメカニズムなど基礎知識の説明にとどまるものが多いが、最も重要な知識は、自らが被災者となった場合の避難生活及び生活支援に関することである。特に、被災者の生活支援、住宅の再建支援に関する公的または民間金融機関における融資や貸付

制度など、被災者の視点から捉えた知識が重要である。

① 避難行動要支援者

避難行動要支援者は、災害から自らを守るために安全な場所への避難や災害時における一連の行動を取るために支援を必要とする人々である。避難行動要支援者には、高齢者を始め様々な者がおり、状態に合わせた支援の必要性を知識として持つことが重要である。（◎本章第 27 節「避難行動要支援者等の安全確保」参照）

② 避難者のプライバシー

過去の災害の例を見ても、震災時の避難所の多くは学校の体育館が当てられ、避難者のプライバシーを守る間仕切りなどが設置されていない場合が多い。このため、市は、避難者のプライバシー保護に関する施策を早期に策定し、これを市民に根付かせるための啓発活動が重要である。

③ 女性の視点から捉えた支援

避難者に対する支援については、男女の特質を考慮せず、全て一律な支援が行われてきた。しかし、多くの避難所の事例から、男女の特質を考慮した支援は不可欠であり、市は、女性の特質に考慮した支援マニュアルなどを早期に策定し、これを市民に根付かせるための啓発活動が重要である。

（３）防災知識の普及

防災に関する知識を普及させるため、効果的な広報媒体を活用して知識の普及を図る。

① 普及の方法

ア 印刷物による普及

市危機管理課及び防災関係機関は、広報紙に防災関係記事を掲載し、また、パンフレット等を作成し市民に配布するなどして、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

イ 講習会等の開催

市危機管理課、消防本部及び防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、市民に直接参加を呼びかけるほか、自主防災組織や事業所単位での参加も呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。また、特に防火管理者、危険物取扱者等に対しては講習会を催す。

なお、テキスト中心では十分な教育効果が得られにくいため、できるだけ体験・参加型の催しを組み合わせる。

ウ 報道機関による普及

市危機管理課は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、市地域防災計画及び災害注意事項等の資料を提供し、普及についての協力を依頼する。

エ その他のメディア等の活用

(ア) 防災に関するビデオ・フィルムの貸出

- (イ) インターネット（市のホームページ）、SNS の活用
- オ 防災訓練を通じた教育
各種防災訓練を実施して適切な応急活動の修得と防災知識の普及を図る。
- カ 出前講座での教育
出前講座を通して、防災知識の普及等を図る。
- キ その他
県地震体験車等を活用し、防災意識の向上を図る。

② 普及すべき内容

- ア 地震に関する知識
- イ 市地域防災計画の概要
- ウ 災害対策基本法及び関係法令等の趣旨徹底
- エ 行政機関、関係機関の連絡先
- オ 自主防災組織と活動状況
- カ 区域内の災害危険箇所
- キ 過去の災害の紹介及び災害の教訓
- ク 地震時の心得
 - (ア) 災害情報の取得方法の確保
 - (イ) 緊急地震速報や特別警報を受けたときの適切な行動
 - (ウ) 連絡方法の確保
 - (エ) 避難の時期、避難所等及び避難方法の確保
 - (オ) 非常食糧、水の備蓄（最低3日分）、身の回り品の準備及び貴重品の整理
 - (カ) 地震災害の態様に応じて取るべき手段、方法等
 - (キ) 災害危険箇所の確認
- ケ 大地震から身を守るためのポイント 10 箇条

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 まずわが身の安全を図れ 2 落ち着いて火の始末（あわてず、冷静に） 3 戸を開けて出口を確保 4 火が出たらすぐ消火 5 あわてて外に飛び出さない 6 狭い路地、崖、川べり等には近付かない 7 山崩れ、崖崩れに注意 8 避難は徒歩で、荷物は最小限に 9 協力し合って応急救護 10 正しい情報を聞く |
|--|

(4) 市民自ら行う防災知識の学習・心得

市民は、市及び防災関係機関が開催する防災講演会や研修会、自主防災組織の活動などに積極的に参加するものとする。また、災害発生時の心得の習得や、災害教訓の伝承に努めるものとする。

3 防災に関する意識調査

市民等の防災に関する意識を正しく把握することは、防災対策上極めて重要である。市危機管理課及び防災関係機関は、市民に対し防災意識調査や、意見聴取などを必要に応じて適時実施し、その調査結果を、市及び防災関係機関の防災対策に反映させるものとする。

4 情報収集

(1) 関係機関の情報収集

市危機管理課は、国、県、政令指定都市、中核市、その他市町村、指定地方行政機関等が策定した防災対策に関する計画・情報について、それらの情報収集に努める。

(2) 図書・資料等の収集、整理

市危機管理課は、防災に関する学術刊行物を始め、その他防災に関する図書・資料等の収集、整理に努める。

第5節 防災訓練

《計画の方針》

大規模地震発生時に迅速かつ的確な行動を取るためには、市、防災関係機関、市民などそれぞれが、取るべき行動を想定した実践的な訓練を計画的に実施することが重要である。

防災訓練の実施は、地域防災計画の熟知、防災関係機関の協力と連絡体制の緊密化、防災関係機関と市民との協力体制の推進、市民に対する防災知識の普及・啓発及び地域防災計画の検証など副次的な効果も高く、さらには、防災関係機関を始め、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等との連携強化に繋がる。

なお、市町村共同の訓練も実施する必要がある。

訓練の実施に当たっては、女性や高齢者、障害者などの避難行動要支援者の視点で捉え、避難所運営など実践に即した体験が得られる防災訓練を行うことにより、市民の防災意識の向上を図る。また、訓練後に課題等を整理し、必要に応じて体制の改善を図る。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 防災訓練の実施	各課	各機関
2 総合防災訓練	危機管理課、消防本部、各課	各機関、市民、自主防災組織、事業所等
3 各関係機関等の訓練	危機管理課、消防本部	各機関
4 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練	危機管理課、消防本部	市民、自主防災組織、事業所

1 防災訓練の実施

（１）防災訓練の現況

市は、市地域防災計画に基づいて各種訓練を実施しており、地震災害応急対策に必要な実践的能力の向上はもとより、一般市民に対する防災思想の普及啓発のうえからも、防災上極めて重要な役割を担っている。

（２）訓練の区分

① 図上訓練

各種災害を想定し、関係機関、団体の予防措置、応急対策など実員を使って訓練を行うことができない場合、または、指揮能力を養成する訓練などを

行う場合にこれを実施する。

② 実践訓練

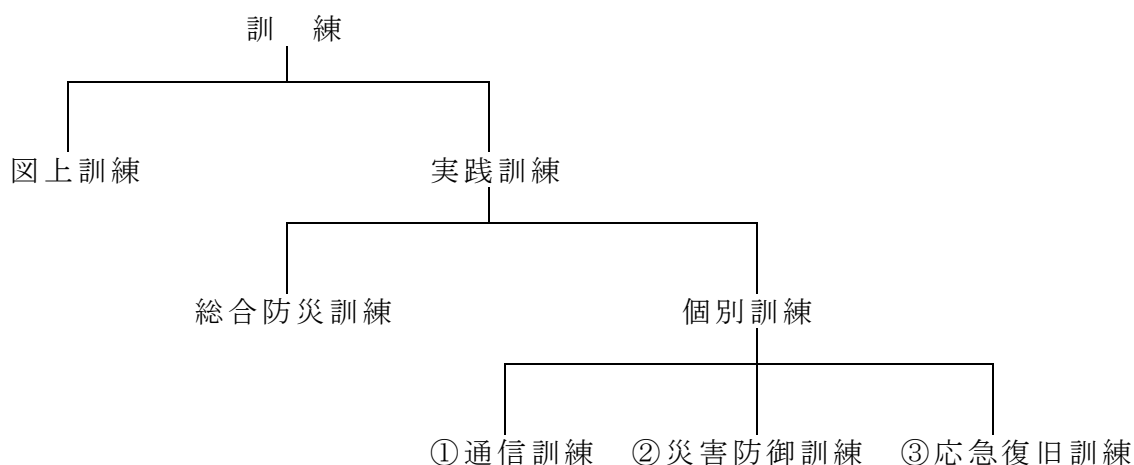
実際の災害を想定して、総合的、または個別的に実施する。

ア 総合防災訓練

災害想定に基づき、市内防災関係機関、関係団体及び地域住民の参加協力による各種訓練を総合的に実施するものとし、原則的に市防災会議が関与して行う。

イ 個別訓練

防災関係機関、関係団体が個別にその事務に関連した訓練種目を選定して、訓練を実施する。



■表 2 - 5 - 1 訓練の区分

(3) 訓練の種別

市は、次のような訓練を計画的に実施し、災害対応力の強化に努める。

① 通信訓練

市は、地震の発生を想定し、災害情報の収集・伝達及び被害状況の収集・報告等、迅速かつ的確な災害状況の把握を行い、防災体制を確立できるよう定期的に通信訓練を行う。また、電話及び秋田県総合防災情報システム、市防災行政無線等が使用不能になったときの通信連絡の確保についても十分な検討と体制の整備に努める。

② 災害防御訓練

主として次の訓練を実施する。

ア 災害情報収集、伝達訓練

イ 職員の動員訓練

ウ 災害対策本部設置、運用訓練

エ 緊急輸送訓練

オ 災害対応訓練

カ 水防訓練

- キ 特殊防災訓練（列車事故、トンネル火災、危険物の爆発事故等）
- ク 避難訓練
- ケ 災害防護活動従事者の動員訓練
- コ 必要資材の応急手配訓練
- サ 大規模訓練を想定した訓練（非常用電源の位置や運用の確認、停電時における機能維持等）

③ 応急復旧訓練

応急復旧訓練は各施設管理者が実施主体となっていく。

- ア 鉄道、道路の交通確保
- イ 復旧資材、人員の緊急輸送
- ウ 決壊堤防の応急修理
- エ 上下水道、ガス、電力、通信施設等の応急修理
- オ 石油類等の流失防止等応急復旧

2 総合防災訓練

（１）総合防災訓練の現況

近年は、防災週間やそれに近い日に、各防災機関、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、市内各地において災害予防と災害応急対応を中心に実施している。

（２）実施目的

震度５～６の直下型地震の発生や複合型災害を想定し、市及び防災関係機関、地域住民等が有機的に結合し、実効のある各種訓練を実施することにより、災害の予防と災害応急対策等の防災活動が迅速かつ的確に実施できるよう、市民等の防災意識の高揚等を図る。

（３）実施計画

毎年度、次に掲げる事項について実施要綱を定め、実施する。

① 実施時期及び場所

原則として、防災週間やそれに近い日に時期を設定し、そのつど開催場所を定め、防災関係機関、地域住民等の合同訓練を実施する。

② 参加機関

- ア 市各部局
- イ 防災行政関係機関等
- ウ 自主防災組織、事業所等
- エ 地域住民

③ 訓練項目

地震情報発表伝達、避難勧告等情報の伝達、災害対策本部設置・運営、通

信（情報収集）、航空偵察、火災防御、初期消火、水防、負傷者応急手当、救護所設置、緊急交通路の確保（道路啓開・交通規制）、ヘリ輸送、避難所の開設・運営、避難行動要支援者の支援、備蓄物資の放出、支援物資の受け入れ・配給、炊き出し、自主防災組織の活動、緊急・特設公衆電話設置、電話・ＴＶ回線応急復旧、電力施設応急復旧、ＬＰガス応急復旧、水道施設応急復旧、事故車両救出救助、列車事故等。

④ その他

総合防災訓練を含み各種訓練は次のとおり。

区 分		実施主体	実施時期	実施場所	実施方法
個 別 訓 練	災害対応訓練	消防署 消防団	火災予防運動期間 (春、秋)	適宜	図上または実践訓練。必要に応じ避難など他の訓練と平行して実施する。
	水防訓練	消防団	入梅前	適宜	実践訓練。必要に応じ国及び県と合同で実施する。
	通信訓練	市 消防団等	県民防災意識高揚強調週間	地域全域	気象予報、災害情報、命令指示、報告要領を所用の通信手段を使って訓練する。
	動員訓練	市 消防団	適宜	適宜	応急対策を実施するため、必要とする職員等を迅速に招集できるように訓練する。必要により通信訓練と平行して実施する。
	避難訓練	各施設の 管理者	防災週間またはそれに準じる期間	各施設	被災の恐れのある地域内及び学校、病院、育児施設、福祉施設、集会所等の建物内からの避難訓練。必要に応じ各種訓練等と平行して実施する。
	炊き出し、給水訓練	市	同上	適宜	関係機関の協力を得て炊き出し、給水について訓練する。必要に応じ各種訓練等と並行して実施する。
	医療救護・応急手当訓練	市	適宜	同上	医療機関の協力を得て負傷者に対する医療救護訓練または町内会、事業所等による応急手当等を訓練する。必要により各種訓練と並行して実施する。
総合防災訓練		市	防災週間またはそれに準じる期間	同上	機関、地域住民が一体となって予想される災害に即応できるよう総合的に訓練する。
		秋田県	防災週間	13市持ち回りで実施	県が主催する訓練に共同で参加し、防災活動能力を向上させる。

■表 2－5－2 大館市防災訓練計画表

(4) 安全管理

訓練の実施に当たっては、訓練参加者の安全について十分留意するものとし、特に町内会、自主防災組織等が行う訓練については「防火防災訓練災害補償等共済制度」の適用等十分な指導を行うものとする。

3 各関係機関等の訓練

(1) 防災関係機関の訓練

各防災関係機関は、各種訓練を独自に実施するとともに、必要に応じて市と共同して訓練を実施する。あるいは市の訓練に参加・協力を行う。

(2) 関係施設の訓練

医療施設、社会福祉施設、学校施設、工場及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難・消火・通報の各訓練を実施する。

4 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練

地震被害は、地域によりその様相が異なる。地盤、土地利用、建築物状況、道路状況、人口及び防災施設状況等の地域の特性を踏まえて、事業所や自主防災組織等がそれぞれに工夫した訓練が実施できるよう市は支援していく。

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、大規模小売店舗その他消防法で定められた防火管理者は、その定める計画に基づき消防訓練を定期的に行う。

また、地域の一員として、市、消防及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により、地域に貢献するよう努める。

(2) 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防の指導のもと、地域の事業所とも協調して、組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び避難行動要支援者の安全確保訓練、情報の共有等を主として行う。

また、自主防災組織等から指導協力要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関と連携し、積極的に自主防災組織等の活動を支援するよう努める。

(3) 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災について話し合いなどに努める。

第6節 ボランティア活動の推進

《計画の方針》

大規模な地震等の災害時には、市や防災関係機関はもとより、自主防災組織など地域コミュニティ団体の協力が不可欠である。また、避難所における避難者の生活支援、さらには避難行動要支援者や被災者個人の生活の維持及び被災者の生活再建のために、ボランティア組織や個人ボランティア活動に依拠するところが大きい。

このため、被災地内外から駆け付ける様々なボランティアの受け入れ体制やその活動が円滑に行われるよう環境の整備を図るとともに、平常時からボランティア活動について広く市民に呼びかけ、ボランティア意識の啓発や育成に努める。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 災害ボランティアの活動分野		県、日本赤十字社、市社会福祉協議会
2 災害ボランティア活動への支援	危機管理課、福祉課	県、日本赤十字社、市社会福祉協議会

1 災害ボランティアの活動分野

災害ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティアとに区別できる。

① 一般ボランティア

- ア 炊き出し、給食の配食
- イ 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- ウ 清掃及び防疫の補助
- エ 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- オ 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- カ 避難所における被災者に対する介護、看護の補助
- キ 献血、募金活動
- ク 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済、保存の補助
- ケ その他被災者の生活支援に関する活動

② 専門ボランティア

- ア 災害救援（救助、応急手当及びその他支援）
- イ 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）
- ウ 福祉（手話通訳、介護等）
- エ 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）

- オ 宅地及び建築物危険度判定（被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士）
- カ 土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士）
- キ 語学・通訳（英語等）
- ク 特殊車両の操作（大型重機）
- ケ ボランティアコーディネート
- コ その他輸送や無線通信などの応急・復旧活動の支援に必要な専門技術、知識を要する活動

2 災害ボランティア活動への支援

（１）災害ボランティア連絡会議の開催

災害時の被災者支援を充実させるためには、行政からボランティアへの積極的かつ適切な情報提供が不可欠である。

また、ボランティア活動における自主性、自発性の精神を、行政として十分に理解し、尊重した支援体制を構築する必要がある。

このため、市福祉課は、必要に応じて大館市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部大館市地区その他ボランティア関係団体を構成員とする連絡会議を開催し、平常時から相互理解を深め、災害時においてボランティア活動がより円滑に展開できる連携協力体制づくりに努める。

（２）災害ボランティア活動支援指針の策定

県と関係団体は、大規模災害発生後において、県内外から集まる災害ボランティアを混乱なく被災地に受け入れるとともに、効果的な活動が行われるための支援を含む事項を定めた「災害ボランティア活動支援指針」を策定している。

市福祉課及び大館市社会福祉協議会は、この指針をもとにボランティア受入体制の確保に努めるとともに、必要に応じて市の「災害時ボランティア活動支援指針」の策定を行うものとする。

（３）災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成

大館市社会福祉協議会は、必要時に災害ボランティアセンターの迅速な設置や、ボランティア活動が円滑に行われるようにするため、市及び関係団体と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の策定を行う。

市は、大館市社会福祉協議会によるマニュアルの作成について、積極的に協力・支援するよう努める。

(4) 災害ボランティア活動の環境整備

① 活動支援拠点

市福祉課は、大館市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部大館市地区その他ボランティア関係団体と連携を図りながら、ボランティアの受付、ボランティアニーズの把握と振り分けなど、災害ボランティア活動の支援を行う拠点場所をあらかじめ定めておく。

② 活動拠点の整備

ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷さばき・保管、宿泊及び休憩などの場となるボランティアの活動拠点は、原則としてボランティアを受け入れる市が用意する。

また、市が活動拠点を設置することが困難な場合や、県域または広域の活動拠点の設置が必要な場合は、県と協議のうえ、活動拠点となる県有施設の提供を受ける。

③ 災害ボランティア活動の環境整備

市福祉課は、災害時にボランティア活動が円滑に進められるよう、大館市社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部大館市地区その他ボランティア関係団体と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、活動資機材の整備に努める。

また、広報紙の活用などにより、災害ボランティア活動の普及・啓発を図るほか、活動マニュアルの作成や災害ボランティアの防災訓練等を働きかけることにより、平常時からの体制の整備に努める。

④ 受援体制の強化

市が被災した際に、円滑に災害ボランティアを受け入れ、支援活動を活かすために、地域及び住民が様々なボランティアを受け入れる環境や知恵（「受援力」）を強化する取り組みを行う。

第 7 節 広域応援体制の整備

《計画の方針》

市が大規模災害で甚大な被害を受けた場合、市単独であらゆる事案に対処することは困難であり、また隣接する市町も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、広域的な地方自治体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。

また、県外市町村が被災し、被災都道府県から秋田県に災害救助法に基づく被災者の受入要請があったときは、県と市が協力し、被災都道府県と連携を図り速やかに避難所等の開設など、被災者の受入体制の確保に努める。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 相互応援体制の確立	危機管理課、 都市計画課	各機関
2 消防機関相互応援協定	消防本部	消防機関
3 公共機関その他事業者間の相互応援協定等	危機管理課、 水道課	各機関
4 医療機関の広域応援体制	総合病院	県、医師会等

1 相互応援体制の確立

（１）本市における協定等の締結状況

国、指定公共機関、地方自治体及び民間団体等と災害時の相互応援協定等を締結している。

- ◆公共機関との災害協定書 (資料 8－1)
- ◆民間団体等との協定に関する資料 (資料 8－2)
- ◆その他の協定書等 (資料 8－3)

（２）市町村間の相互応援

① 協定の締結

市危機管理課は、市の地域に関わる災害について適切な応急措置を実施するため、災害対策基本法第 67 条の規定等による大規模災害時の応援要求を想定し、県内外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結した協定については、より具体的、実践的なものとするよう、常に見直しを図っていく。

② 応援要請体制の整備

市危機管理課は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等のマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市等との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

③ 応援受入体制の整備

市危機管理課は、応援要請後、他市等からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう受入窓口や指揮連絡系統を明確化するとともに、マニュアルを整備して職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市等との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

④ 支援体制の整備

市は、他市との災害時応援協定の締結を踏まえた、相互の人的・物的支援体制の整備に努める。

(3) 県等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市危機管理課は、災害時の県や国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備する。

(4) 公共的団体等との協力体制の確立

市危機管理課は、震災時の応急対策等について、市の区域内または所掌事務に係る公共的団体等に対して、積極的に協力が得られるよう協力体制を整えておく。このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(5) 他市町村災害時の応援活動のための体制整備

市危機管理課は、被災市町村から応援要請を受けたときは、ただちに派遣の措置を講じ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手続等について整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地で被災市町村から援助を受けることの無いよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで応援側で賄うよう自己完結型の体制とする。

(6) 他市町村からの被災者の受入体制の整備

市都市計画課は、市営住宅や民間賃貸住宅等を活用した応急仮設住宅等により、他市町村からの被災者の受入体制の整備を図る。

(7) 他市町村からの被災者への支援等

市危機管理課は、県と協力して受け入れた被災者の避難所等における生活状況を把握し、様々なニーズに沿った支援や情報提供に努める。

2 消防機関相互応援協定

(1) 緊急消防援助隊

市長は、大規模な災害が発生したとき、市及び消防相互応援協定に基づく消防活動に不足が見込まれる場合は、知事に消防組織法第 44 条第 1 項に基づいた緊急消防援助隊の派遣を要請する。

また、知事の要請を待ついとまが無い場合、消防庁長官は緊急消防援助隊の派遣を決め、必要な措置を取ることができる（同第 44 条第 2 項）。

これらの措置に十分に対応できるよう、市は平常時から県との連絡体制の確立を図るとともに、受援時の受入体制の整備を図る。

(2) 消防機関間の協定等の締結状況

各消防機関は、災害規模に応じて、現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）に基づき地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請、応援部隊の派遣を実施するため、各種協定・計画・要綱を定め、広域的消防応援体制の確立を図ることとしている。

◆その他の協定書等

(資料 8－3)

(3) 応援要請の整備

市長は、消防組織法等の規定に基づき、応援要請が円滑に行えるよう、応援要請体制の整備を行う。

なお、消防機関による応援要請は次のとおりとし、平常時から協定を締結した機関との間で、訓練、情報交換を実施しておく。

ア 「秋田県広域消防相互応援協定」及び「秋田県消防広域応援基本計画」の定めるところによる消防相互応援要請。

イ 地震による同時火災が多発し、現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、「緊急消防援助隊要綱」に基づき、知事を通じて消防庁長官に対する緊急消防援助隊の出動要請。

ウ 「大規模特殊災害時における広域航空消防相互応援実施要綱」による、他の都道府県等のヘリコプターを用いた消防に関する応援要請。

3 公共機関その他事業者間の相互応援協定等

(1) 協定等の締結状況

公共機関その他事業者と相互応援協定等を締結している。

◆公共機関との災害協定書

(資料 8－1)

◆民間団体等との協定に関する資料

(資料 8－2)

◆その他の協定書等

(資料 8－3)

(2) 応援体制の整備

電気、電話、水道等のライフライン関係事業者は、大規模地震災害発生時に迅速かつ的確な応急対策が行えるよう、大館管工事業協同組合等供給ブロック単位または広域的な支援体制ごとに充実を図るとともに、県の範囲を超える支援体制についても必要な応援協定等の締結に努める。

4 医療機関の広域応援体制

(1) 広域医療体制の現況

大規模災害が発生した際に、医師等が不足したり、または医薬品、医療資機材等が不足したりした場合、広域医療体制の整備が必要となることから、その整備を進めている。

(2) 広域医療体制の整備

① 基本方針

市は、大規模災害時の医療救護体制として、災害医療の拠点となる医療機関等の連携及び医療救護班の派遣体制の確立、患者搬送体制や患者収容力の確保に加え、医療品や医療器材の備蓄等、災害医療救護に係る総合的体制整備を推進し、平常時における救急医療体制の整備や高度化を推進する。

こうした体制を支えるため「あきた医療情報ガイド（秋田県災害・救急医療情報システム）」及び「秋田県災害医療救護計画」に協力し、広域連携に基づく相互支援体制の整備推進を図る。

② 具体的な対策

ア 災害発生時に必要とする応急医薬品及び衛生材料を常時一定量備蓄し、供給の確保を図る。

イ 市内の病院に常時一定量以上の血液を備蓄し、供給の円滑化を図る。

ウ 市内で医師、医薬品等が不足した場合に、速やかに対処できるよう県内の広域医療体制の整備に努める。

エ 県及び市医師会等並びに保健所等関係機関の協力体制の確立に努める。

◆情報の流れを円滑にするために

第8節 情報連絡体制の整備

《計画の方針》

地震が発生した場合、被害内容や被災者に関する情報の収集と分析、対応の伝達・指示など、応急対策の速やかな実施を図るために、情報を円滑に流通させることが極めて重要となる。防災関係機関は、情報の収集・伝達を、人・組織面でも機器設備の面でも支障なく実行できる体制を整備する。

さらに、災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等多大な被害が予想されるため、複数ルートによるバックアップされた情報通信システム等の検討を行うなど、情報収集・伝達機能力の確保を図る。

また、市民への情報伝達は、簡潔で分かり易い表現とし、特に、避難行動要支援者へ配慮することが必要である。

このため、平常時から計画的に訓練を実施し、検証を重ねて情報伝達の改善を推進する。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 情報収集・伝達ルートの確立	危機管理課、消防本部	各機関
2 緊急地震速報の種類と発表基準	危機管理課	国
3 市職員の招集	危機管理課、消防本部	

1 情報収集・伝達ルートの確立

(1) 情報収集・伝達体制の整備

災害時には、警察や消防、自主防災組織のリーダー、さらに市職員を通じて市の災害対策本部に情報を集約し、被害状況の早期把握を行う。また、災害対策本部、各防災関係機関への指示や応援要請を行うとともに、市民の生命・財産を守るために、的確な対応へと導くための情報を伝達することとなる。これらの情報収集・伝達が災害時に有効に機能するよう、収集・伝達ルートの多重化や各機関の役割の明確化などに配慮して整備する。

また、災害初期の混乱期に迅速な情報収集・伝達を行うため、あらかじめ情報関係の要員を指定・確保しておく。

ア 県総合防災情報システム、県情報集約配信システム「情報の架け橋」、市

防災行政無線、ホームページ、インターネット、ツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス、市緊急時情報一斉配信システム、市緊急情報メールや緊急速報メールの配信など、あらゆる情報通信手段を活用した被害情報等の収集及び伝達。

また、市民への連絡体制については、前述のほか町内会長・行政協力員への電話連絡、職員・消防団による戸別訪問、広報車や消防自動車による広報により、複数の方法で情報伝達に努めるとともに本当に情報が伝わっているかの確認作業も実施。

なお、戸別訪問時に住民が不在の場合は、避難勧告発令日時や避難場所等が明記してある伝達文等を必ずポスト等に入れて置くこと。

イ 24 時間勤務である消防職員による被害情報または防災情報などの迅速な収集。

ウ 被害情報の収集及び伝達の確実性を期するため、通信手段・経路の多重化の促進。

エ 情報の収集・伝達ルートの多重化及び各機関の役割の明確化。

オ 避難所について市民への周知徹底。

カ 東北総合通信局及び東北地方非常通信協議会と連携した非常通信計画の策定並びに無線設備の総点検による通信回線の途絶防止。また、非常通信訓練の実施を通じた非常通信体制の検証。

キ アマチュア無線愛好家の協力を得た情報収集・伝達体制の補強。

ク 上空からの被害情報を収集するための県消防防災ヘリコプターの活用。

（２）多様な情報収集・伝達手段の活用

機動的な情報収集を行うため、必要に応じ、防災関係機関が保有し維持している多様な手段、例えば、自衛隊や海上保安庁の航空機や視船艇等による巡視情報、国土交通省のヘリコプターテレビシステムや交通監視システムなどによる情報が活用できるよう、日ごろから関係機関との連携を図る。

また、市防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、各種県システム等の情報通信設備の体制を整え、テレビ、ラジオ、パトカー、ホームページ（他市代理ＨＰ含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ＳＮＳ等を用いた多様な災害伝達手段の活用と周知を図る。

（３）地域衛星通信ネットワーク、インターネット、地域防災無線等の通信手段の整備

地域衛星通信ネットワーク、インターネット、地域防災無線等の通信手段を整備し、民間企業、報道機関、市民等からの情報等の災害関連情報等の収集体制の整備に努める。また、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを整備するよう努める。

(4) 情報の共有化

市は、情報の共有化を図るため、防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討のうえ、実践的な施策等の策定に努める。

2 緊急地震速報の種類と発表基準

(1) 緊急地震速報の発表

気象庁は、緊急地震速報として、地震の発生直後に震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）をただちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く発表する。また、テレビ、ラジオを通して住民に周知し、地震動による被害の軽減を図っている。

(2) 緊急地震速報の種類と発表基準

気象庁の発表に当たっては「緊急地震速報」の名称を用いており、警報と予報の区別については次のとおりである。

種類	名称	発表基準
地震動警報	緊急地震速報（警報）	最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こる恐れのある旨を警告して発表する。
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度 3 以上またはマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表する。

■ 表 2－8－1 緊急地震速報の種類と発表基準

(3) 緊急地震速報及び震度速報で用いる地域

本市は「秋田県内陸北部」に含まれる。

(4) 緊急地震速報（警報）の発表条件・内容

① 緊急地震速報（警報）を発表する条件

ア 地震波が 2 点以上の地震観測点で観測され、最大震度が 5 弱以上と予想された場合

② 緊急地震速報（警報）の内容

ア 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名
イ 強い揺れ（震度 5 弱以上）が予想される地域及び震度 4 が予想される地域名（全国を約 200 地域に分割）。具体的な予想震度と猶予時間は発表しない。

3 市職員の招集

夜間、休日等到大災害が発生した場合、応急対策を迅速に開始するため、職員動員をより速やかに行う動員体制の徹底や連絡網の整備を図る。

連絡方法については、原則として、消防職員は消防本部独自のシステムにより、また、消防職員以外の市職員は、市緊急時情報一斉配信システムにより参集メールを配信する。

第 9 節 通信施設の整備

《計画の方針》

災害から通信及び放送施設を防護するために、各機関は保有する施設の改善と保守体制の強化に努めるとともに、防災関係機関相互の通信確保を図る。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 市の通信施設の整備	総務課、危機管理課、消防本部	
2 県が保有する通信施設		
3 警察無線施設		警察
4 一般加入電話		NTT 東日本、KDDI、ソフトバンク
5 携帯電話		NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク
6 その他の通信施設	危機管理課	アマチュア無線ボランティア、タクシー会社、企業等

1 市の通信施設の整備

災害時の通信の基本となる市防災行政無線等の無線通信に加えて、災害時に取り交わされる多種多様な情報を扱うため、様々なレベルの情報通信手段を活用したネットワークを形成する必要がある。

(1) 通信施設の現況

市が災害時に情報収集または情報連絡に使用する通信施設の現況は、次のとおりである。

ア 大館市防災行政無線（移動系）

市では、災害時における通信機能を確保するため、平成 8 年から順次、市内のほぼ全域を網羅する防災行政無線の運用を開始している。市役所本庁、各公民館などの主要施設、公用車などに 100 局（平成 26 年 12 月 1 日）を配備して防災活動が迅速かつ的確に行えるようにしている。

イ 災害時優先電話

- ◆大館市防災行政無線一覧表 (資料 3－1)
- ◆防災関係機関別無線通信網（大館市関係抜粋） (資料 3－3)
- ◆災害時優先電話一覧表 (資料 3－4)

（２）通信施設の整備・活用

① 防災行政無線の整備

災害時の各種情報の伝達及び被害状況の把握を確実に出来るよう常に点検を行い、機能の維持に努める。

② 消防無線の整備

消防救急デジタル無線には周波数別に、活動波、主運用波、統制波がある。なお、平成 28 年 5 月で消防アナログ波の運用を廃止する。

③ 新たな機器の導入

近年の急速に発展している情報通信技術を取り入れ、衛星携帯電話やモバイルコンピュータなどの機器を活用し、音声、文字、映像等多様な情報手段で状況把握が可能となるよう導入を検討する。

④ 携帯電話のメール機能の活用

携帯電話のメールを活用し、災害情報を関係職員等に一斉配信するなど情報の共有化を図る。

⑤ 災害時優先電話の指定指導

災害時は、電話のふくそうなどの通信障害が考えられるため、災害時優先電話の指定を N T T 東日本の協力を得ながら推進している。

（３）情報通信設備の耐震化

情報通信設備の耐震化対策を十分に行い、災害時の機能確保に留意する。

① バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

② 非常用電源の確保

地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

特に、防災対策で必要不可欠なシステム（県総合防災情報システム、市防災行政無線等）への非常用電源の確保を進める。

また、自家発電設備等については、必要な燃料の確保と定期点検等を行い機能の保持に努める。

③ 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対して免震措置を施すことを検討する。

2 県が保有する通信施設

（１）秋田県総合防災情報システム

県は、県庁、地域振興局、県出先機関、市町村、消防本部及びその他の防災関係機関との間に、高速大容量のデジタル通信に対応した光ファイバー専

用回線と衛星携帯電話回線による２ルートで防災情報システムを構成している。

また、各機器には次の耐震対策などが施されている。

ア 耐震対策・・・通信設備の揺れ止めなど

イ 停電対策・・・無停電電源装置の整備、自動起動型発電機（72 時間稼働）の常備

なお、県では、平成 25 年度から２カ年で新システムの整備を行い、平成 27 年度からの運用開始を予定している。

（２）その他の通信施設

ダム及び発電所等に水防用及び電気事業用等の無線通信施設を保有するほか、テレメーターシステム等固定・移動系各種通信システムがある。

3 警察無線施設

無線施設は、大館警察署、各駐在所及びパトロールカー等に設置されており、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されている。

4 一般加入電話

（１）東日本電信電話株式会社秋田支店

各事業所間の通信回線は、ケーブルの地中化や有線と無線方式の併用などで、災害に強い信頼性の高い通信設備の設置を図っている。

また、災害発生時の通信確保のため、災害時優先電話の指定のほか、必要により臨時回線や臨時公衆電話を設置するため、ポータブル衛星通信車を配備している。

（２）ＫＤＤＩ等

災害時でも会社が提供する電気通信役務を確保できるように通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信施設の防災設計を行っている。

なお、主要施設については、予備電源を設置している。

5 携帯電話

（株）ＮＴＴドコモ東北支社秋田支店等は、地震災害を未然に防止するため、設備や通信網の整備、データベースの防災化等を実施し、また、平常時から災害

時の対策を定めている。（◎本章第 22 節「電話施設の地震対策」参照）

6 その他の通信施設

（１）その他通信施設の現況

アマチュア無線、タクシー無線の協力体制の確立を図る。

（２）通信施設の確保

① アマチュア無線ボランティアの確保

市危機管理課は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティアを確保し、活動を支援する。

② 民間無線の活用

民間無線の活用を図るため、タクシー会社、企業等災害時の情報収集の協力体制の推進を図る。

◆アマチュア無線等

（資料 3－5）

◆地震に強いまちをつくるために

第10節 防災都市づくりの推進

《計画の方針》

木造住宅密集地や都市基盤の未整備地など、都市構造上、地震の被害が予想される地域と新たな宅地等の開発地域については、各種都市整備の手法による開発を指導し、土地区画整理事業や建築物の耐震不燃化の推進、延焼遮断帯、オープンスペース等の整備を図り、「安全で災害に強いまちづくり」（防災都市づくり）に努める。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 都市計画に基づく防災化	企画調整課、 都市計画課	
2 オープンスペースの整備	農林課、都市計画課	
3 延焼遮断帯の整備	土木課、都市計画課	能代河川国道事務所、 北秋田地域振興局
4 道路・橋梁等の整備	土木課	能代河川国道事務所、 北秋田地域振興局
5 河川等の整備	農林課、土木課、 都市計画課	能代河川国道事務所、 北秋田地域振興局

1 都市計画に基づく防災化

（１）地域指定による規制・誘導等

市都市計画課は、建築物が密集し震災で多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または防火建築物の建築を促進する。

防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、該当地域の選定を行ったうえで市民の理解と協力が見込めるなど、実際の指定のための要件が整ったところから順次行う。

① 防火地域

集团的地域としての「建築密集地域」、「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等、都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について、

容積率の高い地域から順次指定を進める。

② 準防火地域

防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

（２）面的整備事業等による安全な市街地の整備

木造家屋が密集している既成市街地や、道路等の公共施設が未整備のまま市街地化が見込まれる地域等については、中心街区再生計画、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、建築物の耐震不燃化や道路、公園、下水道などの総合的整備を実施し、都市の防災化に努める。

① 中心街区再生計画の推進

人口減少に備え、コンパクトシティの実現が喫緊の課題となっており、その核となる中心街区（長木川北、長木川南、扇田、早口）に都市機能を集約し、効率の高い都市運営を進める。

また、オフィス、住居等の建物の耐震化を促進し、安全で住み良い市街地への転換に努める。

② 土地区画整理事業の推進

平成 18 年度の事業許可を経て御成町南地区（御成町三・四丁目及び中道二丁目の一部）において土地区画整理事業を推進中である。平成 32 年度の事業完了に向け、官民一体となって都市基盤整備を積極的に推進する。

2 オープンスペースの整備

市都市計画課、農林課は、火災の延焼防止と避難者の安全確保を図るため、公園、緑地の地区ごとの計画的な配置を進める。さらに、緑地の保全創出、農地の保全に努め、オープンスペースをできる限り多く確保する。

（１）公園・緑道の整備

都市公園の新設、既設公園の拡充及び再整備を今後とも推進し、また、緑道等による緑のネットワーク化を図るとともに、震災時の防災拠点空間として、防火施設の設置スペースの確保など災害対応機能の強化推進を図る。

（２）緑地・農地の保全

現在残されている斜面緑地や市街地周辺の緑地に市街化抑制機能を求め、重点的に保全または緑の都市空間として整備する。

また、その他残存する農地等については、農業的土地利用を図るべき地域と都市的土地利用を図るべき地域の区別を明確にして、各種施策を有効に活用しながら、オープンスペースとしての保全を図る。

3 延焼遮断帯の整備

市土木課、都市計画課は、市内を「防災区画」に区分することで広域火災の発生を未然に防止する観点から、道路、鉄道、河川等の延焼遮断帯としての機能の強化・整備を進める。

(1) 幹線道路沿道の不燃化

自動車専用道路、国道、主要地方道等の幹線道路を対象として、沿道の不燃化を促進する。

(2) 河川・鉄道沿線の不燃化

市内河川及び鉄道区間沿線の不燃化を推進するとともに沿道空間を活用した散策道整備を図り、公園、学校、福祉施設、その他の公共施設との回遊性を確保し、河川、鉄道沿線の延焼遮断機能の向上に努める。

4 道路・橋梁等の整備

(1) 道路施設の整備

市土木課及び他の道路管理者は、災害応急対策に必要な物資の輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を円滑に行うため、平常時から道路施設の危険箇所及び迂回路を調査して、逐次改良及び補修を実施するよう努める。

(2) 橋梁の整備

市土木課は、地震災害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障の無いよう橋梁の耐震点検や補強工事等の実施を徹底する。特に、震災時の緊急輸送路として重要な路線の既設橋梁は、国、県と連携し、耐震点検結果等に基づき緊急度の高いものから順次対策を実施する。

また、橋梁の新設や架け替えに当たっては、耐震設計基準に合致した耐震性の高い橋梁の整備を行う。

5 河川等の整備

河川は平常時、都市部における身近な水辺空間として人々に憩いの場を提供するばかりではなく、震災時、河川敷は貴重なオープンスペースとしての役割を担っており、延焼遮断帯や避難地・避難路としての積極的な活用を図る。

市土木課及び他の河川管理者は、河川管理施設等の「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づいた耐震診断の実施や、耐震性向上の検討を行い、診断結果等を

踏まえて重要度に応じて耐震補強等を推進する。特に、地震による水門、樋管、堤防等の被害のために浸水等の二次災害が懸念される箇所については、緊急に河川構造物の改築・改良や地震に起因する堤防の沈下による浸水被害を回避するための堤防の耐震性向上を図る。同時に河川水を緊急時の消火・生活用水としてのアクセスを確保する河川整備を実施する。

また、市農林課は、ため池等に係る詳細な情報を受益者の協力のもとに整備して、地震時に緊急点検を要するため池を決定し、県の支援を得て耐震事業化を進める。

第 1 1 節 地震による火災の防止

《計画の方針》

市消防本部は、地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、消防対応力の強化及び消防団員の育成強化を図る。また、特に初期段階で重要となる市民及び自主防災組織による初期消火の能力向上を図る。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 一般家庭に対する指導	消防本部	市民
2 初期消火体制の確立	消防本部	自主防災組織、事業所、市民
3 火災予防の啓発	消防本部	事業所
4 火災の延焼拡大の防止	消防本部	自主防災組織
5 消防水利の整備	消防本部	
6 消防力の強化	消防本部、消防団	自主防災組織

1 一般家庭に対する指導

（１）指導の現況

市消防本部は、消防力の充実強化と併せ市民に対する防火指導の普及を図りながら、火災の未然防止に努めている。

特に、対震安全装置付火気使用設備器具等の普及と消火器、消火用バケツの備え付け、水のくみ置き、さらには住宅用火災警報器の設置等の指導に努めている。

（２）一般家庭への予防対策

大規模地震による火災は東日本大震災、阪神・淡路大震災でも明らかなように、市内で同時多発的に発生するため、行政の消防力で対応できる範囲を超えてしまうことが予想される。

従って、平常時から地震に備えた適切な出火防止策が図られるよう、また、地震発生後も速やかに的確な出火防止措置が取れるよう、各家庭への燃焼器具等の管理指導等や防火上重要な施設への立入検査等を通じ、安全指導の周知徹底に努める。

① 出火の防止

市消防本部は、各家庭における出火防止措置について、次の点について、その徹底を図る。

- ア 春と秋の火災予防運動期間中、火災予防への取り組みについて指導する。
また、一人暮らしの高齢者世帯について、より具体的な指導を行う。
- イ 講習会や各種訓練等の機会を通じて、火災予防に関する規則等の徹底や
消火器の使用法、初期消火の方法等について指導を行い、地震時の出火
防止措置や初期消火活動についての的確な知識の普及を図る。

＜一般家庭への防災指導事項＞

- | |
|--|
| 1 地震発生時は、まずわが身の安全を図ること。火を使っているときは、揺れがおさまってからあわてずに火の始末 |
| 2 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器や漏電遮断器など出火防止のための安全な機器の普及 |
| 3 家具類の転倒防止措置、日用品等の落下防止措置の徹底 |
| 4 火を使う場所の不燃化及び整理・整とんの徹底 |
| 5 防災カーテンなど防災製品の使用の普及 |
| 6 灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底 |
| 7 消火器の設置、風呂水のくみ置きとバケツの備えなど消火用具の準備等の徹底 |
| 8 住宅用火災警報器の設置 |

2 初期消火体制の確立

地震の規模が大きい場合、消防機関等の防災関係機関のみでは十分な消火活動が不可能となる可能性が高い。従って、市民は自主防災組織を中心に「自らの地域は自らで守る」という気概のもと、初期消火体制の確立に努める。

（１）初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のくみ置きなどを地域ぐるみで推進する。

また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

（２）消防用設備等の適正化

消防法により市内の防火対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や各種調査研究データを参考にしながら、災害発生時、有効にその機能が発揮されるよう、対応方法についてさらに指導の徹底を図る。

（３）住宅における火災予防の推進

市消防本部は、各家庭における火災の早期発見、通報及び避難を容易にす

るため、住宅用火災警報器等の設置を推進する。

(4) 消火器具の普及

市消防本部は、各家庭における初期消火体制を整えるため、消火器、三角バケツ、水バケツ等の備えを呼びかける。

また、小規模事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの消火形態に適応した消火器具の設置を指導する。

3 火災予防の啓発

(1) 防火管理者等の育成・指導

① 防火管理者

市消防本部は、毎年防火管理の資格取得講習会を一般財団法人日本防火・防災協会に委託し、資格者を養成する。防火管理者は、事業所の消防計画を樹立させ、自主防火管理の徹底を図る。

② 危険物施設関係者

市消防本部は、危険物取扱者を始め、危険物施設の関係者に対し、次の事項を実施する。

ア 危険物安全週間中における消火訓練の指導

イ 危険物取扱者の火災予防に対する講習会の実施

ウ 施設及び消防用設備等の適切な維持管理の徹底

(2) 建築物の火災予防

① 一般建築物の火災予防

市消防本部は、一般建築物のうち、消防法第7条に規定した建築物の同意事務に際して防火上の指導を行う。その他の一般住宅についても、機会あるごとに、出火防止のための指導を徹底する。

② 特殊建築物の火災予防

市消防本部は、建築基準法第12条第1項及び第3項に定める特殊建築物については、同意事務、消防用設備等の着工・設置届及び防火対象物使用開始届に伴う検査等に際して、防火上の指導を行う。

③ 立入検査

市消防本部は、立入検査の実施に当たっては、地震に対する平素の心構えや地震による火災時の被害を想定した指導を行い、不備欠陥については、是正措置を講ずる。

ア 定期立入検査

(ア) 防火対象物に対する立入検査

消防法第4条及び第16条の5の規定による立入検査を実施し、火災、人命危険の排除と自主防火体制の確立について指導を行う。

(イ) その他の立入検査

車両その他の防火対象物に対しては、必要に応じて立入検査を実施する。

イ 特別立入検査

消防長が特に必要と認めるときは、特別立入検査を実施する。

ウ 随時立入検査

申請、届け出または特に立入検査を必要と認めるとき、防火対象物の新築、増築及び改築に伴う立入検査を必要と認めるとき及び仮設興業場が設置されたときは、随時立入検査を実施する。

④ 火災予防条例等の周知徹底

大館市火災予防条例等の周知徹底を図るとともに、燃料器具等の管理指導を行う。

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

市消防本部は、不特定多数の者を収容する施設の防火安全対策を確保するために、防火対象物定期点検制度の推進を図り、「防火基準点検済証」または「防火優良認定証」、さらに「防火自主点検済証」の表示ができるよう施設関係者の防火に関する認識を高めるため、立入検査を通じ防火管理業務の適正化及び消防用設備等の保守管理の徹底を指導する。

(4) 危険物施設の安全化

市消防本部は、危険物施設の構造設備等の安全性の向上を図る。

また、貯蔵、取り扱いの保安管理を指導し、危険物施設の安全化を推進する。（「第24節 危険物施設等災害予防計画」参照）

(5) 薬品等による出火防止

市消防本部は、引火性の薬品類を取り扱う事業所、学校、病院、研究所等の実態調査に努め、次のとおり保管の適正化を指導する。

主な指導事項	1	化学薬品容器の転倒落下防止措置
	2	化学薬品収納棚の転倒防止措置
	3	混合混触発火性物品の区分貯蔵徹底
	4	化学薬品等収納場所の整理整頓
	5	初期消火資機材の整備

(6) 工業炉の出火防止

工場の溶鉱炉、工業炉の消火困難な火気使用施設は、地震動という外力が加わった場合は、一般的に出火原因となる可能性は極めて高い。出火に至った場合は、大量かつ高温の熱源を有するため、その消火方法は特異なものに限定され、初期消火は極めて難しく、適切な初期対応を失すれば急激に延焼

拡大する危険性も内包している。

このような考えに立って、市消防本部は市内における工業炉の実態調査を始め、使用環境の調査を行い、それに基づいて必要な対策を検討し、出火防止の対策を推進する。

4 火災の延焼拡大の防止

地震発生時の火災の延焼拡大を防止するために、消防力の強化、消防計画の整備及び建築物の不燃化等の一層の充実が必要である。

(1) 延焼拡大の防止対策

市消防本部は、次の対策を推進する。

① 消防計画の充実

消防計画の作成に当たっては、特に木造家屋の密集度、消防活動のための道路の状況等に応じ、消防活動が的確に実施できるように指導する。

② 予防査察の実施

消防長または消防署長は、平常時から関係の場所への立ち入り等、予防査察等を実施して震災時の対応について現場指導する。

③ 自主防災組織の育成強化

平素から自主防災組織を育成強化し、火災の発生時に連携・協力して活動できるよう指導する。

5 消防水利の整備

(1) 消防水利の現況

地震発生時には、水道施設の損壊等によって消火栓の断水や機能低下、または道路や建物等の損壊によって消防車両の通行障害が発生するなど消防活動が制約されることが予想されるため、市消防本部は自然水利の確認のほか、防火水槽の整備を計画的に実施している。

(2) 消防水利の整備

市消防本部は、地震による火災に備え、耐震性防火水槽の計画的配備を推進し、木造家屋の密集地、避難所等の周辺等を優先的に整備する。

また、河川、ため池等の自然水利及びプール等の消防活動上有効な水利は、あらかじめ関係者と協議のうえ、消防水利としての活用を図り、水利の多様化及び適正配置に努める。

6 消防力の強化

市消防本部は、地震被害想定を考慮し、木造家屋の密集状況など、地域ごとの特性に配慮しながら、効率的な消防力の増強が図れるよう次の消防組織及び施設の強化策を推進する。

（１）消防組織の拡充強化

市消防本部は、木造住宅の密集、道路、水利の状況等地域の特性に応じて適切な消防活動が図れるよう計画的に常備消防組織の拡充・強化を進める。

また、同時多発的な地震火災に対応するため、地域防災力の要となる消防団の育成強化に努め、人員や機械器具の充実、教育訓練の実施とともに、消防団の防災拠点となる機械器具置場等の整備充実を図る。

（２）消防署の整備

市消防本部は、最近の市街化の動向や、地域の特性を踏まえ、各方面の火災に対し迅速な活動が図れるよう消防署の適切な配置、施設・設備の近代化等を推進し、消防体制の強化を図る。

（３）消防施設等の整備充実

消防車両、消防機械器具等の充実・強化を図るため、各種事業を地震防災緊急事業五箇年計画に登載、かつ事業化し、その整備拡充を推進する。

◆消防計画の基準

（資料 10－１）

第 1 2 節 水害対策

《計画の方針》

地震の発生によって、河川、ため池等の施設が決壊し、または破損した場合は大きな被害をもたらすので、年度ごとに定める大館市水防計画に基づいて、水防要員の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、未改修河川の整備促進を図る。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 河川施設	危機管理課、土木課、都市計画課、消防本部	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局
2 ダム施設		北秋田地域振興局
3 ため池施設	農林課	北秋田地域振興局

1 河川施設

(1) 河川の現況

市内を流れる主な河川としては、米代川、長木川、下内川、犀川、早口川、岩瀬川がある。各河川にはそれぞれ多くの支流があり、山地を浸食、開析して谷を作り、盆地内部に広い平坦地を形成している。

これらの河川においては、地震により河川堤防の亀裂、沈下、法面崩壊及び護岸、水門、橋梁等のコンクリート構造物の亀裂、沈下が予想され、増水時等に地震が発生した場合には、堤防が決壊する恐れがある。

特に、市内茂内屋敷北方の大川目沢を源流とする長木川は、市街地の中央を流れ、水害防止の観点からも極めて重要であり、護岸工事等の整備を図る。

◆重要水防箇所一覧表

(資料 24-2)

(2) 対策

ア 市土木課及び都市計画課は、現在改修中の河川の早期完成を図るとともに、緊急度の高い河川は耐震性を考慮した河川施設の整備に努める。また、国や県の管理河川は、関係機関に整備等を要望しその早期実現を期する。

イ 河川、堤防等の河川施設は、市及び他の河川管理者は、堤防の決壊防止を図るためパトロール等を実施し、安全管理に努める。

ウ 県は、ダム事業等の治水対策を推進し、災害の防止と河川の保護を図る。

エ 市消防本部は、水防倉庫の整備を図り、必要資機材を備蓄する。

オ 市危機管理課は、国及び県から浸水想定区域の指定があった場合は、洪水

ハザードマップを作成する。

カ 市危機管理課は、ハザードマップにより、地震時に河川の堤防が決壊した場合の避難所等を市民に周知する。

キ 市及び他の河川管理者は、「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づいた耐震診断及び耐震補強を実施する。

- ◆水位観測員所等及び大館市水防組織 (資料 24－4)
- ◆水防倉庫所在一覧表 (資料 24－5)
- ◆ハザードマップ (資料 25－12)

2 ダム施設

(1) ダム施設の現況

県で設置している早口ダム、山瀬ダムでは、洪水調整を行っている。

(2) 対策

ア ダム管理者は、地震発生時にはただちにダム本体や取付部周辺地山、貯水池周辺地の臨時点検を行い、異常の有無を確認する。

イ ダム操作によって下流の水位が著しく変化する恐れのある場合は、あらかじめ関係機関へ通知するとともに、一般市民に対しサイレンやスピーカー放送で警報する。

ウ 地震発生時、動力については予備発電施設を、通信についてはN T T回線及び無線通信施設を活用する。

名称	所管・事業主体	所在地	有効貯水容量 (m ³)	完成年月日
早口ダム	県	大館市	5,050,000	S52.3
山瀬ダム	県	大館市	10,900,000	H4.3

■ 表 2－12－1 ダムの整備現状

3 ため池施設

(1) ため池施設の現況

農業用ため池は、そのほとんどは築造年代が古く、年々老朽化の傾向にあり、また最近の農村は高齢化及び兼業化が進み、管理体制が弱体化し危険なものもある。これらのため池が決壊した場合は大きな被害をもたらす恐れもある。

- ◆農業用ため池一覧表 (資料 24－3)

(2) 対策

- ア 市農林課は、老朽化したため池について、ため池等整備事業を実施し、補強改修に努める。
- イ 市農林課及び県は、地震時や異常気象時のため池の決壊を想定したため池ハザードマップを作成するとともに、ため池施設管理者等の情報伝達体制の構築に努める。また、ため池ハザードマップに合わせた減災対策などの見直しを図る。
- ウ 農業用ため池施設の管理者は、随時同施設の安全点検を行い、気象情報等に留意し、特に災害の発生する恐れがあるときは、ただちに施設の点検を実施し、決壊等の防止に努める。
- エ 市農林課及び県は、ため池の規模、受益面積、下流状況（人家、公共施設等）による影響度などの観点から優先順位を設定し、耐震性を調査したうえで、必要に応じて貯水制限、補強工事、改修工事などを行い、施設の安全使用、減災に努める。

第 13 節 土砂災害の防止

《計画の方針》

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行う必要がある。

また、災害危険度の高い場所は、災害防除のための対策を実施して、市民の生命、財産の保全に努めることが重要である。

このため、市では地すべり、土石流、山腹崩壊等の災害危険箇所の実態を把握し、避難体制の確立を図るとともに、危険地域からの住宅の移転等総合的な対策を推進する。

また、県に対しては、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定促進を要望していく。

◆災害危険箇所総括表

(資料 17-1)

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 危険箇所の調査把握	危機管理課、農林課、土木課、消防本部	北秋田地域振興局
2 警戒避難体制の整備	危機管理課	
3 災害危険区域からの住宅移転	危機管理課、都市計画課	
4 土地利用の適正化	危機管理課、土木課、都市計画課	北秋田地域振興局
5 地盤情報の収集と活用	危機管理課、都市計画課、	
6 連絡調整体制の整備	危機管理課、土木課	北秋田地域振興局、各機関

1 危険箇所の調査把握

(1) 土砂災害警戒区域

① 現況

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号）に基づき、土砂災害が発生する恐れがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生する恐れがある区域の一定の開発行為を制限する。また、建築物の構造規制に関する措置を定めるなど、土砂災害防止のた

めの対策を推進することが求められている。

なお、ここで言う「土砂災害」は、地すべり、急傾斜地の崩壊及び土石流を発生原因とするものである。

県では、市域で土砂災害防止法に基づく基礎調査による警戒区域及び特別警戒区域を指定している。

◆土砂災害警戒区域指定箇所表

(資料 17-2)

② 予防対策

市危機管理課は、県による土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けた場合、次の対策を実施する。

ア 警戒区域ごとに、警戒避難体制に関する事項（情報収集・伝達、予警報の発令、伝達、避難所、避難訓練の実施、救助等）を定める。

イ 円滑な警戒避難に必要な事項を市民に周知するよう努めるとともに、警戒区域内に避難行動要支援者が利用する施設がある場合には、避難誘導を円滑に行うための情報伝達施設や連絡体制などを整備する。

ウ 土砂災害ハザードマップを作成し、区域に特有な土砂災害の形態を考慮して、避難基準並びに避難場所及び避難所を定めるとともに、広報紙や看板等の設置、インターネットへの掲載、住民説明会の開催等により住民へ周知する。

(2) 地すべり

① 現況

地すべりは、第三紀層の分布する特定地域に集中している。近くには花輪断層線、また市内には大茂内断層がある。

大茂内断層は、本市東の大茂内沢を南北に延び、この南延長は北東－南西性の断層により切られ西側にずれて、秋葉山を中心とする山岳地形と大館盆地を境にする。断層線の西側が落ち、最大 200m の落差を示す。本市では、13 箇所が危険箇所として指定されているが、これまで大きな災害は発生していない。

<地すべり防止区域指定基準>

地すべり地域の面積が 5 ヘクタール（市街化区域または用途地域では 2 ヘクタール）以上で、移動土塊が河川や道路、公共施設や人家等に到達し、被害を及ぼす恐れのあるもの。

◆地すべりに関する資料

(資料 19)

② 予防対策

ア 市土木課は、現在危険区域に指定されている箇所及び指定申請箇所の防止工事の早期着工を図るため、系統的な調査を行って危険箇所の把握に努

め、県による対策事業の実施を促進する。

イ 土地所有者等に対しては、災害を誘発する恐れのある次の行為を行わないように指導する。

(ア) 水を放流し、または停滞させる行為、その他水の浸水を助長する行為

(イ) のり切り、切土、掘削または盛土

(ウ) 立木竹の伐採

(エ) 土石の採取または集積

(オ) その他災害を助長し、誘発する行為

(3) 急傾斜地

① 現況

本市の急傾斜地崩壊危険箇所は、171箇所となっている。

<急傾斜地の指定及び指定基準の概要>

ア 指定手続き

急傾斜地の崩壊で相当数の居住者等に危害が生ずる地域及び崩壊を助長誘発する恐れがある地域を、市長の意見を聞いて知事が指定する。

イ 区域の要件

崩壊の恐れがある急傾斜地で、その崩壊で相当数の居住者その他に危害を生ずる恐れがあるもの及びこれに隣接する土地のうち当該急傾斜地の崩壊が助長され、また誘発される恐れが無いようにするため、有害行為を制限する必要がある土地であること。

ウ 指定基準

傾斜度が30度以上、高さが5m以上の崖で、崩壊で危害が生ずる恐れのある人家が5戸以上ある区域、または官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずる恐れのある区域

◆急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料

(資料18)

② 予防対策

市土木課は、地震による土砂災害から市民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、県による急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。

現在工事中の箇所の早期完成を促すとともに、危険度の高い区域から順次対策事業が実施できるように努める。

ア 危険箇所の実態調査及び防災パトロール強化

市土木課及び県は、崖崩れ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、まず事前措置として危険予想箇所の地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及び崖崩れ等が生じた場合の付近の家屋に及ぼす影響などを調査し、随時パトロールを実施するものとする。

イ 危険箇所の周知

市危機管理課、土木課及び県は、ハザードマップ等で危険箇所の周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

ウ 所有者等に対する防災措置の指導

市土木課及び県は、危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置を取るよう指導する。

エ 警戒体制の確立

地震による土砂災害は、地震後時間をおいて発生することもあり、地震発生後は危険度の高い斜面を中心に、危険な兆候が無いか警戒することが重要である。このため、平常時から、斜面の監視体制や通信手段等を確立しておく。

(4) 土石流

① 現況

本市の河川上流は、大半が急流河川であるほか、ぜい弱な地質と森林の開発等で山地の荒廃が進み、融雪や豪雨で多量の土砂を流出させていることから、日ごろから土石流の発生が懸念される。

現在、本市の土石流危険渓流箇所は、124 箇所となっている。

◆砂防指定地に関する資料

(資料 20)

◆土石流危険渓流に関する資料

(資料 21)

② 予防対策

市危機管理課、土木課及び農林課は、地震による山腹崩壊、またはその後の降雨などで発生する土石流の対策を事業主体である県とともに次のとおり推進する。

ア 土石流に対処するための砂防工事を促進する。

イ 土石流危険渓流に関する資料を関係住民に提供し、標示板等の設置を促進する。

ウ 土石流危険渓流周辺住民に対し、警戒避難について指導する。

エ 土石流に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、地震及び降雨時の対応などについて、地域住民に周知徹底を図る。

オ 土石流により 5 戸未満の人家に被害が生じる恐れのある渓流及び新たに家屋の建築が予想される渓流についても、必要があれば本計画に準じて、土石流災害の防止に努める。

カ 深層崩壊や河道閉塞など重大な土砂災害が急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については県が緊急調査を行う。緊急調査の結果に基づき、当該土砂災害が想定される土地の区

域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）について、県から通知を受けたときは、県と連携し地域住民に周知する。

以上、地すべり、急傾斜地及び土石流の土砂災害危険箇所のうち、本市で特に警戒を要する箇所は 308 箇所となっている。

（５）山地災害

① 現況

本市の山地は、主に起伏量が 800m を越える急峻な地形は無いが、特に融雪、大雨等で山腹崩壊や崩壊土砂の流出等、山地災害が発生しており、これを予防するために、保安林機能の向上及び各種事業の促進に努めている。

現在、本市の山腹崩壊危険地区は 350 箇所、崩壊土砂流出危険地区は県管理分が 521 箇所、国管理分が 36 箇所となっている。

◆山地に関する資料

（資料 22）

② 予防対策

県では地震等に起因する災害の発生、水需要の増大に伴う森林整備の必要性、良好な生活環境、自然環境への要望の高まりなどに対応するため、治山事業の緊急かつ計画的な実施を促進することとしている。

ア 災害に強い地域づくり

（ア） 地震に起因する山地災害に応じた予防対策の推進

（イ） 人家集中地区、重要なライフラインが存在する地区等について警戒避難に資するための対策を含め重点的な治山事業の実施

（ウ） 治山事業施工地等の適切な維持管理の推進

イ 水源地域の機能強化

（ア） 水源の確保を図るため、複層林等の非皆伐林と、溪流水を地中に浸透させる治山ダム等の水上保全施設の一体的な整備の計画的かつ効果的な推進

（イ） ダム等の水源地域の森林について、林床植生の生育促進等を含めた土砂流出防止対策の推進

（ウ） 森林と溪流・湧き水等が一体となって、良質な水の供給や美しい景観の形成に資するよう溪畔林の造成等の積極的な実施

機関名称	担当課	連絡先住所	電話	FAX
北秋田地域振興局 農林部	森づくり 推進課	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186- 62-1445	0186- 62-9855

■表 2-13-1 関係機関の連絡先リスト

(6) 雪崩

① 現況

市内の雪崩危険箇所（豪雪地帯で見通し角 18 度以上、高さ 10m 以上の斜面で想定被害区域内の住宅や建物に影響を及ぼす箇所）は、153 箇所あり、特に地震によって大きな雪崩が発生する恐れがある。このため、雪崩による住家の破壊、道路の途絶などにおいては過去に被害が無くとも警戒を必要とする。

◆雪崩危険箇所

（資料 23－2）

② 予防対策

ア 雪崩危険箇所周辺の集落及び道路で、災害が発生した場合、ただちに警戒及び避難できる体制を確立する。

イ 市土木課は、雪崩危険箇所について、雪崩防止のための対策事業を計画的に促進する。

ウ 市土木課は、雪崩危険箇所に雪崩防護柵、雪崩防護工の施工を推進する。

エ 関係機関は、雪崩危険箇所について適時パトロールを実施し、地震による雪崩防止に努める。

2 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害危険箇所の周知

土砂災害ハザードマップなどの関係資料を市民に提供するとともに、危険箇所には表示板等を設置し、市民への周知徹底を図る。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示）を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう、県と秋田地方気象台が共同で発表する防災情報である。大地震の際は、揺れによる地盤の緩みなどを考慮した発表がなされる場合がある。

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合には、情報が的確に地域住民や関係機関に伝達する体制の整備に努める。

(3) 警戒・避難に関する情報の周知

降雨量や警戒避難基準等については、市広報などを通じ、市民への周知を図る。災害の予兆現象に関する情報は、市民と情報の共有化に努め、避難行動の迅速化を図る。

(4) 警戒・避難基準

地震動により、緩んだ地盤への降雨浸透による斜面の崩壊が予想される場合、市が設定する警戒及び避難基準は、大雨警報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報などの防災気象情報、個別の溪流や斜面の状況、土壌雨量指数などのデータ等をもとに、総合的に判断する。

市は、これらの基準等に基づき、警戒を行うとともに、必要に応じて避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。

また、上記の事項を勘案しながら次の予兆現象が確認された場合は、市民の自主避難を指導する。

地すべり	1 地面にひび割れができる。 2 沢や井戸の水が濁る。 3 斜面から水が噴出する。 4 樹木が傾く。 5 地鳴り、山鳴りがする。
崖崩れ	1 崖からの湧き水が濁る、止まる、湧き出す。 2 崖に亀裂が入る。 3 小石がパラパラと転がり落ちる。 4 地鳴りがする。
土石流	1 山鳴り、地鳴りや立ち木の裂ける音、石のぶつかり合う音が聞こえる。 2 雨が降り続けているのに川の水位が下がる。 3 川の水が濁る。流木が混ざり始める。 4 腐った土のにおいがする。

■ 表 2 - 13 - 2 地すべり等の予兆現象

(5) 予報、警報及び避難情報の市民への伝達

予報、警報及び避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示）は、迅速かつ正確に市民に伝達し、周知するようにするほか、異常発生時には市民自らの確に通報・避難ができる体制を取るように指導する。

市は、市民に対して広報車等により警報を伝達するとともに避難誘導に当たる。その際、避難行動要支援者には十分に配慮する。

(6) 市民の自主的避難の指導

避難の方法については、溪流を渡らない、崖付近は避けるなど、安全な避難方法を市民に周知する。

(7) 避難の場所

土石流、崖崩れ、地すべり等の被害を受ける恐れのない場所であり、避難人家からできる限り近距離にある場所を避難所に指定する。

3 災害危険区域からの住宅移転

(1) 現況

災害危険区域については、各種施策で安全の確保を図っているが、防護の対象に対し多額の費用を要する場合、または工事によっても安全を確保できない場合は、安全な場所への移転等を指導している。

(2) 対策

災害危険区域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助し、または融資等の援助を行い、その移転を促進する。移転助成のための制度は次のとおりである。

- ア 災害危険区域からの住宅移転事業
- イ 崖地近接危険住宅移転事業
- ウ 秋田県災害危険住宅移転促進事業
- エ 住宅金融支援機構・災害復興住宅融資

- ◆災害危険住宅の定義 (資料 25－4)
- ◆災害危険住宅の移転助成制度 (資料 25－5)
- ◆災害危険地域に対する災害予防と災害応急対策 (資料 25－7)

4 土地利用の適正化

(1) 防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保

市都市計画課は、土地利用に係る災害危険度の把握を的確に行い、安全性の確保という観点から総合的に検討し、土地利用の適正化を指導する。

(2) 土砂災害危険箇所の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

市危機管理課、土木課及び県は、ハザードマップ等により土砂災害危険箇所の周知を図り、砂防法等の適切な運用を図る。

5 地盤情報の収集と活用

地盤災害の防止のためには、その土地の性状を知ることが重要である。地盤、地質、地形等に関する調査は様々な機関で実施されていることから、これらのデータの収集・整理を進め、各種の行政施策へ反映させていく。

(1) 地盤情報の収集・整理

市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報

を収集・整理し、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

（２）地盤情報の公開

収集・整理したデータをデータベース化し、個人情報の保護に留意しつつ、可能な限り公開に努め、公共工事、民間工事での液状化対策工法の是非に活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災マップ等で公開に努める。

6 連絡調整体制の整備

県は、土砂災害に関する諸施策を効率的・総合的に実施するため、国及び県の関係機関で構成する総合土砂災害対策推進連絡会を設置し連絡調整を図っており、市は、県と協力、連携を図る。

第 1 4 節 建築物等の耐震化・不燃化

《計画の方針》

市都市計画課は、地震による建築物等の倒壊、損壊の被害を防止・軽減するため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）及びその他の法律に基づき、地域の特性を生かした整備手法を適切に適用し、建築物等の耐震化や不燃化の促進を図る。

特に、防災活動の拠点となる公共施設の耐震性確保、併せて住宅・建築物の耐震性確保については、大館市耐震改修促進計画（平成 21 年 7 月）に基づき、指導及び助言を行う。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 大館市耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進	都市計画課	各施設管理者
2 防災上重要な建築物の強化	都市計画課、各課	各施設管理者
3 住宅・建築物の災害予防	危機管理課、都市計画課、消防本部	各施設管理者
4 家具類等の転倒防止	危機管理課	市民

1 大館市耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

市では、平成 21 年 7 月に大館市耐震改修促進計画を策定（平成 23 年 3 月変更）した。この計画では、耐震性を有する住宅を平成 27 年度までに 75%とすることを目標としている。現行の耐震基準に適合しない昭和 56 年 5 月以前に建てられた住宅・建築物の耐震化を進めるとともに、市所有建築物においては、平成 21 年 7 月の耐震化率 56.8%から平成 27 年度までに耐震化率 80%にすることを目標として耐震改修を推進する。

2 防災上重要な建築物の強化

（１）防災上重要な建築物の現況

防災上重要な建築物は、耐震改修促進法第 6 条に定める特定建築物及び災

害時における避難、救護、応急復旧等に関する活動拠点として使用される施設であり、現在、耐震性能の強化を順次推進している。

なお、防災上重要な建築物の主な施設は、次に示す施設である。

- ア 災害対策本部が設置される施設（本庁舎等）
- イ 医療救護活動の施設（病院）
- ウ 応急対策活動の施設（総合支所、消防署、水道施設等）
- エ 避難収容施設（公民館、学校、体育館等）
- オ 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設等）

区分	特定建築物数	S55 以前の建築物		S56 以降の建築物	耐震性有建築物数	耐震化率 (H20年度)	耐震化率 (H27年度)
			うち耐震性有				
学校	41	22	1	19	20	48.8%	73.2%
病院	3	0	0	3	3	100%	100%
庁舎	3	2	0	1	1	33.3%	100%
公営住宅	9	2	2	7	9	90.0%	100%
その他	17	8	0	9	9	52.9%	76.5%
計	73	34	3	39	42	56.8%	79.7%

（平成 26 年 12 月現在。単位：棟）

■表 2-14-1 市所有特定建築物の耐震化の現状

（２）防災対策

防災上重要な施設の各管理者は、災害直後の初動時においても、できるだけ平常時に近い状態で施設を使えるよう日ごろの保守管理を徹底し、設備等施設全体の被害を予防する対策を講じる。

また、各管理者は、施設の耐震診断・点検等の実施に努め、必要な耐震補強・改修などに努める。

（３）緊急輸送道路に面した建築物の耐震化

市は、緊急輸送道路に面した建築物の耐震化を重点的に図る。

3 住宅・建築物の災害予防

（１）住宅・建築物の現況

建築関係法令等の徹底により、近年の住宅・建築物の安全性はかなり高い

水準に達しつつあるが、建築基準法の耐震規定の改正以前に建築されたものは、現行の建築基準法の耐震基準に適合しないものが多く、地震によって大きな被害を受ける危険性が高いと考えられるので、耐震性の強化を図る必要がある。

（２）住宅・建築物の耐震化の促進

① 特定建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市都市計画課は、大規模商業施設、ホテルなど多数の者が利用する一定規模以上の既存建築物について、所有者への耐震化の必要性及び効果の意識啓発、耐震診断・耐震改修に関する指導を行い、耐震性の確保に努める。

② 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市都市計画課は、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の普及促進を図るため、市民、特に建築物の所有者等に耐震化の理解を得られるよう啓発に努める。

特に、リフォーム工事や増改築時は、耐震改修を実施する好機と捉え、これらの工事と併せて耐震改修を実施することのメリットについて情報提供を行い、リフォームに合わせた耐震改修の誘導を行う。

また、大館市木造住宅耐震診断及び耐震改修補助事業を促進するとともに、制度の適宜見直しを図る。

住宅の所有者に対しては、住宅に係る所得税減税や固定資産税の減額等、耐震改修促進税制の周知を図る。

③ 新築及び増改築の建築確認

新築及び増改築する建築物は、建築確認業務を通じ、耐震に関する法令等の周知徹底を図る。

（３）住宅・建築物の地震対策

① 耐震診断及び耐震改修等の指導

市都市計画課は、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等を指導する。

ア 市民からの地震対策に関する一般的な相談には、都市計画課が当たる。

また、市民からの問い合わせに応じられるよう建築関係団体の協力を得て「耐震診断相談窓口」を開設する。

イ 地震防災マップ、パンフレット、リーフレット等を活用して、住宅等の地震対策について指導する。

ウ イベント等において相談会を開設し、耐震診断や耐震改修の促進を図る。

エ 指導に当たっては、建築技術者及び関係団体等の組織を活用する。

オ 個別事情で住宅の耐震改修が困難な場合、地震で建物の倒壊から人命を守ることができるよう、家具の固定など簡易な対策等の情報提供に努める。

② 地震保険加入の啓発

市民に対し、地震保険が被災にあった場合の生活の安定に寄与することを啓発する。

(4) 空き家等の災害対策

市内の空き家等について、老朽化した危険空き家等を把握するとともに、所有者を特定し必要な措置を取るよう指導を行う。

(5) 特殊建築物、昇降機の地震対策

① 定期報告制度及び維持保全計画の作成

建築基準法に基づき、一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の昇降機について、定期報告制度及び維持保全計画の作成などの徹底を図り、維持保全に対する認識の向上に努める。

② 改築指導の実施

建築物の防災性能の保持及び既設エレベーターの耐震改善など、防災上必要な指導、勧告を行う。

(6) 建築物の耐火性の向上

市都市計画課、消防本部は、建築物の新築・増改築に際して、建築基準法に基づく指導を行うとともに、次の法制度体系等を通じ、建築物の耐火性の向上に努める。

① 既存建築物に対する改善指導

大規模商業施設等の不特定多数の人が集まる特殊建築物の防災性能を適正に維持保全するため、防災、避難施設等の防災査察を通じ指導するとともに、建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活用により、建築物の安全性の確保と施設改善を指導する。

② 防火対象物定期点検報告制度等による指導

市消防本部は、防火優良認定証等の交付に際し、建築構造、防火区画、避難階段等の安全性を調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。また、耐震性の向上を図るための指導も併せて行う。

③ 消防同意制度の活用

建築基準法及び消防法の規定による建築同意制度（建築許可または確認する権限を持つ特定行政庁等が、許可等をする前に所轄の消防長または消防署長の同意を得る制度）を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

◆「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の概要について

(資料 25－6)

4 家具類等の転倒防止

(1) 現況

地震によって家具等が移動、転倒し、また柱や壁に掛けられた時計、装飾品等が落下して、人的被害や火災発生の原因となる恐れがあり、今後、家具類等の転倒防止の周知徹底を図る必要がある。

(2) 対策

ア 家具類等は、固定金具、転倒防止金具、テープ等で固定、連結し転倒を防止する。

イ ピアノや電気製品等は、ストッパー、または金具で移動を防止する。

ウ 食器類の収納に留意し、ガラス周辺から転倒しやすい物品を除去し、ガラスの飛散を防止する。

第15節 ブロック塀、落下物等対策

《計画の方針》

ブロック塀には、建築基準法に定める基準に適合しないものもあり、地震発生時には倒壊の被害も予想されるため、市都市計画課は、改善及び施工方法を指導し、被害の防止に努める。

また、地震発生時における建築物の安全性を確保し、人的被害を未然に防止する観点から、一定の建築物について外壁及び窓ガラス等の落下被害が発生しないよう指導に努める。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 ブロック塀等倒壊危険箇所の把握	都市計画課	
2 ブロック塀等の倒壊防止対策	都市計画課	
3 建築物の落下物防止対策	各課	北秋田地域振興局、各施設管理者

1 ブロック塀等倒壊危険箇所の把握

(1) 現況

ブロック塀等の安全性については、建築基準法に基づき指導等を行い、耐震性の確保を図っているが、既存のものについては、地震に対してぜい弱であるものが多い。

(2) 倒壊危険箇所の把握

市都市計画課は、ブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀等の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路及び避難所等に重点を置く。

2 ブロック塀等の倒壊防止対策

(1) 安全点検等の啓発、指導

市都市計画課は、市民に対しブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図る。

また、危険なブロック塀、石塀等は改修が必要であるが、できる限り生

け垣、フェンス等の推進を図り、特に次の部分の指導を行う。

ア 道路の幅を超える高さの塀等のあるところ

イ 車道と歩道の区別がある道路で、歩道の幅を超える高さのあるところ

(2) 適正な設計、施行の実施

関係業界に対して適正な設計、施工を指導し、倒壊による災害を防止する。

3 建築物の落下物防止対策

(1) 落下物等の種類

地震発生時に落下または倒壊し、直接人的被害を及ぼす危険には、次のようなものがある。

① 屋内落下物

- ・シャンデリア等照明器具
- ・棚等の物品
- ・家具等の転倒等

② ビル関連落下物

- ・窓ガラスの飛散
- ・外装材（外壁タイル、モルタル等）の剥落
- ・ウインド式クーラー
- ・屋上、屋外広告物等
- ・天井材

(2) 市の管理する建築物

各施設管理者は、落下物の危険度の高い建物を調査把握し、窓ガラスはフィルム装着または安全ガラス化を推進していく。

また、天井の仕上げ材などの非構造部材についても、耐震性の確保を図るため各種の点検を実施し、必要な改修等を行う。

その他、落下・倒壊防止のための必要な安全対策の徹底を図る。

(3) 民間建築物等

① 多くの人が集まる施設及び主要な道路等に面する建築物

県は、大規模商業施設、文化施設等の多くの人が集まる施設等並びに国道、県道及び主要幹線道路である市道に面する建築物には、飛散防止用フィルムの装着、安全ガラスへの改修、物品等の倒壊防止、天井の仕上げ材などの非構造部材、照明器具や屋外広告物の落下防止等の施策を講ずるよう指導を行う。

② 道路に近接している3階以上の建築物

県は、道路に近接している3階以上の建築物について目視による外観調査

を行い、改修等の必要があると判断されたものには所有者等に通知し、調査や改修等の助言、パンフレット等の配布を行う。

第 16 節 液状化対策

《計画の方針》

大規模地震では、地盤の液状化による被害が発生しており、そのメカニズムを解明し、対策を講じることが重要な課題となっている。

地震において液状化現象の発生が予想される地域にある公共施設については、適切な液状化対策を講じることにより、被害の軽減に努めるものとし、その他の一般の建築物等については対策知識の普及を図る。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 液状化危険地域の現況		
2 液状化予防対策	都市計画課	各機関

1 液状化危険地域の現況

本市は山間部を除き、砂、礫（れき）を主とした固結堆積物の地層をなしているが、過去の地震では大きな被害は見られない。

2 液状化予防対策

（１）建築物の液状化被害予防施策の推進

各種指針（「小規模建築物基礎設計指針」、「建築基礎構造設計指針」）を活用し、建築確認申請などの機会において指導に努める。

（２）インフラ・ライフラインの整備

地震動・液状化に強いインフラ・ライフラインの整備に努める。

また、公共建築物の工事に際し、その施設構造物自体の強化や地盤改良などの液状化対策を進める。

第 17 節 道路・橋梁等の地震対策

《計画の方針》

近年の震災では、避難路や救助、救急、消火活動及び緊急物資の輸送路として重要な役割を担う道路・橋梁が被災し、応急対策活動が妨げられ、地域社会が大きな影響を受けた事例が多い。そのため、災害に強く、信頼性の高い、道路網及び橋梁の整備が強く求められていることから、適切な幅員を持つ幹線道路で都市の骨格的道路網を計画的に形成するとともに、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

なお、場所によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、道路施設の受ける被害の要因や内容が異なってくることから、その場所の自然条件に対応した対策を実施していく。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 道路・橋梁施設等の現況	土木課	
2 道路施設の整備	土木課、都市計画課	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局
3 橋梁の整備	農林課、土木課	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局

1 道路・橋梁施設等の現況

(1) 現況

市域における国、県、市が管理する道路は、平常時からの適切な維持・管理に努めるとともに、災害等に対処するための計画的整備が進められている。

道路の地震被害は、沖積層地域では亀裂、陥没、沈下隆起が、高盛土部では地すべり、崩壊、切土部や山裾部においては土砂崩壊、落石等が予想され、低湿地では液状化現象が発生する。

橋梁については、長寿命化を目的とする修繕の実施や、路線の重要度等に応じて現行の耐震基準に対応する耐震補強の実施が必要なものがある。

なお、市内の道路・橋梁の状況は次のとおりである。

区 分	管理区分	道路延長 (km)	橋 梁 数
国 道	国・県	72.996 (うち国分42,667)	69 (うち国分31)
県 道	県	109.049	87
市 道	市	873.275	442
高速道路	国	12,680	4

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

■表 2－17－1 道路・橋梁の状況

2 道路施設の整備

市土木課及び他の道路管理者は、災害応急対策に必要な物資、その他、応急措置を実施するための緊急輸送道路等の安全性、信頼性の向上を図るため、継続的な道路防災点検及び施設の整備を計画的に実施する。

(1) 道路全体の耐震点検と対策工事

① 維持補修及び改良

市土木課は、災害による被害の軽減を図るために、防災補修工事を必要とする箇所については、工法決定のための調査、測量等を実施し、対策工事を行う。

② 道路防災点検の実施

市土木課は、道路防災総点検結果に基づく継続的点検と施設の整備を計画的に実施する。道路防災総点検項目（豪雨・豪雪等に起因する危険箇所）としては、落石、崩壊、岩石崩壊、地すべり、雪崩、盛土、擁壁などがある。

③ 災害防止対策

市土木課は、落石や斜面崩壊などの恐れのある箇所に、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 立体交差施設の安全点検と対策工事

① 市土木課は、立体交差施設の安全点検調査を実施する。

② 市土木課は、補強等の対策を要する箇所を指定し、補強工事を実施する。

(3) 道路ネットワークの確保

市は、各道路管理者と連携して道路ネットワークの整備を実施するものとし、対策の優先順位については、緊急輸送道路ネットワーク計画路線、事前通行規制区間の有無、迂回路の有無、交通量、バス路線等を総合的に勘案して決定する。

① 緊急輸送道路の整備

市土木課及び都市計画課は、緊急輸送道路については、非常時の緊急車両

の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。

② 市街地の道路整備

市土木課は、市街地の防災区画を形成する道路の整備を推進する。

③ 電線類の地中化

市土木課は、円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

（４）迂回道路の調査

市土木課は、道路が被害を受けて交通に支障をきたし、早期復旧が困難な場合に対処するために、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して緊急事態に備えるものとする。

3 橋梁の整備

市農林課及び土木課は、地震災害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障の無いよう、定期的な橋梁点検を行い、必要に応じ修繕や耐震補強工事等を実施する。特に地震時の緊急輸送路として重要な路線の既設の橋梁については、国、県と連携し、緊急度の高いものから順次耐震補強対策を実施する。

また、橋梁の新設や架け替えに当たっては、現行の耐震設計基準に準拠し整備を行う。

（１）橋梁等の耐震点検と対策工事

① 耐震性の評価

市農林課及び土木課は、架橋年次や構造形式、路線の重要度等に応じ、対象となる橋梁の耐震性の評価を行い、耐震補強等の対策を計画的に実施する。

② 対策工事の実施

耐震補強等が必要な橋梁については、「道路橋示方書（平成 24 年）」に基づく耐震性能の確保を目的に、下部工の補強、支承の取り替え、沓座の拡幅、落橋防止装置の設置などを行い、必要に応じて架け替え等を実施していく。

③ 基準に基づいた耐震設計

新設橋梁については、「道路橋示方書（平成 24 年）」に基づいて耐震設計を行う。

④ 日常点検の実施

市農林課及び土木課は、道路パトロール等で日常点検を実施し、適正な補修を行う。点検で異常箇所を発見したときは、一般交通の安全確保のため必要な通行規制を実施するとともに、応急対策を講じ早急に橋梁の保全を図

る。

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	FAX
国交省東北地方整備局 能代河川国道事務所	大館国道 出張所	大館市根下戸新町1-68	49-0321	43-5819
北秋田地域振興局	企画調査課 工務課	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186- 62-3111	0186- 62-9540

■表 2 - 17 - 2 関係機関の連絡先

第 18 節 農業災害対策

《計画の方針》

地震による農業被害を予防し、または拡大を防止するために、既設の農地及び農業用施設等の補強、改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設に当たっては耐震性の向上に努める。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 農地及び農業用施設等の整備	農林課	北秋田地域振興局、土地改良区
2 体制の整備	危機管理課、農林課	北秋田地域振興局、各機関

1 農地及び農業用施設等の整備

（１）現況

農村部における労働人口の高齢化と兼業化等が進み、農地及び農業用施設等の維持管理が不十分となり、施設等が老朽化しているものがある。

（２）予防対策

ア 地震によって決壊または転倒の恐れのある農業用ため池、頭首工、樋門、揚水機場、水路等は、耐震性調査を検討し、必要に応じて貯水制限などの使用制限を行い安全使用に努めるほか、補強、改修を実施し震災対策を図る。
また、非常用電源の確保に努める。

イ 地震によって水田に亀裂が発生、または、かんがい施設等に被害が出た場合は、水不足が生じ農作物に大きな影響が出る。この場合には亀裂部周囲への盛土、揚水機による灌水などで被害の防止、軽減を図る。

2 体制の整備

市農林課は、災害時に備え、平常時から次の体制を整備しておく。

（１）施設の点検

市農林課は、震度４以上の地震が発生したときは、土地改良区等と連携し

てただちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う体制を整備する。

（２）連絡体制の整備

① 関係機関との連絡体制の整備

市農林課は、土地改良区等から被害発生連絡が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に伝達され、また、市から土地改良区等への情報伝達が確実に行われるよう緊急連絡体制を整備する。

② 地震情報の収集・連絡

市及び関係機関は、震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報及び被害情報の収集・伝達を迅速に行う体制を整備する。

（３）避難誘導体制の整備

市危機管理課及び農林課は、危険が認められるときは、地域へ避難勧告・避難指示の発令等を行い、適切な避難誘導ができるよう避難体制を確立しておく。

第 19 節 上下水道施設の地震対策

《計画の方針》

大規模地震で発生する断・減水を最小限にとどめるため、市は、水道施設面の災害予防対策を実施する。また、応急対策を円滑に実施するため、平常時から災害時の連絡体制の整備、災害対応用資機材の確保、防災広報活動に努める。

また、下水道（以下、農業集落排水を含む）施設の耐震性強化とともに、資機材や関係機関との協力体制などの整備を図る。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 水道施設の整備	水道課	
2 応急体制の整備	危機管理課、水道課	
3 下水道施設の整備	下水道課	

1 水道施設の整備

（１）水道施設の現況

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。大館市には、主要施設として浄水場 4 箇所、配水池 14 箇所があり、平成 25 年度末現在、上水道・簡易水道の給水人口は 62,679 人（行政区域内普及率 87.3%）である。

構造物の安全性は比較的高いのに対し、管路は地震に対してぜい弱である。新規の構造物は「水道施設耐震工法指針」（社団法人日本水道協会：2009）に基づく耐震構造となっており、送配水管路は、順次耐震管に敷設替えをしている。

（２）水道施設の強化

市水道課は、水道施設の安全性を強化するため、老朽化施設の整備・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

① 取水導水施設

取水導水施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震・耐火整備補強を行う。

② 浄水・送水施設

浄水・送水施設の整備補強及び耐震化を行い、二次災害の防止を図る。

特に、下流側の配水管の破損による貯留水流出を防止し、応急用給水源を

確保するため、管路に緊急遮断弁等の流出防止装置を順次整備する。

③ 配水施設

石綿セメント管及び経年管の取り替えを進めるとともに、継ぎ手の耐震対策を行い、管路の耐震性強化を図る。

（３）予備電源（非常用発電機）の整備

市水道課は、停電に備え、施設への非常用電源の設置または非常用発電機の整備に努める。

2 応急体制の整備

地震により水道施設が被災した場合、市水道課は「市水道事業等災害対応マニュアル」によって、職員一人ひとりが効率的に初動対応することで組織的な災害対策を行う。

また、適切な災害対応を行うには、訓練や職員の意識啓発が重要であるため、平常時に効果的な訓練等を実施する。

（１）応急給水体制と資機材の整備

① 応急給水体制の整備

地震により水道施設が被害を受けた場合、市民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水の実施体制を整備する。

② 資機材の確保

応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の確保に努める。

（２）連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡先一覧表やマニュアル等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。また、震災で通信不能になることを避けるため、通信手段の多様化を図る。

（３）防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、市民、町内会等に対し、平常時から飲料水を確保するなどの広報を行う。

（４）職員に対する教育・訓練

地震発生時の的確な防災対応を確保するため、定期的な防災訓練や研修会を実施する。訓練内容は次のとおりとする。

① 防災訓練

市が防災関係機関と協力し行う訓練

- ② 情報の収集伝達訓練
拠点施設間を中心とした無線等による情報伝達訓練
- ③ 職員の参集訓練
交通手段の使用を制限し、勤務時間内外の条件を加味した訓練
- ④ 初動業務訓練
拠点施設における初動業務実施訓練

3 下水道施設の整備

(1) 下水道施設の現況

下水道は、市民が健康で安全かつ快適な生活を送るうえで欠くことのできない施設であり、浸水の防御、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、河川等の公共用水域の水質を保全するためにも重要な施設である。

市では、今後全体計画で定めた、計画処理面積 2,547ha、計画処理人口 67,700 人を計画的に整備する。

(2) 下水道施設の強化

市下水道課は、ポンプ場、幹線管渠等の主要構造物は、災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行い、不良部分は清掃、補修及び改良に努め、災害等による機能のまひを最小限にとどめる。

① 管渠の補強整備

市下水道課は、定期的パトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、老朽管の改築等を行う。

ア 地質が軟弱または不均等な地区に布設された下水管渠を重点に、老朽化が著しいものを補強するとともに、幹線管渠等は耐震化を図る。

イ 新たに下水管渠を敷設する場合は、基礎地盤条件等総合的見地から検討し計画する。

特に地盤の悪い場所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可とう性継手を使用する等の工法で実施する。また、改良土による埋め戻し等、液状化防止に有効な施工方法を採用する。

② ポンプ場

市下水道課は、電気設備、機械設備を始め、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。

ア ポンプ場と下水管渠の連結箇所は破損しやすいため、老朽化した箇所は速やかに補強する。

イ 設計に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（公益社団法人日本下水道協会編：2014）に基づいて行う。

ウ 耐震対策に当たっては、「下水道の地震対策マニュアル」（公益社団法人日本下水道協会編）及び「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づい

て行う。

（３）予備電源（非常用発電機）の整備

市下水道課は、停電による機能停止で排水不能が生じないように、施設への非常用電源の設置または非常用発電機の整備に努める。

第 20 節 電力施設の地震対策

《計画の方針》

地震発生時における電力供給ラインを確保するため、平常時から施設の耐震性の確保等を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講じていく。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 電力施設の現況		東北電力(株)
2 電力施設の予防対策		東北電力(株)

1 電力施設の現況

(1) 変電設備

耐震設計は、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」（一般社団法人日本電気協会：2010）により実施している。

また、地形的に水害を受けやすい箇所については、敷地、機器及び建物等のかさ上げを行うとともに、防水扉などを設け浸水を防止する対策を取っている。

(2) 送電設備

① 架空電線路

「電気設備に関する技術基準を定める省令」（経済産業省令第 68 号：平成 24 年改正）に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中電線路

「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

(3) 配電設備

① 架空電線路

「電気設備に関する技術基準を定める省令」に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計を行う。

2 電力施設の予防対策

各施設の耐災害性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震による被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。

(1) 設備の耐震性の強化

- ア 過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講ずる。
- イ 地震により不等沈下や地すべりなどの恐れのある軟弱地盤にある設備の基礎を補強する。
- ウ 新たに施設、設備を建設する場合は、軟弱地盤地域を避ける。

(2) 電力施設予防点検

定期的に電力施設の巡視点検を実施する。

(3) 災害復旧体制の確立

- ア 情報連絡体制を確保する。
- イ 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- ウ 復旧資材及び輸送力を確保する。

(4) 防災訓練の実施

- ア 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を各部門別または総合的に実施する。
- イ 各防災機関の実施する訓練へ参加する。

(5) 設備の維持管理

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 42 条に基づき「保安規定」を定め、施設職員の目視による定期巡視、また、地震等があった場合は、そのつど目視による特別巡視を実施し、不具合設備については、発生のつど改修を行うなど災害時の不測の事故の防止を図る。

第 2 1 節 L P ガス施設の地震対策

《計画の方針》

地震発生時における L P ガス供給ラインを確保するため、平常時から施設の耐震性の確保等を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講じていく。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 L P ガスの予防対策		L P ガス施設

1 L P ガスの予防対策

(1) 施設の現況

市内では L P ガス製造所が 5 箇所ある。L P ガスは、一般家庭用や飲食店の使用となっており、一部でタクシーの燃料や工業用として使用されている。

市内には製造所、充てん所、オートガススタンド、貯蔵施設などの設備が設置されている。

◆ L P ガス製造所等一覧表

(資料 11-4)

(2) 予防対策

L P ガス販売事業者の規制等については、県が監督しているため、市は、県及び事業者との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

① L P ガス施設及び設備の維持管理

ア 地震対策用安全器具の普及

L P ガス消費設備については、地震時に一般家庭の L P ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具（マイコンメーター）の普及促進を図る。

イ L P ガス集中監視システムの普及

L P ガス販売事業者は、地震時に L P ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行ううえで有効な電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

② 資機材の整備

L P ガス販売事業者等は、震災による被害の拡大防止、災害応急復旧のための資機材を各自整備する。

③ 教育訓練の実施

ＬＰガス販売事業者等は、ＬＰガス漏えい時の対応または災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を策定し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

④ 事業者間の相互応援体制の整備

ＬＰガス販売事業者等は、地震時にＬＰガスによる災害が発生し、またはその恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、ＬＰガス販売事業者等の相互応援体制の整備を図る。

⑤ 危険時の実施措置

ＬＰガス販売事業者等は、ＬＰガスによる災害の防止または災害時のＬＰガスの保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。

ア 危険時の通報

ＬＰガス製造所またはＬＰガス充てん容器からガス漏れ等危険な状態を発見した者は、ただちに消防署及び防災関係機関に連絡するとともに拡大防止等の応急措置を行う。

イ 緊急措置

災害発生防止のため必要があるときは、緊急時対応業務を速やかに実施し、県等に連絡する。

第 2 2 節 電話施設の地震対策

《計画の方針》

地震発生時にも重要通信を確保できるよう、日ごろから設備強化を実施し、地震時に通信障害が発生しないよう通信網の信頼性の向上を促進する。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 一般加入電話		NTT 東日本、KDDI、ソフトバンク
2 携帯電話		NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク

1 一般加入電話

(1) 通信設備の現況

平成 25 年 3 月 31 日現在における県内の加入電話数は 29 万回線である。

N T T 東日本（秋田支店）では、各交換所間の中継回線は、ケーブルの地中化や有線と無線方式の併用などにより、地震災害に強い信頼性の高い通信設備の構築を図っている。

また、地震災害発生時における通信確保のため、必要により臨時回線や臨時公衆電話を設置するため、ポータブル衛星通信車を配備している。

(2) 予防対策

N T T 東日本（秋田支店）では、次の対策を講じている。

① 建物及び局内外設置

被災を未然に防止するため、電気通信設備及び建物等は、耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火等の構造化を行い、通信網の整備を行う。

② 地震災害時に備えての通信の確保

ア 通信の途絶を防止するため、主要な伝送路を多ルート構成あるいは 2 ルート構成とする。

イ 被災した電気通信設備等を迅速かつ確実に復旧するための災害対策用機器及び資材等の整備を図り、災害時の輸送を円滑に行うための措置計画を具体的に定める。

ウ 安定した通信を確保するため、主要な電気通信設備の予備電源を設置する。

③ 地震災害時措置計画

地震災害時等において、通信不通地域の解消、または重要通信の確保を図

るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成する。

④ 地震災害時の広域応援等

ア 広範囲な地域で地震が発生した場合は、必要により全国規模をも視野に入れた応援班の編成、災害対策用機器及び資材等の確保と輸送体制、応援者の作業体制などを整備する。

イ 地震が発生し、または発生の恐れのある場合に、社員の非常招集、非常配置及び社外機関に対する応援または協力の要請方法等について具体的に定める。

⑤ 防災訓練の実施

社内訓練のほか、大館市総合防災訓練を始めとする地方自治体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

2 携帯電話

(1) 電気通信設備等の現況

① 電気通信設備等の高信頼化

災害等が発生した場合に電気通信サービスを確保するため、電気通信設備等の防災に関する計画を策定実施する。

② 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合の通信を確保するため、通信網の整備を行っている。

③ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

重要書類及びプログラムファイル類の保管に当たっては、災害時における重要データベースの滅失あるいは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じている。

④ 災害時措置計画

災害が発生した場合、または通信の著しいふくそうが発生した場合等、通信不能地域を無くし、また、重要通信の確保を図るため、措置計画を作成する。

(2) 予防対策

N T T ドコモ（東北支社秋田支店）では、次の対策を講じている。

① 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時に通信サービスを確保し、または迅速な復旧のためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要な機器及び車両等を配備する。

② 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害が発生し、または発生する恐れがある場合、電気通信設備等の被害を防御し、または被害の拡大を防止するため、平常時から災害対策用資材、器具、工具、消耗品等を確保するための具体的な措置を定める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、または発生する恐れのある場合、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておき、輸送力の確保に努める。

③ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握し、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

第 2 3 節 鉄道施設の地震対策

《計画の方針》

鉄道事業者は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、防災体制等の確立を図る。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 鉄道施設の現況		東日本旅客鉄道(株)秋田支社大館駅
2 鉄道施設の予防対策		東日本旅客鉄道(株)秋田支社大館駅

1 鉄道施設の現況

鉄道施設を地震災害から防護し、地震発生時における鉄道輸送力を確保するため、施設の耐震性の強化、被害軽減のための諸施策の実施、防災器具等の点検整備、関係社員の出勤、応急復旧のための体制の整備に努めている。

2 鉄道施設の予防対策

(1) 施設の強化

鉄道事業者は、線路建造物の災害に伴う被害が予想される橋梁・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査を行い、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックにより防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取り替えなどの事業を推進する。

① 施設、設備の点検

耐震性を考慮した線区防災強化を推進するとともに、地震発生時には要注意構造物の点検を実施する。

② 駅舎の安全性強化

ア 定期的な巡回、点検を実施し、駅舎の安全の確保を図る。

イ 建物の位置、構造は、建築基準法その他関係法令に基づき耐震性上の安全の確保を図る。

(2) 列車の防護

ア 災害（東日本旅客鉄道(株)で、運転規制の発令基準値を超えた地震）が発生

したときは、定められた運転規制を行い、列車の安全を確保する。
イ 乗務員には、地震の発生と同時に無線により情報を伝達する。

(3) 防災訓練の実施

必要に応じて非常招集等の防災訓練を行う。

(4) 資機材の整備

早急な運転再開を図るため、平常時から必要な資機材を整備する。

(5) 情報連絡体制確保

鉄道の運転規制時における乗客等の混乱を避けるため、運行状況や復旧の見通しなどの広報が行えるよう鉄道事業者、行政機関及び報道機関は、それぞれの機関で相互に情報収集・連絡体制の整備を図り、乗客等への迅速な情報伝達を確保するよう努める。

(6) 安全確認手順等の社内体制の充実

地震災害発生時における安全確保のための運転規制や早期運転再開のための安全確認手順等を確立するほか、内部での情報連絡手段や関係機関との通信手段を確保するなど、社内体制の充実に努める。

第 2 4 節 危険物施設の安全確保

《計画の方針》

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、危険物施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するとともに、今後とも法令順守の徹底を図る必要がある。また、先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変化及び施設の大規模化・多様化等、新たな危険物に対応する必要がある。

そのために、各危険物施設への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成の指導を徹底するほか、消防等関係機関の施設立入検査の徹底を図る。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 共通事項	消防本部	各施設管理者
2 危険物施設	消防本部	警察、危険物施設の管理者
3 火薬類製造施設等	消防本部	県、火薬類製造施設等の管理者
4 高圧ガス製造施設等	消防本部	県、高圧ガス製造施設等の管理者
5 毒物・劇物取扱施設	消防本部	県、警察、毒物・劇物取扱施設の管理者
6 放射性物質使用施設	消防本部	国、県、警察、放射性物質使用施設の管理者
7 危険物等運搬車両	消防本部	警察、危険物等運搬事業者等

1 共通事項

（１）危険物施設の区分

危険物・有毒物の種類及び形態を次のとおり区分する。

区 分	保有の形態	根拠法令	施設等の例示
危険物	貯蔵所 取扱所	消防法	屋内・屋外・地下タンク貯蔵所 ガソリンスタンド等
火薬類	製造施設、火薬庫	火薬類取締法	製造、貯蔵、販売
高圧ガス L P ガス	製造所 充てん所、販売所 使用消費施設 輸送施設(車両)	高圧ガス保安法 液化石油ガス法 ガス事業法	製造工場 L P G 充てん所 水道施設、家庭 L P G 高圧ガス輸送車
毒劇物	販売所 使用施設 輸送施設(車両)	毒劇物法	薬局、工業薬品店 メッキ工場、学校、研究所 毒劇物輸送車両
放射線等	使用施設 輸送施設(車両)	放射線障害防止法	病院、研究所 R I 輸送車、製造工場(滅菌)

■表 2-24-1 危険物・有毒物の区分

(2) 被害予測に基づく危険物施設の防災体制の強化

危険物等の貯蔵等は、法令による管理及び市消防本部等各機関の調査・指導が平常時に行われ、管理状況は比較的良好であるが、地震災害時には各種ライフラインの途絶や液状化現象等のために、通常では考えられない被害が起こる可能性がある。それらに備えて、地震時の状況を予測し、各種安全装置の点検等を実施し、より耐震性を高めていく必要がある。

また、危険物等の取扱者は、取り扱う危険物等の管理・責任体制を明確にし、それらの流出による被害を未然に防止するため、管理マニュアル等の整備が必要である。特に、地震の際の被害・機能障害を想定し、応急措置が速やかに実施されるよう訓練・従業員啓発・自衛消防隊育成の推進を図り、体制面の強化を進めていく必要がある。

(3) 自主保安体制の強化

市消防本部は、危険物施設の管理者等に対し、次の自主保安体制について指導徹底を図る。特に、春・秋の火災予防運動期間、危険物安全週間（6月第2週）においては、立入検査等を実施して危険物の保安に対する意識の高揚を図る。

ア 危険物施設の巡視、点検及び検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量及び使用量を常に把握する。

イ 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織等に関する事項を明確にする。

ウ 地震による影響を十分に考慮し、施設の耐震性の向上に努める。

エ 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。

オ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。

カ 防災資機材及び化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

(4) 危険物等の火災予防対策

危険物施設等の火災は、大規模火災につながる可能性が高く、人身事故に発展する場合もあり、消火困難に陥りやすい。

従って、一般の火災予防対策によるもののほか、次の対策を実施する。

- ア 危険物施設における保安管理の実施
- イ 危険物施設の従業員に対する安全教育の徹底
- ウ 消防計画及び予防規程に基づく訓練の実施
- エ 危険物施設の自主点検の実施
- オ 危険物安全週間の催しを通じた防災知識の普及

(5) 立入検査の実施

市消防本部は、消防法第 16 条の 5 に基づく危険施設の立入検査の実施及び無許可施設等の危険物の貯蔵、取り扱いに対する違反の是正と未然防止を図るため、立入検査を実施する。

(6) 化学消防力の強化

化学消防自動車や消火薬剤等の備蓄整備に努めるとともに、応援協力体制の中で、ヘリコプターの活用、消火薬剤の共同利用など化学消防力の強化を図る。

2 危険物施設（石油類等発火性、引火性のあるもの）

(1) 施設の現況

平成 26 年 3 月 31 日現在における危険物施設の総数は、366 施設（完成検査済証交付施設）であり、平成 19 年同期の 427 施設をピークに減少傾向にある。

◆危険物貯蔵・取扱施設一覧表

（資料 11－1）

(2) 予防対策

① 危険物施設及び設備の維持管理

ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第 12 条（施設の基準維持義務）及び同法第 14 条の 3 の 2（定期点検義務）等の規定を順守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

イ 大規模タンクの耐震化

市消防本部は、一定規模以上の貯蔵タンクの不等沈下、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

また、事業所へ常時の沈下測定と基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立を指導する。

なお、漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

② 危険物輸送車両の安全化

石油類輸送は、タンクローリー、トラックなどで行われている。石油類を大量に車両輸送する場合、転倒・転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器の設置等が必要だが、今後とも常置場所での立入検査等を実施し、火災予防運動期間中を含め走行中の危険物輸送車両の立入検査についても警察等関係機関の協力を得て実施し、安全管理の徹底を図る。

③ 資機材の整備

ア 市消防本部は、化学消防車や消火薬剤等の整備及び備蓄を図り、化学消防力を向上させる。

イ 危険物施設の管理者等は、消火設備や消火薬剤等の備蓄、施設や設備の点検・管理及び連絡・通報に必要な資機（器）材の整備を促進する。

④ 教育訓練の実施

危険物施設の所有者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合うように努め、従業員等へ保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

⑤ 自衛消防組織の強化

ア 危険物施設の管理者等は、自衛消防組織の充実を図るとともに隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化及び消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

イ 指定施設で取り扱う第4類の危険物について、指定数量の3,000倍に相当する数量を取り扱う施設は、自衛消防組織を置かなければならない。（危政令第38条）

⑥ 保安確保の指導

市消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているかの立入検査を実施し、必要に応じ、事業所の管理者等へ災害防止上必要な助言または指導を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアルの作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施項目を励行させ、防災意識の高揚を図る。

3 火薬類製造施設等

（1）施設の現況

市内に火薬類の貯蔵、取扱施設等は現在 7 箇所あるが、これらの施設の保安距離は十分に確保されており、また各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分に達成している。

◆火薬類取扱施設一覧表

資料（11－2）

（2）予防対策

① 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。

また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。

イ 監督関係機関は、定期的に保安監査を実施するとともに、随時立入検査を実施して、施設及び設備が基準に適合するよう指導する。

② 資機（器）材の整備

災害の拡大を防止するための資機（器）材を整備する。

③ 教育訓練の実施

ア 保安講習会及び技術講習会を実施して、管理・保安に関する知識技能の向上を図る。

イ 訓練の実施を通じて、地震発生時における対処能力を向上させる。

④ 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

4 高圧ガス製造施設等

（1）施設の現況

市内における高圧ガスの製造所等は 26 箇所あり、主な取り扱いは酸素、窒素、水素などである。これらの施設では、十分な保安措置が実施されている。

◆高圧ガス取扱施設一覧表

（資料 11－3）

（2）予防対策

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、消費施設等は、高圧ガス保安法により規制される技術水準、取扱基準等に基づき設置・運営され、県が監督しているため、市消防本部は、県との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。

① 高圧ガス施設及び設備の維持管理

法令に基づく耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その順守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

② 資機材の整備

高圧ガス施設の管理者は、火災及び被害の拡大を防止するための資機（器）材を整備する。

③ 教育訓練の実施

高圧ガス施設の管理者は、高圧ガス爆発時の対応または災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を策定し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

④ 事業者間の相互応援体制の検討、整備

高圧ガス施設の管理者は、高圧ガスによる災害が発生し、またはその恐れがあるときは、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

⑤ 危険時の実施措置・応急措置

高圧ガス施設の管理者は、高圧ガスによる災害の防止または災害時の高圧ガスの保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。

ア 危険時の通報

高圧ガス製造所または高圧ガス充てん容器からガス漏れ等危険な状態を発見した者は、ただちに防災関係機関に連絡するとともに拡大防止等の応急措置を行う。

イ 緊急措置

市消防本部は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し、施設の使用停止または高圧ガスの取り扱い制限等を速やかに実施する。

5 毒物・劇物取扱施設

（１）現況

市内には毒物・劇物の販売業等届出を要する業務上の取扱施設、その他届出を要しないが比較的多量の毒物・劇物を常時取り扱っている施設が４箇所ある。

◆毒物・劇物取扱一覧表

（資料 11－５）

（２）対策

毒物及び劇物取締法に基づく製造所等に関する規制事務は、県が実施していることから、市は、県と事業者が連携・協力し、その取り扱いに一層の安全化を促進するよう要請する。

① 毒物・劇物取扱施設及び設備の維持管理

ア 毒物・劇物取扱施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努め、定期的に施設及び設備の点検を実施し、常に最良の状態を維持する。

イ 監督関係機関は、随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。

② 防災体制の確立

施設の管理者は、毒物・劇物の管理責任を明確化し、災害発生時の連絡通報、応急対策が適切にできるよう防災体制を確立する。

③ 毒物・劇物保有施設の実態把握

市消防本部は、毒物・劇物に関する届出があったときには、施設の実態、保有物の特性及び検知器、中和剤等の保管状況を把握し、災害対応に備える。

④ 自主保安管理体制の強化

毒物・劇物取扱施設の管理者は、保安管理等の従業員教育を行うほか、部門責任者（保管、販売、保安等）を置き、管理部門を明確にして自主保安管理体制の強化に努める。

⑤ 危険時の応急措置

毒物・劇物による災害の防止または災害時の保安を確保するため、次により危険時の応急措置を実施する。

ア 危険時の通報

毒物・劇物が災害により飛散・流出等の危険な状態となっていることを発見した者は、ただちに消防署及び防災関係機関に連絡するとともに拡大防止等の措置を講ずる。

イ 緊急措置

施設管理者は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し必要な措置を講ずる。

この場合、関係者等から専門的な防止策を聴取し、被害等の防止に努める。

6 放射性物質使用施設

（１）現況

放射線を放出する物質を放射性物質という。本市では、１工場において放射性物質が使用されている。

（２）対策

現在、国（文部科学省）においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）」に基づき、放射性物質の使用、販売、廃棄等に関し安全体制を整備している。

また、立入検査を実施して安全確保の強化を図っているが、震災時においても監視体制を取るなど各種安全対策を実施している。

市は、当該施設の放射性物質の所在、数量、元素名、化合物名、容器の種類、取り扱っている場所などを調査し、実態把握に努めるとともに保健所、

警察等関係機関と連携して、関係法令の災害予防規定に基づく効率的な運用を図る。

事業者は、事故、災害が発生したときには、関連法令に基づいて必要な応急措置を講じるとともに、災害時の連絡体制により関係機関に通報し、文部科学省、市災害対策本部と綿密に連携し、その対策を講じる。

その他必要な事項は、別に「放射性同位元素による放射線障害防災対策要綱」で定める。

◆放射性同位元素使用事業所 (資料 11－6)

◆放射性同位元素による放射線障害防災対策要綱 (資料 11－7)

7 危険物等運搬車両

(1) 現況

危険物、火薬類、高圧ガス、L P ガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という。）の運搬は、タンクローリーやトラック等の危険物等運搬車両による陸上輸送が多く、災害発生の危険性が増大している。

また、高速道路の延伸に伴い、高速走行中の事故による積載タンク等の損壊被害の可能性が高まっている。

(2) 対策

ア 市消防本部は、運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の順守等の指導を徹底する。

イ 市消防本部は、危険物等製造事業者等に対して、関係法令に基づく安全管理の指導の徹底を図る。危険物等運搬事業者に対して、適正な運行計画の作成と運行管理の徹底を図るとともに、運転者等への交通安全の啓発、関係法令の順守及び危険物等の取り扱いについて指導の徹底を図る。

ウ 危険物運搬車は、事故発生時の緊急連絡先等を記載したイエローカードの携行に努める。

◆地震による被害の発生を減らすために

第25節 安全避難の環境整備

《計画の方針》

市は地震が発生した場合に市民が安全に避難できるよう避難所の確保や避難誘導體制の整備を推進し、安全避難の環境整備に努める。

また、平常時から安全な避難所、災害危険箇所等の所在等を市民に周知徹底させるとともに、自主防災組織等の協力を得ながら避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示）の伝達体制を確立して、避難の安全・迅速・円滑化を図る。

なお、避難行動要支援者を適切に誘導するための体制整備に特に留意する。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 避難情報の発令	危機管理課、消防本部	警察
2 避難誘導體制の整備	危機管理課、土木課、消防本部、各課	警察、自主防災組織、市民
3 避難所等の指定・整備	危機管理課、都市計画課	
4 避難所開設・運営体制の整備	危機管理課、健康課	
5 避難行動要支援者対策	危機管理課、福祉課、消防本部	警察、自主防災組織、社会福祉施設の管理者
6 避難所外避難者への支援	危機管理課、健康課	

1 避難情報の発令

市は、発生した地震災害の規模、または発生が予測される災害を前提に、迅速で安全な住民の避難または避難誘導を確保するため、避難情報を発令し、関係機関及び市民に周知する。

（１）避難情報の種類

市危機管理課は、災害種別毎に避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令基準などを設定する。

① 避難準備情報

「避難準備情報」は、避難勧告または避難指示の決定・通知に先立ち、避

難行動要支援者を安全かつ円滑に避難及び避難誘導させるために通知する。

② 避難勧告

「避難勧告」は、地震災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき、当該被災地域または被災する恐れがある区域の市民等に対し、あらかじめ指定した避難所等への避難を促すために通知する。

③ 避難指示

被害の状況が「避難勧告」通知時より悪化したとき、または危険が切迫しているときに、「避難勧告」より避難の拘束力が強い「避難指示」に切り替えて通知する。

④ 避難解除

避難の必要が無くなったとき、避難の解除を通知する。

(2) 避難情報に付する事項

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難の理由（災害種別・規模・二次災害の恐れ等）2 避難対象地域または地区の範囲3 避難開始・解除時刻4 避難誘導、避難所など |
|---|

(3) 避難情報の伝達手段

広報車や消防自動車による広報、職員や消防団による戸別訪問、市緊急情報メール（緊急速報メール）、ホームページやツイッターなど複数の方法で伝達する。また、町内会長や行政協力員へ電話するなど、本当に情報が伝わっているかの確認作業も実施する。

なお、戸別訪問時に住民が不在の場合は、避難勧告発令日時や避難場所等が明記してある伝達文等を必ずポスト等に入れる。

(4) 避難者の優先順位の設定

避難の順位は避難行動要支援者を優先するが、市は避難者の状況を的確に判断するとともに、警察と連携し、緊急を要する者から避難させる。

2 避難誘導体制の整備

市が指定している避難所には、避難所標識を設置し、地震発生時に市民が円滑かつ安全に避難できるよう避難誘導体制の整備に努めている。

(1) 避難誘導の実施方針

避難誘導体制の整備については、次に示す避難誘導の実施方針に基づいて、より適切なものとなるよう、市避難勧告等の判断・伝達マニュアルを随時検

討し推進する。

ア 広域的な災害による避難勧告・避難指示を発令した場合、市は原則として警察・消防等と連携し避難誘導を行うが、市民も身の安全を図るため、自主的に最寄りの避難所または公園等の避難場所、空き地等の安全区域に避難する。

イ 広域的な災害による避難勧告・避難指示を発令した場合、市は対象とする区域へ職員を派遣し、避難すべき方向及び避難先の指示伝達を行う。

その際、警察、消防及び自主防災組織等の市民組織と協力して、可能な限り、一定の地域または自主防災組織等单位に市民を集合させた後、そのつど指定された避難所等に誘導する。

ウ 市長は、避難勧告・避難指示を発令する場合、最も安全に避難できる場所等を指示するために必要な災害情報を、警察署長及び消防長に求めることができる。

エ 市消防本部は、避難勧告・避難指示を市が発令する場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案し、最も安全な避難場所等を市長、警察署長等に連絡する。

オ 警察は、要所に警察官を配置し、市民の避難誘導に当たる。

カ 市、警察、消防、自主防災組織及び市民は、避難行動要支援者の避難に配慮する。

特に、交差点や橋梁等の混雑予想地点では、避難行動要支援者を優先して避難誘導に努める。

キ 市は、特別警報が発表された場合、市民に対し、ただちに命を守る行動を取り、身を守るために最善を尽くすよう指示伝達を行う。

（２）標識等の整備

① 避難場所周辺の安全性の確保

市危機管理課は、避難場所・避難所周辺の安全性について常に検討を行い、見直し等の整備を進める。

② 避難所標識等の整備

市危機管理課は、避難所標識等の維持管理を行うとともに、避難を表す図記号（ピクトグラム）を国際標準化機構（ISO）または日本工業標準規格（JIS）に沿ったものとし、外国語表記も加えた標準化された新デザインの標識への更新を検討する。

③ 避難所誘導標識の整備

市危機管理課は、避難所誘導標識の維持管理を行うとともに、外国人等を含めた避難行動要支援者への配慮等も含め、分かりやすい標識の整備・増設を推進する。

④ 避難所案内板の整備

市危機管理課は、人が多く集まる場所を中心に、市民はもちろんのこと、外国人や旅行者等地理不案内な人に対しても避難所の場所が分かるよう適

切な案内板の整備に努める。

(3) 避難誘導体制の確立

① 状況判断基準等の確立

市及び消防本部は、災害時において、地域ごとの状況等を迅速に把握し、また、関係機関・隣接地区と連携し、適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進め、災害種別ごとに避難勧告・避難指示を適切に発令するため、市避難勧告等の判断・伝達マニュアルを随時見直しする。

② 主要道路の安全化

市土木課は、主要道路を災害から防護するための安全化を図る。

③ 避難先の安全確保

ア 施設管理者との協議

市各課は、避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行う。

イ 避難所等の安全化

市危機管理課は、避難場所及び避難所の安全確保に努める。

ウ 災害時優先電話の整備

市危機管理課は、状況に応じた対応が速やかに行えるよう、避難所等に災害時優先電話の配備を進める。

④ 避難誘導体制の整備

警察は、市民・来訪者の避難場所等への円滑な誘導を行うため、地域の実態や被害状況に即した避難誘導体制・誘導方法の整備について調査・研究し、災害時に備える。また、大規模地震が発生した場合における署員の動員方法などについて、あらかじめ署員に周知徹底する。

⑤ 広報活動の推進

警察は、大規模地震発生時の避難者の円滑な避難行動と、消防車・救急車等の緊急車両の通行を確保するため、平素から広報活動を通じ車両運転者に対して震災発生時における運転者の取るべき措置の周知徹底に努める。

3 避難所等の指定・整備

地震発生後、危険を逃れるために避難する市民を受け入れる場所を確保するとともに、住居等を滅失した者に対しては、収容保護を目的として施設を提供することが必要である。このため、市危機管理課は、災害別の避難場所、避難所をあらかじめ指定し、その整備及び周知を図る。さらに、地域の状況等に応じ、適宜、避難所等を加除していく。

なお、当該施設が、地震に対して安全な構造であり、その周辺に、地震発生時、人命に危険を及ぼす恐れがある建築物等が無いなどの一定の条件を満たす場合は、「指定緊急避難場所」及び滞在も可能な「指定避難所」を、必要に応じて指定す

る。

(1) 現況

避難場所及び避難所については、本計画に具体的に定めるとともに継続的にその見直しを行い、市民に対する周知徹底と避難情報の伝達体制の確立に努めている。

(2) 避難場所及び避難所の選定

① 避難場所

地震発生後の避難場所として、小・中・高等学校等のグラウンド及び都市公園等をあらかじめ指定している。

ただし、災害の状況や積雪によっては、これに該当しない公共の施設であっても一時的な避難場所として指定・開設することができるものとする。

< 指定の要件 >

ア 各地区で予想される地震災害に対して安全であること。特に、地震発生時等の大災害を予想して、できるだけ木造密集市街地から 300m 以上離す。

イ 面積は、収容人員一人当たり原則として 3 m² 以上とする。この際、昼間人口も考慮する。

ウ 避難場所には努めて給水施設を整備する。

◆ 避難場所一覧表

(資料 16-1)

② 避難所

市危機管理課は、火災や家屋の倒壊等により、居住場所を確保できなくなった者の収容保護を目的として、市内に避難所をあらかじめ指定している。

避難所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、一次避難所として市内 12 公民館、二次避難所として小・中学校、コミュニティセンター等の公共建築物とする。なお、小集落等が点在し、指定された避難所までの距離が遠くなる地域については、各地域の集会場等を一時的な避難所として活用し、これを經由して避難所へ避難する。

避難所には、発電機や太陽光発電等の導入を行い、停電が発生した場合でも施設の入り口を分かりやすくする工夫が必要である。

また、災害時には旅行者を始めとする避難行動に配慮を要する者に対し、民間の宿泊施設などを一時的な滞在先として利用する必要が発生することもある。市は、関係機関と協定を締結するよう努める。

避難所については、耐震化など避難者の安全を考慮し、適宜、見直しを行う。また、避難所への非常用電源の計画的な整備及び燃料の確保を図る。

③ 福祉避難所

市は、高齢者や障害者等、避難所での共同生活が難しい避難行動要支援者

のための福祉避難所をあらかじめ3施設指定している。また、避難所の一部（学校においては、独立した教室等）を福祉避難所（福祉避難室）として利用することもできる。

＜指定の要件＞

ア バリアフリー化しているなど、避難行動要支援の生活に支障が少ないよう整備された施設であること。

イ 生活相談職員等の確保が比較的容易な既存施設を活用。

◆避難所一覧表

（資料 16－2）

（３）避難路の選定

避難路は指定せず、安全な避難路を避難者各自が任意に選ぶ避難方法とする。なお、いわゆる「共助」として、町内会または自主防災組織でハザードマップ等を基に話し合い、各々の避難経路を決めることが望ましい。

（４）避難場所及び避難所等の周知徹底

避難場所及び避難所等は次の方法により周知する。

ア 避難所及び避難場所には、明示標識を計画的に設置する。

イ 市広報、市ホームページに掲載するとともに、ハザードマップを全戸配布する。また、各種会合等あらゆる機会を通じて周知する。

ウ 訓練等を通じ、現場を確認させる。

（５）避難所の耐震不燃化

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で昭和56年度以前に建築された建物については耐震診断を実施し、必要に応じて補強や改築に努める。

（６）避難所等における備蓄物資及び資機材の整備

市危機管理課は、避難所、特に一次避難所に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ整備し、または必要なとき、ただちに配備できるよう準備に努める。主なものは、次に示すとおりである。

また、各課等は、避難所出入口の段差の解消や表示のほか、外国語併記など避難行動要支援者への配慮及びプライバシーに配慮した設備品の備蓄を積極的に行っていくものとする。

＜備蓄品目＞

ア 非常食、飲料水	イ 生活必需品	ウ ラジオ
エ 防災行政無線、非常用電話	オ 照明設備（投光器）	
カ 非常用発電機（燃料含む）	キ 燃料タンク	
ク 簡易トイレ袋	ケ 医療資機材	コ 毛布
サ ストープ	シ LEDライト	など

（７）協力体制の整備

直下型地震など甚大な被害が市内に限られるような災害が発生した場合には、避難所は、近隣市町村等との相互の利用、援助ができることが望ましい。このため、災害時に近隣市町やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備しておく。

4 避難所開設・運営体制の整備

（１）避難所運営マニュアルの整備

市危機管理課は、緊急時の避難所開設・運営を円滑に行うために、避難所開設・運営マニュアルを策定している。また、マニュアルに沿って、避難所の開設・運営訓練を計画的に実施するとともに、訓練の検証結果を踏まえたマニュアルの見直しに努める。

（２）避難者の健康管理

市健康課は、避難者または在宅避難者の健康管理を確保するため、保健師等による避難所等の巡回健康相談等を実施する体制を整備する。

（３）女性や高齢者等の視点から捉えた避難者対策

市危機管理課は、女性や高齢者等の視点から捉えた避難誘導や避難所の運営・管理等に必要な支援について配慮するとともに、避難訓練など女性や高齢者等の参加を推進する。

5 避難行動要支援者対策

◎本章第 27 節「避難行動要支援者等の安全確保」参照。

（１）体制面の整備

① 連絡体制等の整備

ア 市福祉課は、避難行動要支援者の家族や登録支援者が自主防災組織などの地域コミュニティ団体などと、きめ細かな連携を取るための連絡体制の整備に努める。

イ 市危機管理課は、避難行動要支援者が避難時に必要な介護及び対応などについて、市広報等により、市民への周知に努める。

また、市危機管理課及び消防本部は、市総合防災訓練で、避難行動要支援者のための情報伝達及び避難誘導訓練などを実施し、検証した課題に対応可能な体制整備に努める。

ウ 市福祉課は、本市の避難行動要支援者対策の基本的な考え方をまとめた

「大館市災害時要援護者避難支援計画」（平成 22 年 4 月策定）を策定している。

今後は、災害対策基本法の示す避難行動要支援者名簿に当たる避難支援対象者名簿や避難行動要支援者把握用リストを作成するとともに、自主防災組織及び町内会等が実施主体となる個別避難支援プランの作成など、地域の避難支援体制構築を支援していく。

また、援護者に対する情報伝達ルートの確保に努める。

② 避難所生活の支援

避難行動要支援者の避難生活を支援するため、次の事項に配慮する。

ア 避難所のバリアフリー化や男女のニーズに配慮した対応ができるよう施設・設備のユニバーサルデザイン化を念頭に置いた避難施設の改修並びに設備改善に努める。

イ 食事及び生活関連物資の配分等において、避難行動要支援者の視点に立ち、食物アレルギーのある、または腎臓病を患う避難者に配慮し、アレルギー物質除去食品、低たんぱく質食品を備蓄することに努める。

ウ ホームヘルパーや民生・児童委員などとの協力体制の確立・整備に努める。

エ 災害時には、避難施設で避難生活をともにする市民との相互扶助の体制づくりに努める。

（２）社会福祉施設の管理者の役割

① 協力体制の整備

ア 市及び関係機関と連携のうえ、災害予防や初動体制を適切に実施するため、平常時から防災体制の整備を図るとともに、併せて町内会等や自主防災組織などの地域コミュニティ団体との協力体制の整備に努める。

イ 災害に備え、警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡・協力体制の整備に努める。

② 職員や入所者の防災教育

施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動を取れるよう防災教育を実施するほか、施設の構造や周辺環境、さらには入所者の行動等に即した防災訓練の実施に努める。

6 避難所外避難者への支援

市危機管理課及び健康課は、避難所以外（町内集会所、車中、テント等）の避難者を支援するため、避難者からの要望や情報を収集して、食料及び生活関連物資等の供給に必要な体制の整備に努める。

第 26 節 孤立集落対策

《計画の方針》

市は、地震災害による孤立集落を想定し、孤立想定集落の予防対策として道路・橋梁の耐震化、バイパスの整備、地すべりや雪崩発生危険箇所などの災害危険箇所における危険防止対策等を計画的に実施する。

さらに、人口の減少が著しく急速に高齢化が進む中山間地の集落については、生活状況の把握に努めるとともに、これらの実態を踏まえたきめ細やかな対策を行う。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 孤立想定集落の把握	危機管理課	
2 予防対策	危機管理課、土木課	北秋田地域振興局、NTT 東日本、東北電力㈱等
3 孤立発生への備え	危機管理課	

1 孤立想定集落の把握

被災に伴う交通遮断によって、災害情報が孤立する可能性がある集落は、平成 26 年現在で 2 箇所（炭谷、平滝）確認されている。なお、今後も孤立する可能性のある集落（地域）について、被害想定等に基づいて事前の把握に努めていく。

2 予防対策

（１）市民への周知

土砂災害危険箇所、土砂災害前兆現象、避難方法等を防災マップの配布等により市民へ周知する。

（２）道路網の整備

市危機管理課及び土木課は、地震に伴う土砂災害等により交通が遮断されることによって孤立状態となることが想定される地区について、地すべり・崖崩れ防止や堤防強化などを国や県に整備要望するとともに、幹線道路や集落へのアクセス道路網の整備を推進する。

（３）通信手段等の整備

① 通信機器の整備

市危機管理課は、一般加入電話を設置している施設が被災し、通信が途絶した場合を想定し、他の通信手段の確保が困難な中山間地に、地震災害に強い衛星携帯電話機などの通信機器を整備する。また、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機の整備と燃料の備蓄に努める。

② 通信施設の整備

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図り、併せて代替通信施設の整備に努める。

（４）電力の確保

① 発電機の整備

市は、小型可搬型自家発電機の計画的な整備について検討する。

② 電力施設の整備

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定し、移動自家発電機などの配備に努める。

（５）協力・連携体制の整備

市は、地震災害により孤立集落が発生した場合、県や自衛隊、消防機関等の機関と円滑な協力体制を図れるよう、平常時から連携に努める。

また、近隣集落間で人的交流を図り情報の伝達や共有体制を強め、応援体制の構築に努める。

3 孤立発生への備え

（１）集落内ヘリポート適地の確保

救急患者が発生した場合、県の消防防災ヘリコプター等で患者搬送、住民の救出、物資の補給などを実施するため、市は、孤立集落にヘリポートを確保するよう努める。

第 2 7 節 避難行動要支援者等の安全確保

《計画の方針》

近年の震災では、自力で避難することが困難な高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障害者や日本語の災害情報が理解困難な外国人及び地理に不案内な旅行者など、何らかの介助や支援を必要とする「避難行動要支援者」の犠牲が多くなっている。これら避難行動要支援者の安全確保のため、市は、市民、自主防災組織、民生・児童委員及び福祉・ボランティア団体等の協力のもと、平常時における地域の避難行動要支援者の実態把握と災害時における情報の収集伝達及び避難誘導などの支援対策の確立に努める。

また、市及び避難行動要支援者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から避難行動要支援者を守るため、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を実施し、災害時の安全の確保に努める。

基本的な考え方

- 1 市民は、平常時から地域の避難行動要支援者等を把握し、避難に際し、どのような支援が可能であるか、行政との相互協力により解決することに努める。
- 2 市民は、避難行動要支援者等が自ら避難行動の向上に努められるよう日ごろから支援する。
- 3 市民は、災害時に安全に避難誘導ができるように、必要な人手の確保を日ごろから手当しておく。
- 4 市民は、地域の実情に応じた必要な資機材を日ごろより検討し、準備する。
- 5 市は、上記 4 点につき、民生・児童委員、自主防災組織等を通じ市民に対して現況及び必要な改善策を示し、地域の課題とするよう問題提起する。
- 6 市は、地域の検討した対策の実施に必要な支援、指導等を行う。
- 7 市は、避難行動要支援者が避難する際に支障となる部分を調査し、避難行動要支援者等と一般市民とが安全に避難できるよう、必要な施策を計画的かつ総合的に推進する。また、地域の要望に応じて、問題部分の要素の解決に努める。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 福祉のまちづくり	危機管理課、福祉課、関係各課	市民等
2 避難に関する配慮	危機管理課、福祉課	各施設管理者、自主防災組織、民生・児童委員、町内会等
3 社会福祉施設等における対策	危機管理課、福祉課	各施設管理者、自主防災組織、民生・児童委員、

		町内会等
4 在宅での避難行動や避難生活の要支援者対策	危機管理課、福祉課、長寿課	自主防災組織、民生・児童委員、町内会等
5 外国人及び旅行者等の安全確保対策	危機管理課、企画調整課、市民課、観光課	観光施設管理者等

1 福祉のまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの方針

市は、避難行動要支援者に配慮したハード、ソフト両面における社会環境の整備を積極的に行い、福祉のまちづくりに努める。

災害発生時の被災者の救出、救援は、家族、地域住民等近隣の相互扶助による自主的活動が不可欠であることから、市は主体となるべき自主防災組織等の育成強化に努める。

(2) ユニバーサルデザイン化の促進

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、避難行動要支援者に配慮した防災基盤の整備など、都市施設全般のユニバーサルデザイン化を促進していく。

また、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）」（バリアフリー新法）に沿って、指導・啓発に努める。

(3) 行政と市民及びボランティア等との協力体制の整備

広域被害をもたらす地震災害においては、行政が対応できる範囲に限界が生じるため、市民やボランティア等と協力し合い、一体となって避難行動要支援者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。

従って、市は、施設等管理者、近隣住民、自主防災組織、民生・児童委員等の協力やボランティア等とのネットワークにより、平常時から避難行動要支援者を地域で支える体制を整備し、災害時にもその体制のもとに避難行動要支援者を支援していく。

2 避難に関する配慮

災害発生時の避難行動要支援者の避難は、安全で的確な対応が不可欠である。市は避難行動要支援者の特性に応じた避難誘導、災害情報の伝達及び避難生活などの支援体制の整備を図る。

（１）避難行動要支援者の実態把握

市福祉課は、避難行動要支援者について、災害対策基本法の示す避難行動要支援者名簿に相当する避難支援対象者名簿や要支援者把握用リストを作成し、自主防災組織、民生・児童委員や町内会等の単位ごとに把握しておく。把握した内容は、プライバシーに十分配慮する。

なお、緊急時は全ての避難支援対象者の安否確認が必要となるため、市が所有する要支援者情報を開示し、自主防災組織、民生・児童委員や町内会等の地域関係者と連携して安否確認のための連絡体制の整備を行う。

（２）避難誘導

市福祉課、施設等管理者及び関係機関は、避難行動要支援者が避難時に予想される特別な事情を配慮した防災教育を、家族も含め行う。また、自主防災組織、民生・児童委員や町内会等は平常時から近隣の避難行動要支援者の実態把握を行うとともに、緊急時に的確な避難誘導ができる体制の確立と避難誘導時の安全確保に十分配慮していく。

（３）災害情報の伝達

市福祉課、施設等管理者及び関係機関は、避難生活をしている避難行動要支援者に対し、精神的、身体的及び社会的特性に配慮した情報伝達に努める。聴覚障害者にはＥメールやＦＡＸで、視覚障害者には携帯電話等で防災情報の配信に努める。

（４）避難生活

市危機管理課及び福祉課、施設等管理者及び関係機関は、避難行動要支援者の避難生活の安全を確保するため、避難先施設の設備の改善に努めるとともに、介護及び生活物資の提供などは、個々の特性に配慮するよう努める。

また、避難訓練や避難所開設・運営マニュアルなどの検証の際には、避難行動要支援者の参画等により様々な視点の導入に努める。

なお、避難行動要支援者名簿、要支援者把握用リストに基づき、避難誘導された要支援者については、名簿・リストの情報とともに避難所の運営担当者や避難行動要支援者用の窓口 zu 十分引き継がれ、必要な支援が受けられるよう配慮する。

① 福祉避難所の設置

市は、避難行動要支援者の避難を考慮し、避難所における福祉避難室の設置をマニュアル化するとともに、各福祉関連施設と「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」等を締結するなどして、福祉避難所（避難行動要支援者のための配慮がされた避難所）の指定を増やす。福祉避難所は、バリアフリーなど避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談員等の配置が比較的容易な施設とする。福祉避難所開設の際は、避難所同様、食糧等の物資支援を行う。

また、個別避難支援計画を作成する際に、在宅の避難行動要支援者の大まかな日常生活動作等を把握しておくほか、避難所では一般市民と共同の生活となることから、平常時から地域包括支援センター、施設等管理者との連携やホームヘルパー、民生・児童委員等と協力体制を築き、相互理解を得られる環境づくりに努める。

② 避難行動要支援者用窓口の設置

各避難所内に避難行動要支援者の窓口を設置し、相談対応（保健・福祉関係者、民生・児童委員など）、情報伝達、支援物資の提供等を行うため、平常時から関係者に対する訓練・研修を実施する。窓口には女性や乳幼児に関する要望に対処するため、女性を配置するとともに、介助者の有無や高齢者、障害者の種類・程度に応じた優先順位を付した対応を行う。

（５）地域との協調体制

施設等管理者は、市及び関係機関と調整し、地震災害時における防災組織体制の整備を図るとともに、町内会、自主防災組織や民生・児童委員等地域住民との協調体制の確立に努める。

3 社会福祉施設等における対策

施設等管理者は、市及び関係団体等と調整を図り、緊急時の防災組織体制を整備し、町内会、自主防災組織等との協調体制の確立に努める。

（１）防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害時に備えて、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等の整備を図る。また、施設入所者、利用者及び園児の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）を整理・保管する。

また、市内の各社会福祉施設では「災害時における大館市社会福祉施設等災害支援ネットワーク」を構築し、要支援者の受け入れなど、施設間相互の支援態勢を図っている。

（２）緊急応援連絡体制の整備

施設等管理者は、夜間、休日の出勤職員が少ない状況での災害発生にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保が図れる体制の整備が必要である。

従って、施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時の通報手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設等との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、民生・児童委員やボランティア組織等との連携と協力体制を整備する。さらに、警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の確立に努める。

また、市は、施設相互の応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、民生・児童委員やボランティア組織の連携の確保など必要な援助を行う。

（３）社会福祉施設等の耐震性の確保

施設等管理者は、震災時の建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。

（４）防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設等管理者は、防災資機材の整備と、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

また、施設の非常用電源の整備に努める。

（５）防災教育、防災訓練の実施

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害対応などの防災教育を行うとともに、夜間または休日の防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、民生・児童委員やボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。

市は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、民生・児童委員やボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を推奨する。

また、避難行動要支援者に対しては、自身が対処できる部分を整理し、不足する部分を周囲に明らかにするほか、コミュニティ活動、防災訓練等への積極的な参加などを啓発する。

4 在宅での避難行動や避難生活の要支援者対策

市は、在宅での避難行動や避難生活の要支援者の安全対策として、消防機関や警察署、市社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、町内会等の避難支援等関係者と連携するほか、特に自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの体制づくりに努める。

また、在宅避難生活を援助するため、日本赤十字社秋田県支部の診療訪問や、必要な資機材の配布等などの協力を求める。

＜対象者の範囲＞

防災上、避難行動や避難生活の要支援者の範囲は、在宅で生活している次の高齢者、障害者等になるものと想定する。

区分	対象者の範囲
高齢者	常時寝たきりの状態にある者
	常時一人暮らしの者
	常時高齢者のみの世帯である者
	日中一人暮らし、高齢者のみの世帯である者
	同居者が病弱者、障害者、年少者である者
	要介護認定者
障害者	身体障害児（者）
	知的障害児（者）
	精神障害者
難病患者	特定疾患患者、小児慢性特定疾患患者
その他	乳幼児、妊産婦、外国人など支援が必要な者

（１）避難行動要支援者の避難支援計画等の作成

市は、避難行動要支援者の支援業務を的確に行うため、県、医療機関、社会福祉施設などと協力し、平成 22 年 4 月に「大館市災害時要援護者の避難支援計画」を策定している。

この避難支援計画の推進を通じ、市、消防団、自主防災組織及び民生・児童委員等の地域における各種活動を通じた人とのつながりを深め、避難行動要支援者が自ら地域に溶け込める環境を整備する。

避難支援計画は、避難行動や避難生活に支援が必要な者に対して、具体的な支援策を盛り込んだ実施計画となるよう、随時改定を行う。

また、避難行動や避難生活に支援が必要な上記の範囲の者について、地域への情報提供への同意者の情報をまとめ、災害対策基本法の示す避難行動要支援者名簿に相当する避難支援対象者名簿の作成・充実化を図り、避難支援等関係者へ配布するとともに、自主防災組織、民生・児童委員及び町内会等による個別避難支援計画の作成などの避難支援体制構築を支援する。

市は、提出された個別避難支援計画に基づき、避難行動要支援者名簿に個別避難支援計画作成の有無と支援者情報を追加するとともに、作成した個別避難支援計画原本を台帳として整備し、市福祉課で保管する。

個別避難支援計画の写しについては、市危機管理課及び避難支援対象者本人のほか、支援者が共有する。また、避難支援対象者の転居や支援者の変更など、本人または支援者から変更の届出があった場合には、随時修正を行う。

さらに、毎年 1 回は内容の確認と更新を行うなど、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために、個別避難支援計画の適切な情報更新に努める。また、自力での避難が困難で、特に支援が必要な要介護認定者や障害者などについては、本人の同意の有無に関わらず地域の町内会長等、自主防災組織代表、民生・児童委員に対して、要支援者把握用リストを配布し、日常的な所在把握と災害時の安否確認・避難誘導への活用を図る。

＜避難行動要支援者の避難支援計画の基本的な考え方＞

- 1 避難行動要支援者に対する支援は、自助、地域（家族、町内会、自主防災組織、民生・児童委員等）の共助を基本とする。
- 2 市は、避難行動要支援者への支援対策と対応した避難準備情報（避難行動要支援者を対象とした避難）を通知する。なお、避難準備情報は避難行動要支援者及び避難支援者に対し、迅速で確実に伝達されることが重要であり、これを伝達するための情報システムの整備は不可欠である。
- 3 市は、避難行動要支援者の住居、情報の伝達方法、必要な支援内容を平常時から把握し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な支援計画を策定する。
- 4 避難行動要支援者の避難支援計画の作成は、地域性を配慮のうえ定める。

＜個別避難支援計画の内容＞

個別避難支援計画には、氏名、住所、生年月日等の基本的項目のほか、避難支援に必要な次に掲げる事項を記載する。

- ① 町内会等、自主防災組織、民生・児童委員
- ② 普段いる部屋や寝室の位置
- ③ 自宅付近の一時的な避難場所と、指定された避難所・施設
- ④ 避難のときの支援者
- ⑤ かかりつけの医療機関など
- ⑥ 担当ケアマネジャーなど
- ⑦ 緊急時の家族などの連絡先
- ⑧ 継続している医療や福祉サービス、日常の介護者など
- ⑨ 避難時に必要な生活用具・薬など
- ⑩ 情報伝達の際の注意事項
- ⑪ 避難先で注意することなど
- ⑫ 支援者や市の福祉部門、防災部門と支援者への情報を提供することについて、避難行動要支援者本人からの同意確認
- ⑬ 支援者の個別情報を地域へ提供することの支援者本人の同意確認

（２）支援対策の現況

現在、市には、在宅で介護を必要とする高齢者や一人暮らしなど高齢者世帯を支援するため、在宅介護支援センターや地域包括支援センターが設置されており、介護保険や福祉サービス利用等の相談に応じながら、訪問介護（ホームヘルパー）等の在宅サービス提供の調整を行っている。また、重度心身障害者のため日常生活を営むのに著しく支障がある家庭に対しては、身体障害者相談員が各種相談を受け、在宅援護のサービス調整に努めている。

妊産婦・乳幼児については、市の保健師が各種検診や健康相談等を行うなど、市民の健康管理と疾病予防対策の充実を図っている。

なお、独居高齢者世帯等で緊急事態が発生したときにボタンを押すだけで関係機関や地域の協力員に救助を求めることができる緊急通報システムの貸し出しや言語機能障害者等のためのFAXを利用した119番通報システムの実施に努める。

個別避難支援計画において、あらかじめ避難可能な状況で要支援者へ避難準備情報を伝え避難を促したり、避難所までの避難行動を支援する支援者を選定する。

（３）介助支援の必要な市民の状況把握

災害時に迅速な救助活動を実施するためには、平常時から介助支援を必要とする市民の所在等を把握しておくことが必要である。

市福祉課及び長寿課は、在宅サービスや民生・児童委員の活動及び巡回活動等で把握した避難行動要支援者に係る情報（所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、掛かり付け医等）を整理・保管し、避難行動要支援者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。また、この情報は保健所等関係機関との連携を図り、避難行動要支援者に係る情報の共有化に努める。

（４）避難行動要支援者名簿の作成

市は、それぞれの所管業務遂行上、避難行動や避難生活の要支援者の情報を集約し、災害対策基本法における避難行動要支援者名簿を作成する。また、必要に応じ、県に情報提供を求めることができる。

名簿の活用に当たっては、市内部で情報を共有するとともに、対象者のプライバシーを十分保護しながら、関係機関との情報の共有化を図る。

また、名簿については、随時修正・更新を行うよう努めるとともに、データのバックアップ体制を確立するとともに、避難行動要支援者名簿を基に、避難支援対象者名簿や要支援者把握用リストを作成し、避難支援等関係者と情報共有する。

（５）名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するための措置

避難行動要支援者名簿には、要支援者の氏名や住所、連絡先、介護状態等の秘匿性の高い情報が含まれるため、当該名簿は、当該要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものであることに注意しなければならない。

また、取り扱いに伴う守秘義務や複製禁止、施錠可能な場所等への保管、情報共有範囲などについて、十分な対策を講じるものとする。

なお、名簿情報の取り扱い状況については、定期的に市に報告させなければならない。

＜名簿への記載事項＞

- | | |
|---|-------------------------|
| 1 | 氏名、生年月日、性別 |
| 2 | 住所または居所 |
| 3 | 電話番号その他の連絡先 |
| 4 | 避難支援等を必要とする事由 |
| 5 | 避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項 |

（６）自主防災組織等による避難支援体制の整備

市は、町内会長等、自主防災組織代表及び民生・児童委員など、「避難行動要支援者の避難支援計画」に定める情報提供先に、避難支援対象者名簿や要支援者把握用リストを提供し、地域では直接の支援者などと必要最小限の情報共有を行い、避難支援体制を整備する。

また、ＮＰＯやボランティアとも連携し、これらのネットワークにより役割分担し、避難行動や避難生活の要支援者の見守り及び支援を行う。市は、避難支援等関係者が支援行動を行うに当たっての安全確保に努める。

なお、前述したように、情報提供に当たっては、個人情報保護のため、必要最小限の情報を地域の支援関係者に限定的に提供するとともに、提供先への説明会・研修会の開催や覚書の締結などにより、取り扱いに伴う守秘義務や複製禁止、施錠可能な場所等への保管、情報共有範囲などについて、提供先が理解できるように、十分な対策を講じるものとする。

（７）防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織等）などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、介助支援の必要な市民のための防災行動マニュアルの策定など、十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。

さらに、自主防災組織、町内会等、民生・児童委員による平常時の避難行動要支援者の見守り活動や、地区ごとに要支援者の所在や避難ルートの把握に必要な地図の作成を支援する。

（８）情報伝達体制の整備

市は、避難準備情報等を自主防災組織の代表者、民生・児童委員または町内会長等を通じた直接伝達を行うなど、複数ルートによる情報伝達体制の整備に努めるとともに、地域における情報伝達責任者の明確化に努める。

また、避難行動要支援者及びその援護者に対し、メール等あらゆる情報通信手段を活用し、情報伝達体制を確立する。

5 外国人及び旅行者等の安全確保対策

県、市及び関係機関は、国際化の進展に伴い市内に居住または来訪する外国人

の増加が見込まれることから、言語、文化、生活習慣その他の自然的、社会的条件の異なる外国人及び県内外からの旅行者の地震発生時の被害が最小限となるように防災環境づくりに努める。

なお、大館市における外国人登録者数は227人（平成22年国勢調査）である。

（１）外国人の安全確保対策

① 防災教育・広報

ア 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、災害時に適切な状況把握が困難になりがちな外国人に対しても積極的に防災訓練に参加するように呼びかける。

イ 防災知識の普及、啓発

市企画調整課は、日本語を理解できない外国人のために、国際交流関係機関等と協力して災害に関する知識、防災上の心得等を解説した多言語による防災対策マニュアルやパンフレットを作成し、外国人との交流会や受け入れ機関等を通じて配布を行い、防災知識の普及、啓発に努める。

② 地域における救援体制

ア 外国人の所在の把握

市市民課は、災害時に外国人の安否確認などを迅速に行い、円滑な支援ができるように外国人住民を含む住民基本台帳を適正に管理し、外国人の人数や所在の把握に努める。

イ 外国人が安心して生活できる環境の整備

（ア）外国人にやさしいまちづくりの促進

市危機管理課は、避難場所や避難路等の避難所の案内板を、外国語の併記やデザインの統一などを図り、外国人にも分かりやすいものを設置するように努める。

また、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

（イ）語学ボランティアの確保

市企画調整課は、災害発生時に通訳や翻訳などを行い、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその担当窓口を設置し、関係機関との連携を進める。

（２）旅行者等の安全確保対策

① 防災教育・広報

市危機管理課及び観光課は、避難所等の防災上の心得について、旅館組合などを通じ、旅行者等への広報に努める。

② 地域における救援体制

市危機管理課及び観光課は、観光施設管理者及び地域の自主防災組織の協力のもとに、地域ぐるみで旅行者等の安全確保、救援活動を支援する体制づくりに努めるものとする。

第 28 節 救急・救助体制の整備

《計画の方針》

市消防本部は、地震等の大規模災害時に広域的または局地的に多発することが予想される救急・救助要請に的確に対処するため、体制の整備・充実を図るとともに、市民の自主救護能力の向上と市民共助の理解と協力を得られるよう広報活動に努める。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 救急・救助体制の整備	消防本部	消防団
2 市民の自主救護能力向上等の推進	消防本部	市民、自主防災組織
3 応援体制の整備	消防本部	

1 救急・救助体制の整備

市消防本部は、救急車の自動車電話等を活用し、救急医療機関相互の連携を強化するとともに、救急救命士の増員と教育体制の充実、また、高規格救急車と高度救命用資機材の整備を図り、救急業務の高度化を推進する。

また、より高度な知識と技術を持つ救助隊員・消防隊員の指導、育成に努めるとともに、消防団員に対しても救急・救助活動を効果的に実施するための教育を推進し、救護活動能力の向上に努める。

◆消防本部が保有する救助活動用資機材 (資料 10－3)

◆消防本部が保有する救急車及び救急隊員 (資料 10－4)

2 市民の自主救護能力向上等の推進

地震等の大規模災害時では、救急・救助活動を実効あるものとするには、防災機関の活動だけでは限界があり、市民による応急処置の実施などの協力が不可欠である。

(1) 救命講習の推進

市民の自主救護能力を向上し、災害時救急医療活動を的確に実施するため、普通救命講習等で応急救護の知識と技術の普及及び災害時の救急医療活動

方針に関するPR活動を推進する。

なお、平成26年3月末現在、市民17,378人が心肺蘇生法を中心とした普通救命講習を受講しており、今後も「一家に一人」を目標に推進していく。

3 応援体制の整備

(1) 広域消防相互応援の要請及び受け入れ

地震等の大規模災害時に相互に応援活動を行うため、市消防本部は、県内広域消防相互応援協定及び近隣の消防本部との相互応援協定に基づく応援部隊の要請・受け入れを円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

(2) 緊急消防援助隊の要請及び受け入れ

市消防本部は、秋田県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受け入れ及び指揮が行えるよう体制を整備する。

第 2 9 節 応急医療体制の整備

《計画の方針》

市健康課及び市立病院は、大規模な災害が発生した場合における救急医療活動が、的確かつ円滑に実施できるよう「市立総合病院防災マニュアル」等を活用しながら、平常時から一般社団法人大館北秋田医師会及び日本赤十字社秋田県支部大館市地区等と協力し、医療救護班等の派遣体制を整え、初期医療体制及び後方より支援する医療関係機関等との協力体制を整備、確立する。

その際、医療救護班及び救護所の機能を十分に発揮するため、「秋田県災害医療救護計画」に基づき「災害拠点病院（市立総合病院）」において医薬品、医療器具、衛生材料等の備蓄を図る。

また、災害の規模が広域にわたり一度に多数の負傷者が出た場合に対処するため、広域的な救急医療体制の整備を促進する。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 初期医療体制の整備	健康課、消防本部、病院	医師会、日本赤十字社等
2 後方医療体制の整備	危機管理課、健康課、消防本部、病院	医師会等
3 医薬品の確保	病院	医師会、薬剤師会等
4 広域的救護活動	健康課、病院	県、医師会等

1 初期医療体制の整備

初期医療体制については、一般社団法人大館北秋田医師会、日本赤十字社秋田県支部大館市地区等の協力を得て、医療救護班の出動体制が準備されている。

市は、市災害対策本部を設置した場合は、災害医療に係る活動を支援する

（１）医療救護班の編成

市健康課は、大規模災害時における迅速な医療救護班の編成を行うため、一般社団法人大館北秋田医師会及び日本赤十字社秋田県支部大館市地区等関係機関と協議して、緊急医療対策組織の確立及び相互の迅速な通信体制・情報収集体制の整備に努める。

また、市は国の防災基本計画に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）の受け入れが円滑に行えるよう、県及び関係機関との密接な連絡体制の整備に努める。

（２）救護所の設置

医療救護班が出動したときは、ただちに救護所を開設し、負傷者等の収容治療に当たる体制を整える。

① 設置場所の確保

関係医療機関等との調整を図り、救護所に充てるべき建物等をあらかじめ把握しておく。

② 臨時・移動救護所用設備の調達

適切な救護所用施設が確保できない場合に備え、テント、簡易ベッド等の臨時・移動救護所の設置に必要な資機材等を「秋田県災害医療救護計画」に基づき、県の指示を受けて災害拠点病院から調達する。

（３）トリアージ実施体制の整備

市健康課及び消防本部は、初期医療措置の迅速化を図るために、医療機関の協力のもと、負傷程度により治療の優先度を判定し負傷者を振り分けるトリアージの実施体制を整備する。トリアージは、医療救護班の医師が実施するものとするが、医師が現場に不在のときは、消防機関が優先度を判定する。

（４）避難行動要支援者への配慮

避難行動要支援者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、医療機関等と連携し、避難行動要支援者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

（５）市民に対する災害医療の普及啓発

市は、心肺蘇生法、トリアージの意義、救急搬送システム等について、市民への普及啓発を図る。

2 後方医療体制の整備

（１）後方支援体制の整備

ア 市健康課は、医療救護班の対応が困難な重傷患者等を、県指定の医療活動拠点や災害協力医療機関へ収容を要請するため、関係機関と調整し、体制整備を図る。

イ 市健康課は、県や日本赤十字社秋田県支部大館市地区の医療救護班等への派遣要請が円滑になるよう、関係機関等と調整を図り、体制整備に努める。

ウ 市は、市災害対策本部に大館市地域災害医療コーディネーターを配置し、災害医療に係る活動を支援するほか、連絡体制の整備に努める。

エ 県の災害時の医療体制の概略は次のとおり。

（ア） 秋田県災害医療対策本部を設置し、医療救護班の編成・派遣、傷病者の搬送・受け入れ、避難所の健康管理等の災害医療に係る活動の調整等

を行い、県内の災害医療を一元的に統率する。

- (イ) 被災二次医療圏ごとに地域災害医療対策本部を設置し、各市町村が実施する災害医療に係る活動を支援する。
- (ウ) 県（地域）災害医療対策本部に、災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等を行う災害医療コーディネーターを配置する。
- (エ) 県（地域）災害医療対策本部に、災害医療コーディネーターを補佐し、災害医療に関する調整等を行うため、災害医療連絡調整員を配置する。

◆医療機関一覧表（救急告示医療機関含む）

（資料６－１）

（２）応援医療体制の整備

市及び市内災害拠点病院は、県が指定した災害時における地域の医療拠点として二次救急を担う後方指定病院との間で、災害時の連絡や負傷者の搬送を協議し、必要な設備機器を整備する。

なお、医療施設は、施設の非常用電源の整備に努める。

（３）負傷者の搬送体制の整備

① 陸上の搬送

市消防本部は、道路管理者、警察及び関係機関等と連携し、高規格救急車を配備するなど、効率的な搬送体制の確立に努める。

警察は、道路の被災状況を確認のうえ交通規制を行い、緊急通行車両の陸路搬送路を優先的に確保する。

なお、民間車両等の中で災害時に緊急通行車両として使用される可能性があるものは、あらかじめ緊急通行車両の事前届け出をする。

② 緊急時の搬送

市危機管理課は、陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態等に備え、県の消防防災ヘリコプターやドクターヘリ、自衛隊ヘリコプター等を活用した緊急搬送のための臨時ヘリポートを設け、関係機関との連絡体制等の整備に努める。

（４）在宅医療機器使用患者等への対応

在宅医療機器使用患者等を抱える医療機関は、平常時からこれら患者への連絡体制及び搬送先等の計画を策定するものとする。

（５）医療関係者に対する訓練等の実施

① 病院防災マニュアルの作成

病院は、災害で病院が陥る様々な状況に対応する必要があるため、防災体制、災害時の応急対策、入院患者への対応策、患者を受け入れる場合の対応策等に留意した病院防災マニュアルを作成するよう努める。

② 防災訓練の実施

防災は日常からの心構えが重要であるため、訓練を通じて病院防災マニュアルを職員へ徹底する必要がある。病院は、年２回以上の防火訓練に加え、年１回以上の防災訓練の実施に努める。また、地域の防災関係機関や地域住民と共同の防災訓練の実施に努める。

3 医薬品の確保

(１) 医薬品等の備蓄

医薬品は、専門的な医療の分野に属するものであることから、「秋田県災害医療救護計画」に基づき医療機関及び一般社団法人秋田県薬剤師会及び同会大館北秋田支部等が主体となって整備する。

市危機管理課は、避難所または救護所等に応急手当に必要な救急セット等の整備を行う。

また、福祉施設はストマ装具（蓄便袋または蓄尿袋（パウチなどともいう）及びそれに付随する用具等）の備蓄に努める。

(２) 保管場所

災害時における医薬品等の一時保管場所は、市保健センター等とする。

(３) 医薬品等の調達体制

市は、災害時に備え、あらかじめ関係業者との協力体制の確立に努める。

(４) 希用医薬品等の確保

化学薬品工場等の災害で発生する恐れのある疾病の治療に必要な希用医薬品については、医療機関による流通備蓄その他の方法により備蓄する。

(５) お薬手帳の活用

「お薬手帳」には、薬の服用履歴を始め、既往症、アレルギーなどの医療関係者に必要な情報が収められており、東日本大震災では、その有用性が医療関係者の間で注目された。

「お薬手帳」は、災害時に早期に適切な治療に結び付くとともに、救護所等の限られた環境（限定された医薬品の種類）で、患者の症状に応じた効率的な治療が可能となり、別の避難所に移動する際にも受診の継続がスムーズになることから、市健康課は、平常時から避難する際の携行品として、お薬手帳の普及啓発を図る。

(６) 血液製剤等の確保

秋田県赤十字血液センターでは、献血者登録制度の充実を図っており、災害時の輸血用血液製剤の確保に努めている。

4 広域的救護活動

広域的救護活動は、大規模災害の発生等で医師等の不足、または医薬品、医療資機材等の不足を補うため、広域医療体制の整備が必要であり、「秋田県災害・救急医療情報システム」に協力し、整備している。

（１）活動体制の整備

ア 市健康課は、血液供給の円滑化を図るため、秋田県赤十字血液センターとの連絡体制を確保する。

イ 県は、市内で医師、医薬品等が不足した場合に、速やかに対処できるよう県内の広域医療体制の整備に努める。

ウ 県及び市は、県内で医師、医薬品等が不足した場合に、速やかに対処できるよう、隣接市町等との広域医療体制の整備に努める。

エ 市は、県及び大館北秋田医師会等の協力体制の確立に努める。

（２）災害・救急医療情報システム

各種防災・災害医療情報の収集・提供及び平常時の救急医療の高度化を図るため、コンピュータ等を用いた情報ネットワークを構築して、「秋田県災害・救急医療情報システム」が整備されている。

市は、「秋田県災害・救急医療情報システム」へ防災・医療情報の提供を行う。

◆医療機関一覧表（救急告示医療機関含む）

（資料 6－1）

第 3 0 節 緊急輸送の環境整備

《計画の方針》

被災者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制の整備に努める。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 陸上輸送の環境整備	危機管理課、土木課	各道路管理者、警察、バス運送機関、県トラック協会
2 航空輸送の環境整備	危機管理課、消防本部	県

1 陸上輸送の環境整備

(1) 緊急輸送道路

県は、災害時の緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路を指定し、これに基づいた「緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、道路の新設や防災拠点の移動などの状況の経年変化を考慮する等、必要に応じて適宜見直しを行うこととしている。

市は、この計画に基づき緊急輸送道路を指定している。

警察は、緊急輸送道路の交通信号機等の地震対策及び停電対策、交通施設の整備を行う。

第 1 次緊急輸送路線	・ 高速道 秋田道 ・ 国道 7 号
第 2 次緊急輸送路線	・ 一般国道 285号 ・ 主要地方道 大館十和田湖線 大館停車場線 比内田代線 ・ 市道 大町山館線 水無扇田線 学校通り線 早口川口線
第 3 次緊急輸送路線	・ その他の主な市道

◆緊急輸送道路ネットワーク図

(資料 7-6)

(2) 集積場所・輸送拠点

市危機管理課は、災害時における物資の受け入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、集積場所及び輸送拠点を指定する。

指定された施設は、災害発生時に施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」または「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受け入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を進める。

(3) 緊急輸送自動車の確保

市危機管理課は、災害時の緊急輸送車両として、市保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。

① 市保有車両の確保

市は、物資等の輸送手段として使用する車両については、現在保有している車両が円滑に効率的な活用ができるよう常時点検整備に努める。

◆市保有車両一覧表

(資料 7-1)

② 民間業者からの車両の確保

市危機管理課は、災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給体制の整備に努める。

③ 緊急通行車両の事前届出

防災活動に従事し、災害時に車両による緊急通行を要する者は、災害時の交通規制に際し緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出を、警察を経由して県公安委員会に届け出るとともに同届出済証を保管し、災害時に備える。

ア 事前届出の対象車両

(ア) 災害時において、「防災基本計画」、「防災業務計画」、「地域防災計画」等に基づき、「災害対策基本法第 50 条第 1 項」に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方自治体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、もしくは指定公共機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両または災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

イ 規制除外車両事前届出の対象車両

(ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

- (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
 - (ロ) 患者等搬送用車両（特別な構造または装置があるものに限る。）
 - (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両または重機輸送用車両
- ウ 手続きが不要な車両
- 災害対策に従事する自衛隊等で、特別のナンバープレートを有している車両は、事前届出や標章交付の手続きが不要となる。
- エ 事前届出に関する手続き
- (ア) 申請者
 - 緊急通行に係わる業務に責任を有する者（代行者を含む）
 - (イ) 申請先
 - 当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会（警察経由）
 - (ロ) 申請書類
 - 輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等が無い場合は、指定行政機関等の上申書等）、当該車両の自動車検査証の写し、緊急通行車両等事前届出書（規制除外車両は規制除外車両事前届出書）2通
 - (エ) 届出済証の交付
 - 検査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるときは、申請者は、緊急通行車両等事前届出済証及び規制除外車両事前届出済書の交付を受ける。

2 航空輸送の環境整備

（１）市ヘリポートの整備

航空輸送力を保持するため、ヘリポートの整備を推進する。

（２）臨時ヘリポートの設定

① 設定基準

- 1 30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物が無いこと。
- 2 施設の周囲のうち、少なくとも1、2方向に電柱、高圧線、煙突その他の高層建築物が無いこと。
- 3 ヘリコプターの離着陸に際しては、約20m/sの横風が発生するのでその風圧を考慮すること。

◆臨時ヘリポート設定基準

（資料４－７）

② 設置予定地

県及び市は、空輸による緊急輸送が可能となるよう臨時ヘリポート予定地

の確保に努める。

市は、設置予定地については、施設管理者の協力を得て緊急時の開設に備え、必要な整備に努める。

◆臨時ヘリポート設定場所

(資料４－８)

(３) 物資集積場所

県及び市は、災害時に道路・橋梁破損や交通混雑のため陸上輸送が困難となることが予想されることから、空輸による輸送のための集積場所を設置する。指定された施設は、災害時は施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」または「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、市は、その必要があると認める施設は、緊急度に応じて、災害時の物資の受け入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な設備等の整備を順次行う。

第 3 1 節 給水体制の整備

《計画の方針》

被災者の生命維持に必要な最低限の飲料水、生活用水及び消火用水を供給できるよう体制の整備を進めるほか、家庭内備蓄の協力体制や応援体制の構築を図る。
また、給水用具の調達及び応急給水拠点、取水拠点の適正配置に努める。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 給水目標	水道課	
2 飲料水等の確保	危機管理課、水道課	事業所
3 応急給水資機材の整備	水道課	
4 応援協力体制の整備	水道課	

1 給水目標

(1) 現況

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。構造物の安全性は比較的高いのに対し、管路は地震に対してぜい弱である。

しかしながら、新規構造物は「水道施設耐震工法指針」による耐震構造となっており、送配水管路についても、耐震管による整備を行っている。

主要施設は浄水場 4 箇所、配水池 14 箇所である。被災から 3 日間は、飲料水として 1 人 1 日当たり 3 リットル、また、4 日目以降は、生活用水を含めて 1 人 1 日当たり 20 リットルを供給する体制の整備に努めている。

◆飲料水の採水施設一覧表

(資料 14-2)

2 飲料水等の確保

被災者の飲料水確保のため、応急給水拠点、取水拠点の拡大を図るとともに、給水用具の充実を図る。

(1) 応急給水拠点施設の整備

市水道課は、地震時には導水管や送水管、配水管等に被害の発生が予想され、停電等による水道機能の一時停止も考慮されることから、市民の生命維持のため、配水池等の既存施設の有効活用や応急給水施設（応急給水弁や緊

急貯水槽等）を整備し、必要な飲料水の確保に努める。

（２）応急給水施設の維持管理

市水道課は、避難住民等の飲料水、生活用水及び消火用水を確保するため、応急給水施設の維持管理に努める。

（３）市民への啓発

市危機管理課は、市民が非常時に備えた飲料水の確保（３日分）に努めるよう啓発を行う。

また、特に地震災害に備え、給水地域の各家庭において容量 10～20 リットルのポリ容器を常備しておくよう市民に周知徹底を図る。

（４）事業所への備蓄指導

市は、事業所に対し、地域における一員として、従業員及びその家族、さらには地域住民に配慮した備蓄を行うよう指導に努める。

3 応急給水資機材の整備

市水道課は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、速やかに応急給水活動が行えるよう、次の応急給水資機材の備蓄・更新及び調達体制の整備を行い、給水用資機材及び給水車等の保有状況並びに給水能力を常に把握しておくものとする。

- ア 給水タンク車
- イ 給水タンク
- ウ ポリ容器
- エ ポリ袋等

◆給水機材、資機（器）材一覧表

（資料 14－3）

4 応援協力体制の整備

大規模な災害に備え、今後も他市や民間業者等との協力体制の整備に努める。

第 3 2 節 食糧・生活必需品の確保

《計画の方針》

災害が発生した直後の市民の生活を維持するため、食糧、そのほか生活必需品等の備蓄を進める。また、家庭内備蓄の指導や応援体制の拡充を図りその調達体制を整備する。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 備蓄の推進	危機管理課	市民、流通業者
2 公的備蓄品の整備目標	危機管理課	県、市民
3 備蓄庫等の整備	危機管理課	
4 緊急調達体制の整備	危機管理課	日本赤十字社、流通業者
5 防災用資機材の整備	危機管理課	自主防災組織

1 備蓄の推進

(1) 備蓄の推進

災害時には、食糧等の流通機構が混乱状態となり、一時的に市民の食糧等が不足することが予想される。

このため、被災時に必要となる食糧、生活必需品の内容、数量を事前に想定・把握するとともに、適切な備蓄・調達の方法を検討し、効率的かつ適切な備蓄・調達計画を策定する。

① 公的備蓄

市危機管理課では、東日本大震災を受け、平成 23 年度に大館市災害時用備蓄品購入年次計画を策定し、各種備蓄に努めているが、この計画に基づき、順次備蓄を進めるとともに、品質管理、補充体制を考慮し、避難所等に優先的に備蓄庫を整備する。

② 流通備蓄

市は、食糧や生活必需品等の供給は民間の事業者等と協定を締結している。今後、さらに必要とする流通備蓄について、協定を締結するなどし、体制の充実に努める。

◆調達に関する協定書

(資料 8－4)

◆物資の供給協力等に関する協定

(資料 13－2)

③ 市民の備蓄

市危機管理課は、市民に対し家庭内備蓄の徹底を図るとともに、事業所等による備蓄協力について指導を進める。

ア 市民への家庭内備蓄の指導

食糧、生活必需品、飲料水について3日分相当の家庭内備蓄を励行するものとし、広報等を利用しその普及に努める。

イ 事業所等への食糧・生活必需品等の備蓄指導

災害発生時に備え、市内の事業所等に食糧、生活必需品、飲料水等を備蓄するよう指導する。

2 公的備蓄品の整備目標

(1) 共同備蓄

市は、県と市町村で定めた品目や数量を共同備蓄する。備蓄目標量は、避難想定者数約13万9千人（想定地震：北由利断層、マグニチュード7.3、冬の18時に発生）の3日間分とし、その内の7割を公助により、3割を自助、共助で対応することとする。

県と市町村の共同備蓄は、公助のうちの3分の1とし、残りの3分の2を流通備蓄等により確保する。共同備蓄の県と市町村の割合は、県が2分の1を、残りの2分の1を各市町村の人口割負担とする。なお、本市の備蓄数量は1,180人分である。

【公助】 7 / 10		【自助・共助】 3 / 10
1 / 3	2 / 3	
県と市町村の共同備蓄 (約 3.2 万人分)	流通備蓄等 (約 6.5 万人分)	家庭や地域の備え (約 4.2 万人分)

■表 2-32-1 備蓄に関する役割分担

区分	品目	区分	品目
食料品等	主食	衛生用品	紙おむつ（大人用）
	主食（お粥等）		紙おむつ（子供用）
	飲料水		生理用品
	粉ミルク	発電・照明 機材	自家発電機
	ほ乳瓶		投光器
防寒用品	毛布		コードリール
	石油ストーブ		燃料タンク
衛生用品	トイレ	その他	タオル、医薬品セット
	トイレトペーパー		給水袋

■表 2-32-2 県と市町村の共同備蓄品目

(2) 市の備蓄

市は、県と市町村の共同備蓄のほか、必要な品目の備蓄を行う。

<主な備蓄品目>

- ア 副食
- イ 懐中電灯等
- ウ 敷きマット
- エ 携帯ラジオ など

◆大館市災害時用備蓄品一覧表

(資料 13-3)

3 備蓄庫等の整備

(1) 備蓄倉庫の整備

現在、本庁、総合支所、公民館及び消防分署に、食糧、生活必需品の備蓄を図っているが、今後、防災資機材の備蓄などに向けて備蓄庫の設置について計画的な整備を図る。

(2) 分散備蓄の実施

災害時におけるリスクを少なくし、発災時の迅速な対応を図るため、各避難所での分散備蓄を図る。

4 緊急調達体制の整備

(1) 調達体制の整備

次の供給方法に対応した調達体制を事前に明確化しておく。

① 備蓄による調達

発災当日は、食糧等の調達が困難なため、既存の備蓄物品を供給する。

② 民間業者からの調達

民間業者等との協定に基づき、必要とする物資について協力を要請し、調達する。調達に協力する流通業者等は、その拡充を図る。

③ 県からの調達

災害の状況により必要と判断される場合は、県で保有する物品等について応援要請し、調達する。

④ 日本赤十字社秋田県支部からの調達

日本赤十字社秋田県支部に応援要請し、調達する。

⑤ 協定都市からの調達

応援協定に基づき、必要とする物資について要請し、調達する。

（２）物資の受入体制の整備

調達した食糧・生活必需品の受け入れや一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、集積場所及び輸送拠点指定する。

なお、市民へ速やかに支給が必要とされる物資については、直接避難所で受け入れるものとし、マニュアル等でこのための体制を整備しておく。

さらに、物資の受け入れ・支給に際し、市職員を適切に配置して市民及びボランティアが円滑に作業が行えるよう体制の整備を図る。

また、物資の保管所の追加指定を行う。

（３）応援協力体制

今後も他都市や民間業者等との間に救援物資の調達や物資輸送についての協力体制を整備する。

また、物流事業者及び関係機関等と連携した支援物資等の集積・仕分け・輸送等のマニュアル整備に努める。

5 防災用資機材の整備

震災時における迅速かつ適切な防災活動を確保するため、地域に必要な資機材の整備を図る。

（１）防災資機材の整備

市危機管理課は、地域防災活動の強化対策として、自主防災組織等へ必要な資機材の助成を推進し、充実を図る。

第 3 3 節 廃棄物処理体制の整備

《計画の方針》

震災地の生活ごみ（一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみ）、し尿（仮設トイレからのくみ取りし尿）、がれき（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等）及び環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等）の収集・処理が、迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 ごみ処理体制の整備	環境課	
2 し尿処理体制の整備	危機管理課、環境課	

1 ごみ処理体制の整備

災害時のごみ処理を迅速かつ衛生的に実施するため、ごみ処理施設の耐震性の強化、仮置場の確保、仮設集積所の設置、収集運搬・処分業者の応援体制の整備に努める。

（１）現況

本市のごみ処理は、市内全域を対象として3区分 10 分別収集を実施しており、家庭系ごみは委託業者、事業系ごみは許可業者が収集している。

また、分別収集されたごみは、大館クリーンセンター等において適正かつ衛生的に、熔融処理・破砕処理・埋立て処分・再資源化処理を行っている。

- ◆ごみ処理施設一覧表（資料 15－１）
- ◆ごみ収集車（委託）車両保有状況一覧表（資料 15－３）
- ◆ごみ収集運搬許可業者名及び車両保有状況一覧表（資料 15－４）

（２）予防対策

① ごみ処理施設の耐震性の強化

大規模地震が発生したときは、多量のごみが市内各所において発生することが予想される。処理の中核となるごみ処理施設が災害時にも円滑に機能するように、平常時からごみ処理施設の保守管理を徹底するとともに、施設のオーバーホール時などに定期的に検査を行い安全性・耐震性の強化に努める。

② 仮置場の確保

倒壊家屋の解体物の処理は、埋立地の延命を考慮すれば、中間処理が前提

となるため、解体物の仮置場の設置が必要であり、その確保は関係者と協議する。仮置場は、騒音等市民生活に支障の無い場所を確保する。

③ 避難所における仮設集積所の確保

市環境課は、各避難所に避難者数に応じた仮設集積所の場所を確保し、指定する。処理施設は、原則として家庭ごみ・粗大ごみ・資源化物の3区分に分別し処理する。

④ 収集・運搬・管理体制の確立

災害時のごみの排出量は、通常時のごみの量を大きく超えることが想定されるため、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制を検討する。

また、他市町村・民間等の協力を得て、広域応援が迅速に進められるよう体制づくりを確立する。

⑤ 収集運搬及び処理計画の作成

市環境課は、収集運搬するごみの処理を、国、県、その他関係機関と協議して、収集運搬部門、中間処理部門及び最終処理部門である民間業者の参集人員と処理能力を勘案した処理計画を作成し、応援体制の確立を図る。

2 し尿処理体制の整備

し尿等の処理は、被災地域等の市民の生活環境の保全や精神的な安定を図るため重要となる。

従って、し尿処理体制を迅速かつ衛生的に実施するため、仮設トイレ等を確保・設置するなど体制の整備を図る。

(1) 現況

し尿は、市内全域を区域割りにより四つの許可業者が計画収集を実施している。また、事業所等は申し込みにより随時収集している。

◆し尿処理施設一覧表 (資料 15-2)

◆し尿収集運搬許可業者名及び車両保有状況一覧表 (資料 15-5)

(2) 予防対策

① 災害用仮設トイレ等の備蓄

市危機管理課は、震災時に避難所等に配備する仮設トイレや災害用排便処理袋等の備蓄を進める。

また、被害が大規模な場合や長期化する場合に備え、仮設トイレの調達先、調達方法及び受入ヤード等の検討を進める。

② 仮設トイレの確保

市危機管理課は、市環境課と各レンタル業者の仮設トイレ保有数を把握し、設置可能な数量を確保するほか、災害時の協定締結に努める。

③ 避難所等における仮設トイレの設置場所の確保

市環境課は、被災地の防疫対策上、避難所等への仮設トイレの設置を最優先するため、避難所等でし尿の収集が容易な場所を確保し、指定する。

また、市危機管理課は、短期間で仮設トイレの設置が行えるよう設置体制を検討し確立する。

④ 収集・運搬・管理体制の確立

避難所等のし尿の収集は、優先的かつ早急に実施されるよう、被害規模に応じた許可業者の参集人員及び近隣市町村への要請手続きなどを勘案した収集運搬計画を作成し、収集運搬体制の確立を図る。

⑤ 処理方法の検討

収集運搬したし尿の処理は、関係機関と協議して、予備の貯留槽の設置、下水処理場やマンホールへの投入及び近隣市町村処理場への応援依頼等、適切な処理計画を検討する。

第34節 学校等教育施設の 防災対策・防災教育

《計画の方針》

地震災害の発生に備え、学校等の幼児、児童、生徒、学生、教職員等の安全確保と学校施設の保全が迅速に行えるよう、施設及び体制の整備を図る。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 防災体制の整備	教育委員会	各学校の施設管理者等
2 学校等教育施設の整備	危機管理課、都市計画課、 教育委員会	各学校の施設管理者等
3 防災教育・訓練の実施	教育委員会	各学校の施設管理者等
4 保育園等の防災体制の 整備等	子ども課	施設管理者等

1 防災体制の整備

（１）防災計画の策定

校長等施設管理者は、市防災マップ等を参考に、管理敷地内や通学路等の危険箇所を把握し、年度初めに児童・生徒等の避難、誘導等の計画を作成する。

（２）教育施設の安全点検

教育施設については、施設、設備、器具、用具等を定期的に点検し、常に安全に使用できるように整備に努める。

特に、ガス等露出配管部分については、安全点検を強化する。

（３）連絡通信組織の確立

災害時に組織活動が円滑に行えるよう、全教職員の緊急時連絡網等を整備するほか、休日及び夜間に警備委託先と十分連絡が取れる体制を確立する。

（４）家庭との連絡体制

あらかじめ保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を明らかにしておくとともに、家庭訪問や保護者会等で児童生徒の引き渡し方法を確認しておく。

2 学校等教育施設の整備

(1) 施設の耐震性の強化

学校等の設置者は、建築基準法の現行耐震設計基準（昭和 56 年 6 月施行）よりも前の基準により建築された校舎、体育館等については、必要に応じて耐震診断・耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補強・改築等に努める。

(2) 災害に備えた施設・設備等の整備

市は、災害に伴う停電、断水、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(3) 防災機能を強化した施設の整備

市は、避難所として使用される学校等施設の防災機能を強化するため、次に掲げる施設整備と備蓄に努める。

なお、施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障の無いよう関係機関と事前に協議を行い、適切な管理体制を整える。

① 一般施設整備

ア 備蓄倉庫の整備

イ 避難所の確保

冷暖房施設を備えた部屋等の整備

ウ 飲料水、生活用水等の確保

受水槽の非常用水栓等の整備

生活雑用水確保のための貯水槽等の整備

エ 非常用電源施設の整備

② 保健設備整備

ア 救護所設置を念頭に置いた学校保健施設等の充実

③ 情報連絡体制

ア 携帯電話を利用した連絡網等の導入

イ インターネット環境等の整備

3 防災教育・訓練の実施

(1) 防災指導の充実

ア 地震の防災知識の指導は、学校の教育課程に位置付けて実施する。

特に、避難訓練及び野外活動時の不測の事態に備えた対処の仕方等について、指導の徹底に努める。

イ 学校の行事として防災訓練等を行い、災害時の防災活動・避難等を習得するよう努める。

ウ 防災上重要な施設の管理者等に対し、防災教育を実施しその資質向上を図

る。

特に、出火防止・初期消火・避難等災害時の行動力、指導力を向上させることに努める。

また、緊急時に対処可能な自衛防災体制を強化する。

エ その他、教科指導や学級指導など教育活動全体を通じた系統的・計画的な防災教育の実施に努める。

また、集会等における防災リーフレットの活用などにより、学校における防災教育の充実を図る。

（２）学校等を通じた防災知識の普及

① 現況

防災知識の普及は、各学校において計画的に実施されており、特に火災予防、避難方法などは、地域の実情に即した指導がされており、その徹底に努めている。

② 教員に対する防災教育

資料等の配布及び心肺蘇生法等の研修会を通して、教員の防災指導者としての資質向上を図る。

③ 児童生徒に対する防災教育

小・中学校においては、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、また、各学校の地理的条件等を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

④ 防災訓練の実施

ア 防災訓練は、学校行事として計画し、全職員の共通理解と児童・生徒の自主的な活動を主眼に十分効果が得られるよう努める。

イ 防災訓練は、登下校中、授業中、校外学習活動中など、様々な場面を想定して計画的に実施する。なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童生徒に周知しておく。

ウ 防災訓練は、学校の種別、規模等の事情に応じて年３回程度実施する。

エ 防災訓練実施後は、当該訓練の検証を十分に行い、関係計画の修正・整備を図る。

オ 防災訓練等は、各学校等で大きな違いが無いよう、他校と情報交換を行う。

4 保育園等の防災体制の整備等

施設管理者は、市防災マップ等を参考に、地震災害時の幼児の避難、誘導等の計画を作成し、職員全員が共通の認識で災害時に対応できる体制を整え、徹底を図る。

施設管理者は、施設の整備や、防災教育・訓練について、上記の学校等での対

応と同様、適切に実施する。

第 3 5 節 公共施設等の防災対策

《計画の方針》

市の施設や、福祉施設、病院等の公共施設の災害対応力の強化を推進する。

これらの施設管理者は、各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の整備及び改善に努め、施設の防護を図る。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 市の施設	各課	
2 その他公共施設等	各課	社会福祉施設等の管理者、医療機関

1 市の施設

市の施設は、災害時に避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。各施設管理者は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）に基づき、保育園、小・中学校、高校、病院、消防署、公民館等、防災上重要な施設の耐震調査・診断を行い、計画的に補強、改修及び建替えを実施していく。

2 その他公共施設等

（1）福祉施設

① 現況

市内には、高齢者、障害者等、地震発生時に自力避難が困難な者が入所または通所している社会福祉施設があり、介護や日常生活訓練を受けながら生活している。

② 対策

ア 地震発生時には、地震情報を早期に入所者へ周知することが災害の拡大を防ぐ有効な方法であるので、職員が迅速かつ冷静に入所者へ周知を図ることを平素から訓練する。

イ 施設等管理者は、自衛消防組織を整備し、消防機関等と具体的な協議を十分行い、施設の実態に即した消防計画を策定する。また、この計画に基づき定期的に避難誘導訓練を実施し、全職員が共通の認識で災害対応できる体制を整え、徹底を図る。

- ウ 定期的に施設の安全性及び保安体制を自主点検し、地震による火災等の防止に努め、防火管理体制を強化する。
- エ 地震が発生した場合、地域住民の応援が円滑に得られるよう、平素から参加協力を求めて防災訓練を実施する。
- オ 市の施設に準じて、建物の耐震点検、耐震改修を進める。
- カ 施設設置者は、自家発電装置等の非常用電源の整備に努める。

（２）病院等医療施設

① 現況

市内には、公立、法人等の医療施設が多数あり、傷病者の収容、治療及び予防対策指導等を実施して、地域住民の健康管理を図っている。

② 対策

ア 医療施設の自主点検の実施

地震災害に備え、施設管理者は定期的に施設の安全性及び災害時の機能確保等を自主点検する。

イ 避難体制の確立

入院患者については、日ごろから病棟ごとに症状等を十分把握し、自力避難することが困難な患者の避難体制を確立する。

特に、休日、夜間の避難体制と、消防機関や関係機関への早期通報体制の確立を図る。

ウ 危険物の安全管理

石油類、医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、地震災害発生時の安全管理対策を講ずる。

エ 職員の防災教育及び防災訓練の徹底

地震災害に備えて職員の業務分担を明確にし、防災教育を徹底するとともに定期的な防災訓練を実施する。

オ 耐震点検、耐震改修の実施

市の施設に準じて、建物の耐震点検、耐震改修を進める。

カ ライフラインの確保

医療機関は、貯水タンク及び自家発電装置等のライフラインを整備し、災害時の優先使用及び優先復旧が可能となる契約等の整備に努める。

第 3 6 節 文化財の災害予防

《計画の方針》

文化財は、郷土の歴史や文化を正しく理解するための貴重な歴史的財産であり、適切な保存と活用の調和を図りながら後世に伝えていかなければならない。

このため、地震時における被害を未然に防止する観点から、それぞれの実情に即した対策を講じて文化財を保護していく。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 指定文化財への対策	教育委員会	文化財の各管理者
2 施設ごとの予防対策	教育委員会	文化財の各管理者
3 古文書等歴史資料	教育委員会	文化財の各管理者

1 指定文化財への対策

(1) 文化財の指定状況

本市の有形文化財は、建造物、絵画、工芸等がある。これらの文化財は地震災害に対して極めて弱く、防災対策が最も重要な課題となっている。

また、記念物（史跡・名勝・天然記念物）は、植物・動物等多種多様であり、これらを地震災害から防護するため、管理者はそれぞれの性質に応じた対策が必要である。なお、文化財の指定状況は次のとおり。

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

種 別 指定区分	有 形 文 化 財						無 形 文 化 財	民俗文化財		記念物		名 勝	計
	建造物	絵画	彫刻	工芸	歴史資料・ 古文書	考古資料		有形民俗	無形民俗	史跡	天然記念物		
国	1										6		7
県	2	1		5	1	2				3	1	1	16
市	1	7	8	7	4	2			6	8	2		45
合計	4	8	8	12	5	4			6	11	9		68

■表 2－36－1 文化財の指定状況

◆国、県、市指定文化財一覧表

（資料 25－10）

（２）文化財の地震災害予防対策

① 文化財管理者に対する指導の徹底

教育委員会は、次の事項を文化財管理者に指導徹底する。

- ア 定期的に、地震による被害を回避する対策等が有効であるか防災診断を受ける。また、防災責任者は自主的に消防・防災訓練を実施して、地震発生時における火災の発生予防に努める。
- イ 消火・警報設備等の整備に努める。
- ウ 文化財の搬出責任者には、文化財の性質、保全についての知識・技術を有する者を充て、また、搬出場所等をあらかじめ定めておく。
- エ 平成 21 年度に文化庁が作成した防火・防犯対策チェックリスト（以下、「チェックリスト」という。）に基づく日常点検を行う。
- オ 文化財の倒壊・損壊防止等に努める。

② 保存施設等の整備

教育委員会は、保存施設等について次の防災対策を行う。

- ア 災害防止のため、保存施設等の耐火・耐震化を推進する。
- イ 文化財の復元修理等を計画的に推進する。

（３）広報

文化財を火災・震災その他の災害から守るため、毎年 1 月 26 日を「文化財防火デー」と定めて文化財を災害から守る活動を行っている。

なお、市民には文化財保護思想の高揚を図るため、文化財防火デーの実施を広報おおだて等に掲載して周知している。

2 施設ごとの予防対策

教育委員会は、史跡等について次の防災対策を行う。

（１）史跡・名勝・天然記念物等の災害予防対策

- ア 指定地域の周知徹底を図るため、標識・説明板・囲柵等を整備する。
- イ 警報・防火・消火のための施設を整備する。
- ウ チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、危険箇所の早期発見と改善を図り、地震災害の予防に努める。
- エ 震災等によるき損・滅失の拡大防止のため必要な応急措置を取る。

（２）建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置やチェックリストに基づく点検整備及び耐震診断等を実施する。県及び市はこれを奨励するとともに、可能な限り支援する。

（３）美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者は、県及び市の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行い、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をする。

3 古文書等歴史資料

市内には、指定文化財や記念物のほか、後世に残すべき貴重な古文書等歴史資料が多く存在しているが、その実態が十分に把握されていない状況にある。

このため、次の対策を講じる。

（１）所在情報の把握

古文書等歴史資料の所在状況の把握に努める。

（２）古文書等歴史資料保管者への助言

ア 資料の保存方法に関する情報を提供し、必要に応じて助言する。

イ 公的機関への寄贈、寄託など、制度に関する情報を提供し、必要に応じて助言する。

（３）市民に対する被災古文書等に関する保全等の啓発

市民に対し、被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）及び取り扱い等について周知を図る。

第 3 7 節 積雪・寒冷対策

《計画の方針》

積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。

このため、市及び防災関係機関は総合的な雪対策を推進し、積雪期の地震被害の軽減を図る。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 除排雪・施設整備等の推進	土木課、都市計画課、消防本部	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局
2 除排雪支援体制の整備	危機管理課、福祉課	ボランティア等
3 緊急活動体制の整備	危機管理課、土木課	能代河川国道事務所、北秋田地域振興局
4 総合的な雪対策の推進	土木課	各機関

1 除排雪・施設整備等の推進

(1) 道路交通の確保

地震発生時には、各機関の応急対策で車両輸送の増大が予想されるため、道路交通の緊急確保を図る必要がある。このため、交通状況に合わせた除雪体制を強化し、日常生活道路を含めた面的な道路の確保対策を推進する。

① 除雪体制の強化

ア 市土木課は、除雪体制を強化するため、各道路管理者相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。

イ 市土木課は、迅速な除雪と除雪水準の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強を促進する。

② 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 市土木課は、冬期の交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

イ 市土木課は、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・雪崩防止柵等の施設の整備を促進する。

機 関 名 称	担当部局	連 絡 先 住 所	電 話	FAX
国交省東北地方整備局 能代河川国道事務所	大館国道 出張所	大館市根下戸新町1-68	49-0321	43-5819
北秋田地域振興局	建設部 工務第1班	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186- 62-1834	0186- 62-9540

■ 表 2 - 37 - 1 関係機関の連絡先

(2) 消防水利の整備

積雪厳寒期には、積雪や凍結で消防水利の確保が困難となるため、市消防本部は、消火栓標識の設置に努める。

(3) 克雪住宅の普及等

市都市計画課及び県は、地震発生時に屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。また、市は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

2 除排雪支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者に対する除排雪支援

市危機管理課及び福祉課等は、地震発生時に屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理が困難な避難行動要支援者に対しては、近隣住民や自主防災組織等、地域の助け合いによる支援やボランティアなどの協力など、相互扶助体制の確立を図る。

3 緊急活動体制の整備

(1) 冬期間の緊急輸送道路の確保

各道路管理者は、相互に協力（相互乗り入れ等）して、積雪期の地震発生時の緊急対応に不可欠な輸送道路の確保に努める。

(2) 通信手段の確保

市は、地震による通信の途絶を防止するため、情報通信施設の地震防護対策を計画的に実施する。

また、孤立等が予想される地区（炭谷、平滝）の通信手段を確保するため、衛星携帯電話等の整備を図っている。

(3) 積雪期の生活道路等の確保

市土木課は、管理する道路の状況に即した除雪計画を立て、日常生活道路

の確保に努めるほか、流雪溝等のネットワーク化を促進して、避難路の確保を図る。

(4) 除排雪・暖房用資機材の備蓄

積雪期においては、避難生活に暖房器具は欠かせず、その需要の増大が予想される。

市は、自家発電機、暖房器具及び燃料のほか、防寒着、防寒用長靴、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボードなどの備蓄に努める。

(5) 航空輸送の確保

孤立等が予想される地区との連絡及び物資輸送は、ヘリコプターなどの航空機が最も有効な手段の一つである。市は、緊急離着陸ヘリポート場を確保し、ヘリポート及びアクセス道路の除排雪に関する連絡・実施体制を整備する。

4 総合的な雪対策の推進

積雪期の地震への対策は、除雪・堆雪を考慮した道路構造とすることや、積雪に耐える建物構造にすることなど、総合的かつ長期にわたり推進していく必要がある。

継続して市民及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立に努める。

◆計画的に防災事業を進めるために

第38節 地震防災緊急事業 五箇年計画の推進

《計画の方針》

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号。以下「法」という。）に基づき、県は、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、県、市及び関係機関を実施主体とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、防災対策に資する施設の整備を推進している。

県では、平成18～22年度に実施した第3次地震防災緊急事業五箇年計画の事業未達成部分を含め、地震防災対策、消防防災力のさらなる強化・拡充を目的とし、各種事業を計上した第4次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）を策定し、施設整備等の計画的な推進を図っている。

これを受け、市は県が作成した五箇年計画にのっとり、地震防災上緊急に整備すべき施設等の計画的な推進を図る。本県における計画の策定は次のとおり。

- 第1次地震防災緊急事業五箇年計画 平成8～12年度
- 第2次地震防災緊急事業五箇年計画 平成13～17年度
- 第3次地震防災緊急事業五箇年計画 平成18～22年度
- 第4次地震防災緊急事業五箇年計画 平成23～27年度

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 五箇年計画の概要		
2 五箇年計画の対象施設等	各課	

1 五箇年計画の概要

（1）五箇年計画の対象地区

法第2条第1項に規定する地区は、過去の被害地震及び活断層の分布状況など、本市の地震災害環境を勘案し、本市を含む県全域である。

（2）五箇年計画の修正

五箇年計画の期間中に地震防災上の事由により計画を修正する必要があるときは、県は国その他の関係機関と調整し、法第2条第4項の規定による五箇年計画の変更を行うこととなっている。

2 五箇年計画の対象施設等

市域において、五箇年計画に定めることで、平成 23 年度から平成 27 年度までの期間で地震防災上緊急に整備すべき施設等は、法第 3 条第 1 項各号に掲げる次の施設である。（平成 26 年 8 月 31 日現在）

（１）避難路（第 2 号）

市は、地震災害時に避難者の避難ルートの安全を確保するため、市域の避難路の整備を県と調整を図りながら事業を推進する。

（２）消防用施設（第 3 号）

市は、地震災害時に火災の初期消火、延焼防止等の被害軽減を図るため、防火水槽等の消防水利、消防自動車や救助工作車等の消防車両、その他の整備を、県及び各関係機関と調整を図りながら事業を推進する。

（３）市立小・中学校の地震防災上の改築・補強（第 9－1、9－2 号）

市は、地震災害時の児童・生徒の安全な避難収容施設となる小・中学校の耐震構造化を確保するため、事業の推進に努める。

（４）砂防設備（第 13－1 号）

県は、地震に誘発され異常な土砂流出が発生する恐れが高く、特に人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れのある土石流危険溪流については砂防設備の整備を重点的に進める。

（５）ため池（第 13－5 号）

県は、地震発生時における宅地、農地及び農業用施設等の被害防止、被害の軽減を図るため、堤体等の改修、整備を推進する。

（６）老朽住宅密集対策（第 19 号）

市は、宅地、道路、公園等の公共施設を総合的に整備し、地域の防災力向上と都市機能の確保を図り、市街地の総合的な都市基盤整備を行う。

第 3 9 節 指定防災拠点等の整備

《計画の方針》

市は、地震発生時の応急措置を迅速かつ的確に実施するため、既存の応急対策活動の拠点となる施設・設備の耐震診断及び防災点検等を実施し、必要な改修、補強等を計画的に推進する。

また、指定防災拠点以外の施設等であっても、本計画で防災上重要な施設等と位置付ける施設は、今後、耐震改修等の整備を積極的に推進する。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 指定防災拠点等の整備	危機管理課、都市計画課	

1 指定防災拠点等の整備

市は、地震発生時に災害対策活動の拠点となる指定防災拠点及び防災上重要な施設（以下「指定防災拠点等」という。）について、計画的な耐震診断、防災点検等をもとに必要な補修、改修その他の対策を講じるほか、指定防災拠点等の管理者に対して同様の措置を講じるよう指導、要請する。

また、地域の実情に照らして、新たに必要な指定防災拠点等の整備促進に取り組む。

（１）指定防災拠点

指定防災拠点は、各地域が交通や通信手段等の混乱等により一時的に孤立無援の状態に陥るような場合においても、必要不可欠な災害応急復旧対策を講じるための市の活動拠点となる。

本市の指定防災拠点は、災害対策本部等を設置する市本庁舎、現場活動の拠点となる市消防本部及び医療活動の拠点となる市立総合病院とする。

（２）代替拠点施設の整備

現在、防災拠点施設となる市本庁舎の老朽化が進んでおり、直下型の大地震が発生した場合、甚大な被害を受けることは免れない状況にある。

そこで、市庁舎において災害応急対策活動が困難な事態に備え、代替施設として、市役所至近に位置している市総合福祉センターを選定する。

(3) 指定防災拠点以外の防災上重要な施設等

防災上重要な施設等は、おおむね次のとおりとする。

- ア 各総合支所
- イ 消防分署及び消防団、自主防災組織の活動拠点となる施設・設備等
- ウ 市が指定する避難場所及び避難所
- エ 市の医療機関、福祉施設
- オ 市の区域内の水源施設

(4) 整備すべき主な事項

- | | |
|---|------------------|
| 1 | 情報の収集・提供のための通信機能 |
| 2 | 防災活動用資機材の備蓄 |
| 3 | 非常用飲料水の備蓄 |
| 4 | 食糧等救援物資の備蓄 |
| 5 | 非常用電源の確保 |
| 6 | 平常時の防災教育の場 など |

第 40 節 広域防災拠点等の整備

《計画の方針》

大規模な災害が発生した場合は、県外からの広域応援部隊や救援物資等を被害の少ない地域に集結・集積させたいと、被災箇所それぞれ展開及び搬送するなど、広域応援活動を円滑に行う必要がある。

このため、県はこのような広域応援活動の拠点となる施設（広域拠点施設）をあらかじめ指定している。市は、県と連携し、広域防災拠点等における後方支援を行うとともに、市において大規模災害が発生した場合は、広域応援活動を受け入れる拠点の確保を図るものとする。

《実施担当》

対策項目	課等	関係機関
1 県による広域防災拠点の指定等		県
2 広域防災拠点への後方支援等	危機管理課	県

1 県による広域防災拠点の指定等

（１）広域防災拠点の機能

県が指定する広域防災拠点は、次の機能を果たす施設とする。

名称	機能
集結場所・ベースキャンプ	県外等からの自衛隊、警察、消防等の部隊の集結場所または活動拠点となるベースキャンプ
一次物資集積拠点	救援物資の受け入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、市町村等に輸送する施設
広域搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）	重症患者を広域搬送する空港において、症状の安定化等を図るために設置する臨時の医療施設

■表 2－40－1 広域防災拠点の定義

◆広域防災拠点施設

（資料 8－7）

（２）広域防災拠点の指定等

県は、県北・中央・県南の各地域に、広域防災拠点を指定しており、本市

を含む大館北秋地域の指定状況は、次のとおり。

地域	施設の名称	機能	ヘリポートの有無
大館 北秋 地域	長根山運動公園	集結場所・ベースキャンプ	有
	長木川河川緑地	集結場所・ベースキャンプ	有
	北欧の杜公園	集結場所・ベースキャンプ	
	大館樹海ドーム	一次物資集積拠点	有
	大館能代空港	広域搬送拠点臨時医療施設	有

■表 2-40-2 大館北秋地域の広域防災拠点

2 広域防災拠点への後方支援等

(1) 広域防災拠点における後方支援

市は、県が行う市域の広域防災拠点の開設に当たり協力を求められた場合、必要な後方支援に努める。また、県以外の防災関係機関等との連携にも努める。

(2) ベースキャンプの整備等

広域応援部隊は、県が指定した集結地やベースキャンプから被災地に展開する場合のほか、市内にベースキャンプを設置して活動することが想定される。

このため、市災害対策本部は、広域応援部隊や自衛隊、医療チーム等を受け入れるベースキャンプとなる施設または場所を、災害状況を勘案し迅速に決定し、広く周知する。

また、ベースキャンプの運用等をあらかじめ、県等と検討する。

(3) 二次物資集積拠点の整備等

市が自ら調達し、または県に要請した救援物資は、各避難所に直接輸送となる場合のほか、市においても、救援物資の受け入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、避難所等に輸送する中継所等の機能を果たす施設（以下、本節において「二次物資集積拠点」という。）を開設する必要がある。

このため、市災害対策本部は、災害状況を勘案し二次物資集積拠点を迅速に決定し、広く周知する。

また、二次物資集積拠点の運用方法等をあらかじめ検討しておく。

なお、市は二次物資集積拠点の運営及び二次物資集積拠点から避難所への輸送等について運送事業者からの協力が得られるよう、事業者との協定締結を進めている。